

第2章 保存管理計画

2-1 保存管理の現状

(1) 保存状況

ア はじめに

計画対象となる8棟のうち、1号～5号棟は、平成の時期に修理工事が実施され、現在、実際に活用されている建物であり、直ちに修理を必要とするような大きな破損は見受けられない。しかしながら、過去の修理工事における改造により、当初材が撤去されたり、形式が大きく変更されたりした部分が各棟に存在しているため、本項で棟ごとに整理する。ただし、2号～4号棟は同じ仕様で建設された建物であり、当初はほぼ同じ形式であったと見られるので、項をまとめて記述する。

一方、6号～8号棟（需品庫3棟）は、過去に大規模な修理工事が実施されていないため、改造は部分的なものにとどまるが、著しく破損している箇所が見受けられるので、それらの状況を中心に述べる。この3棟も、同じ仕様で建設された建物であるので、ここでは原則として3棟を一括して記述することとし、破損や改修の現在の状態において、建物ごとに相違が生じている内容を詳述する必要がある時は、その都度補足していくこととする。

イ 主な参考資料

本項では以下の資料を主に参照する。

まず、5号棟を除く建物の当初の状態を示す資料として、以下のものがある。

1号棟 : 「明治36年度海軍拡張費建築費工事竣工報告書」（以下「1号棟竣工報告書」）

2、3、4号棟 : 「豫備艦兵器庫、彈丸庫并小銃庫、雜器庫并預兵器庫三棟仕様書」
（以下「兵器廠三棟仕様書」）

6、7、8号棟 : 「舞鶴鎮守府需品庫三棟新築仕様書」（以下「需品庫三棟仕様書」）

また、1号～5号棟の既往の建造物調査報告書、修理工事報告書に、以下のものがある。

1号棟 : 『(舞鶴海軍軍需部煉瓦造倉庫群第1棟) 旧舞鶴海軍兵器廠魚形水雷庫保存学術調査報告書』1992 財団法人建築研究協会

2号棟 : 『舞鶴市北吸地区煉瓦造倉庫第2棟の予備調査報告書』1991 財団法人建築研究協会

3号棟 : 財団法人建築研究協会編『舞鶴市指定文化財旧舞鶴鎮守府兵器廠彈丸庫並小銃庫（まいづる智恵蔵）修理工事報告書』2007 舞鶴市教育委員会

4号棟、5号棟 : 株式会社文化財保存計画協会編『重要文化財 舞鶴旧鎮守府倉庫施設舞鶴海軍兵器廠 雜器庫並預兵器庫 附・第三水雷庫』2012 舞鶴市教育委員会

その他、改修工事の設計図書、竣工図書を参考とする。



図 2.1.1 1号棟西面（正面） 全景



図 2.1.2 1号棟南面・東面 全景



図 2.1.3 2号棟南東面 全景



図 2.1.4 2号棟北西面 全景



図 2.1.5 3号棟南東面 全景



図 2.1.6 3号棟北西面 全景



図 2.1.7 4号棟南東面 全景



図 2.1.8 4号棟北西面 全景



图 2.1.9 5号棟南東面 全景



图 2.1.10 5号棟北西面 全景



图 2.1.11 6号棟南東面 全景



图 2.1.12 6号棟南面 全景



图 2.1.13 7号棟南東面 全景



图 2.1.14 7号棟南西面 全景



图 2.1.15 8号棟南西面 全景



图 2.1.16 8号棟南西面 全景

ウ 1号棟 赤れんが博物館（指定名称：舞鶴海軍兵器廠魚形水雷庫）

【基礎】

【保存の状況・改修の内容】

現状、基礎はすべて見え隠れとなっているため、目視で確認することはできないが、平成3年度に、鉄骨柱周辺の試掘調査が実施されている（図2.1.17）。

それによれば、鉄骨柱のうち「主柱」と「妻面開口部の側柱」の下部においては、無筋コンクリート造のベース上に煉瓦造の根積みを設け、さらにその上に花崗岩の基礎石を据えて基礎としているのに対し、「窓開口部を支える間柱」の位置においては、煉瓦造の根積みがなく、無筋コンクリート造のベース上に直接、花崗岩の基礎石を据えている。壁は間柱下と同様に、無筋コンクリート造のベース上に据えた花崗岩の地覆石の上に煉瓦を積み上げている。

平成4年度から5年度にかけて実施された改修工事、平成16年度に実施された耐震補強工事いずれにおいても、基礎の改修は行われておらず、現在も、当初の状態が保存されていると考えられる。

【破損の状況】

破損状況は未確認である。今後の大規模修理等にあわせて確認を行う。

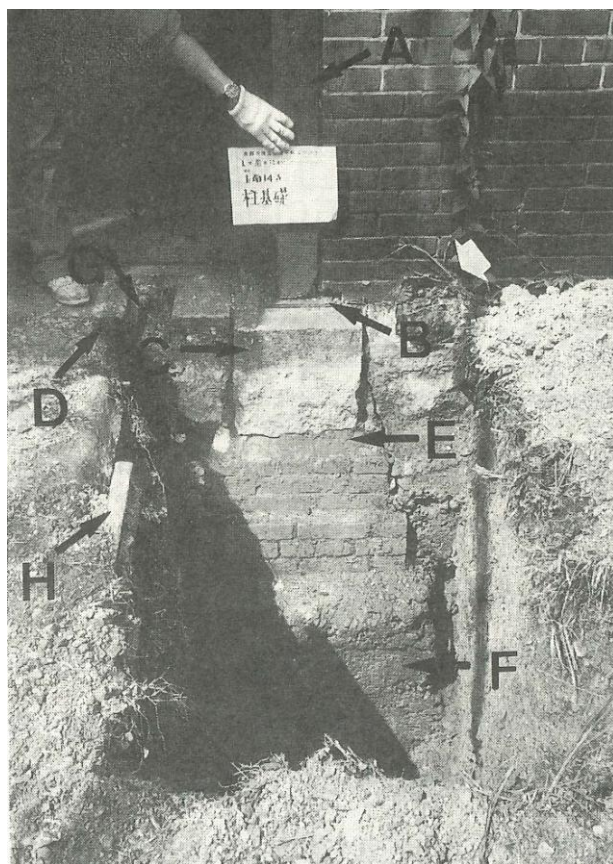


図2.1.17 基礎試掘状況（「調査報告書」より抜粋）

1号棟

【土間床】

〔保存の状況・改修の内容〕

内部の床は、現状、仕上げ材に覆われているため、下地の状況はほとんど目視で確認できないが、平成3年度に、鉄骨柱と木造柱周辺の床の試掘調査が実施されている（図2.1.18）。

それによれば、改修工事直前は、当初のものと思われる煉瓦敷の床の上に、土間コンクリート仕上げの床を設けて嵩上げしている状態だったようである。なお、軌道の痕跡が土間コンクリートの下に潜り込んでいるので、嵩上げは後補であると報告書には記載されている。

その後の改修工事で、嵩上げた土間コンクリート床は撤去され、煉瓦敷の床は一部が保存され、その他の部分では新たに土間コンクリートが打設された。現在は、その上に仕上げ材（ゴムタイル敷）が設置されている。保存された煉瓦床の箇所には、アクリル製の窓を設け、観覧者が覗くことができるように工夫している（図2.1.19）。

〔破損の状況〕

破損状況は未確認である。今後の大規模修理等にあわせて確認を行う。



図 2.1.18 土間試掘状況
（「調査報告書」より抜粋）

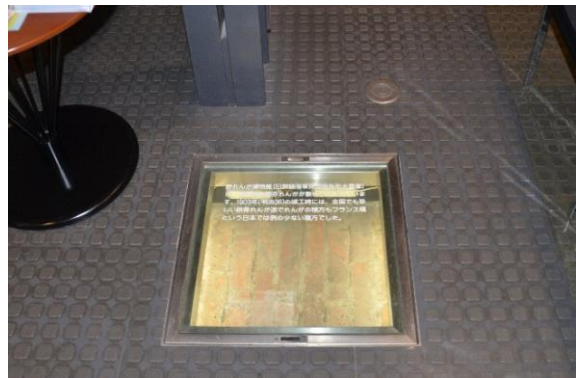


図 2.1.19 一階床アクリル窓

【煉瓦壁】

〔保存の状況・改修の内容〕

煉瓦壁は鉄骨架構の柱間を埋めるように設けられており、鉄骨架構を持たない他の7棟と比べると壁厚が薄く、煉瓦1枚分となっている。フランス積で（図2.1.20）、開口部のアーチなど役物煉瓦は使用されていない。

「1号棟竣工報告書」には「側内廻腰巾木積 焼過ぎ煉瓦」と記載されており、「調査報告書」にも花崗岩地覆石より上5段分の煉瓦には焼過ぎ煉瓦を使用していると記載されているが、現状では確かに地覆石付近に焼過ぎ煉瓦の使用は認められるが、5段目で明確に区分できるほどの相違は視認できない（図2.1.22）。

過去の工事において、煉瓦壁の大規模な改修は行われていないので、当初の状態が保たれていると見られる。ただし、平成3年度の調査にて、1階窓台下部1箇所の煉瓦抜き取り調査を実施しており、その部分は、現状では補足材に取り替えられている。

〔破損状況〕

正面側（西面）南から3番目の1階窓台下にて、部分的に白く変色している煉瓦や表面剥離が生じている煉瓦が見受けられるが（図2.1.23）、目視の範囲では、それ以外に特に破損は生じていない。



図 2.1.20 煉瓦外壁 1号棟フランス積



図 2.1.21 参考煉瓦外壁 4号棟イギリス積

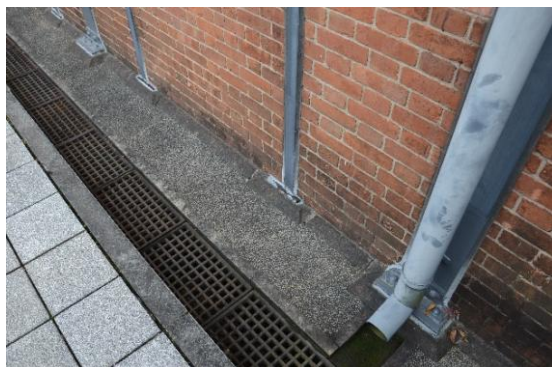


図 2.1.22 煉瓦外壁 焼過ぎ煉瓦



図 2.1.23 煉瓦外壁 変色部分

【鉄骨架構】

〔保存の状況・改修の内容〕

鉄骨架構は当初の部材に対して、平成5年度および平成16年度の工事において、補強鉄骨材が付加された状態となっている（図2.1.24～37）。

当初の部材は、約11mの間隔で建てた主柱（アングル材とプレート材の組み合わせで成る）の頂部を鉄骨ハウトラス架構（アングル材で成る）で繋いだフレームを、桁行方向に14通り配置し、トラス下端の高さ（二階天井面）で棟通りに繋ぎ材を設けたものを主架構とし、妻側の二階部分、平側（長手）の東西両端の2間ずつに垂直ブレース、二階天井面の東西両端と中央の3間に水平ブレースを入れる。トラスはキングポストトラスで、下弦材に真束、第一吊束、第二吊束を立て、方杖で支え、上弦材を組む。

妻側においては、開口部の両側に側柱を立てる。また、妻側、平側とも窓の両側に間柱を立てるとともに開口の上下に繋ぎ材を入れ、煉瓦壁と区画している。

補強鉄骨材は、軒高さ及び二階床高さにおいて桁行方向の繋ぎ材、妻側一階部分の垂直ブレース、平側の垂直ブレース（3間分）、二階天井面の水平ブレース等が付加されている。

補強鉄骨材は、当初材に溶接したガセットプレートに、高力ボルト接合を用いて取り付けている。これは、明治期の建設当初にはまだ存在していなかった工法として意図的に採用されたものであり、溶接と高力ボルトに着目すれば、補強材と当初材を選別することが可能である。ただし、ボルトの見えがかりについては、意匠的に当初仕様のリベットらしく見せかけている箇所もあり、注意が必要である。

〔破損状況〕

外壁の鉄骨とサッシや煉瓦壁との取り合いは変成シリコンシールを用いて処理されているが、経年劣化が進行している。また、錆が発生している箇所があり、定期的に塗装やシリコンシールの補修が必要な状況となっている。

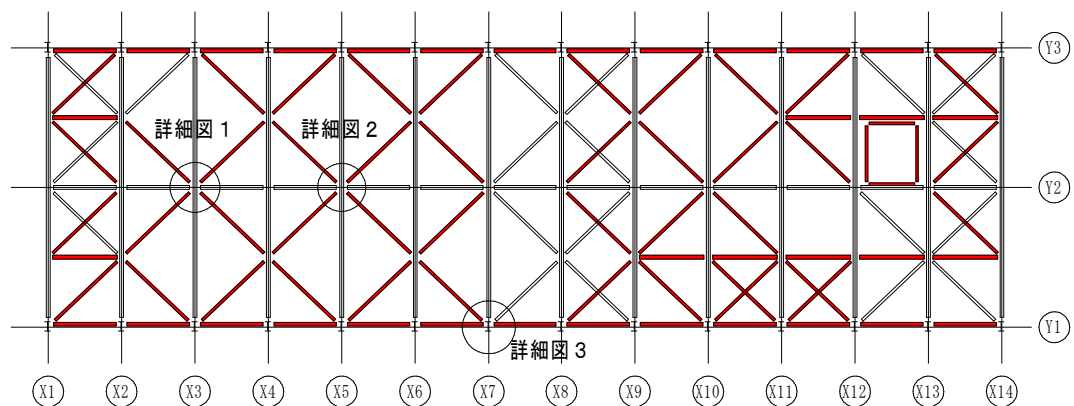


図2.1.24 鉄骨フレーム伏図（トラス下弦材レベル）

□ : 当初材

■ : 補強材

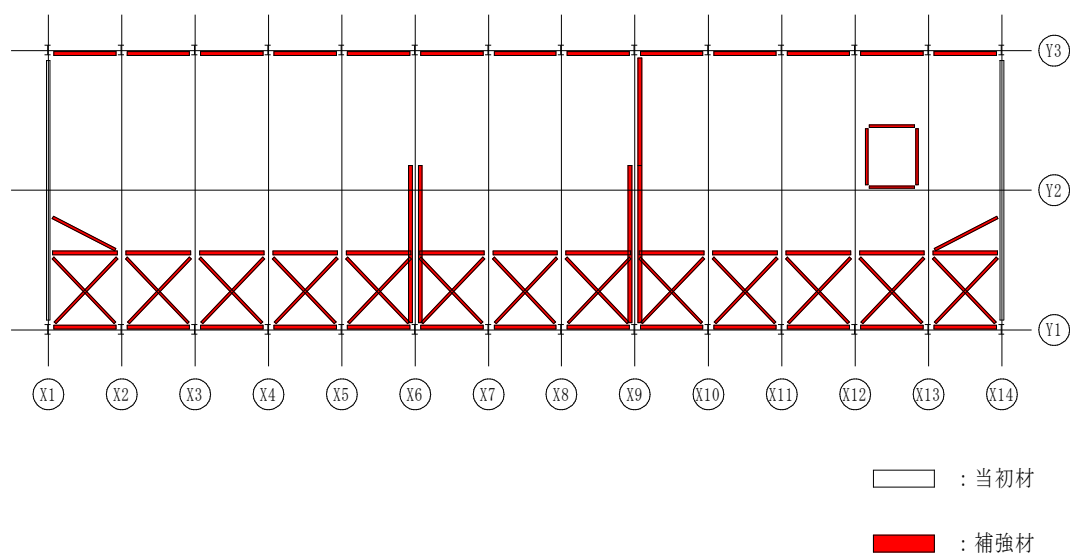


図 2.1.25 鉄骨フレーム伏図（二階床梁レベル）

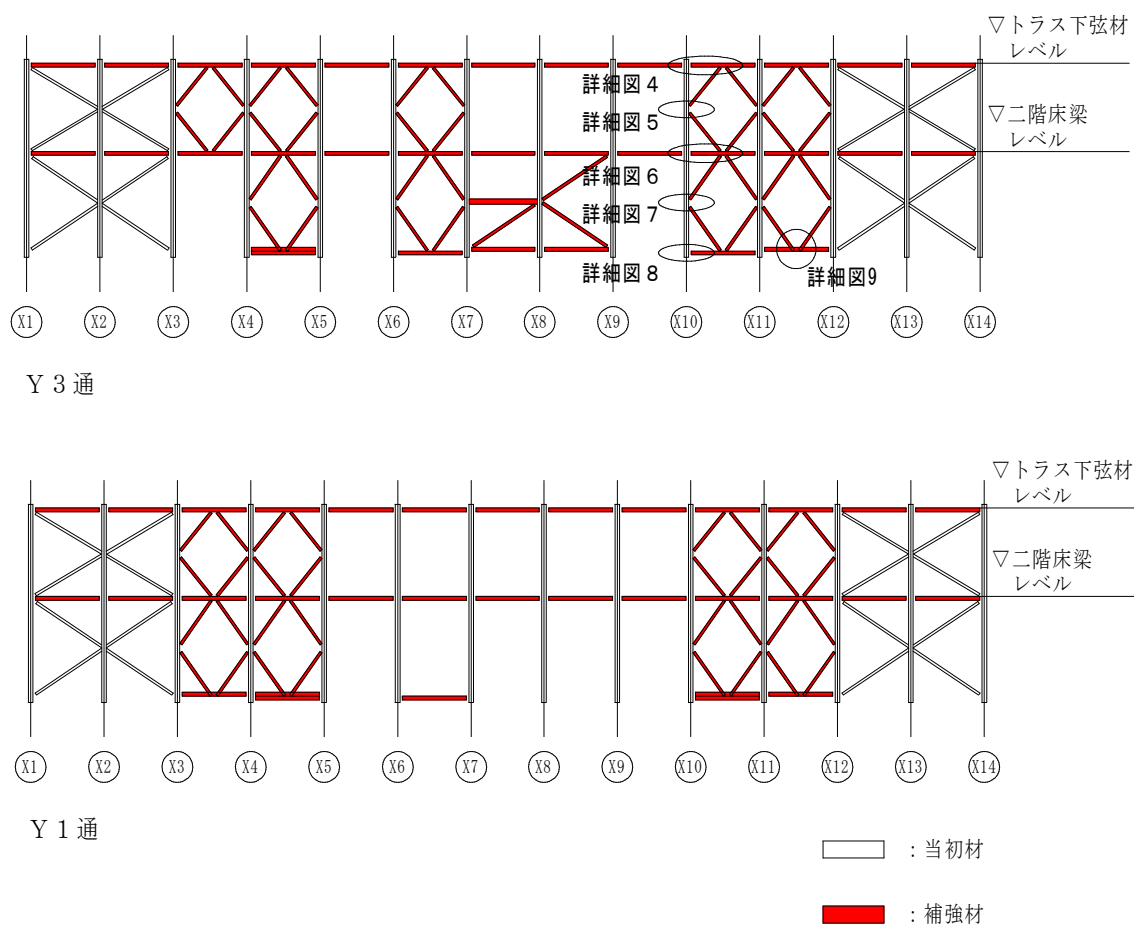


図 2.1.26 鉄骨フレーム軸組図（Y1通、Y3通）

1号棟

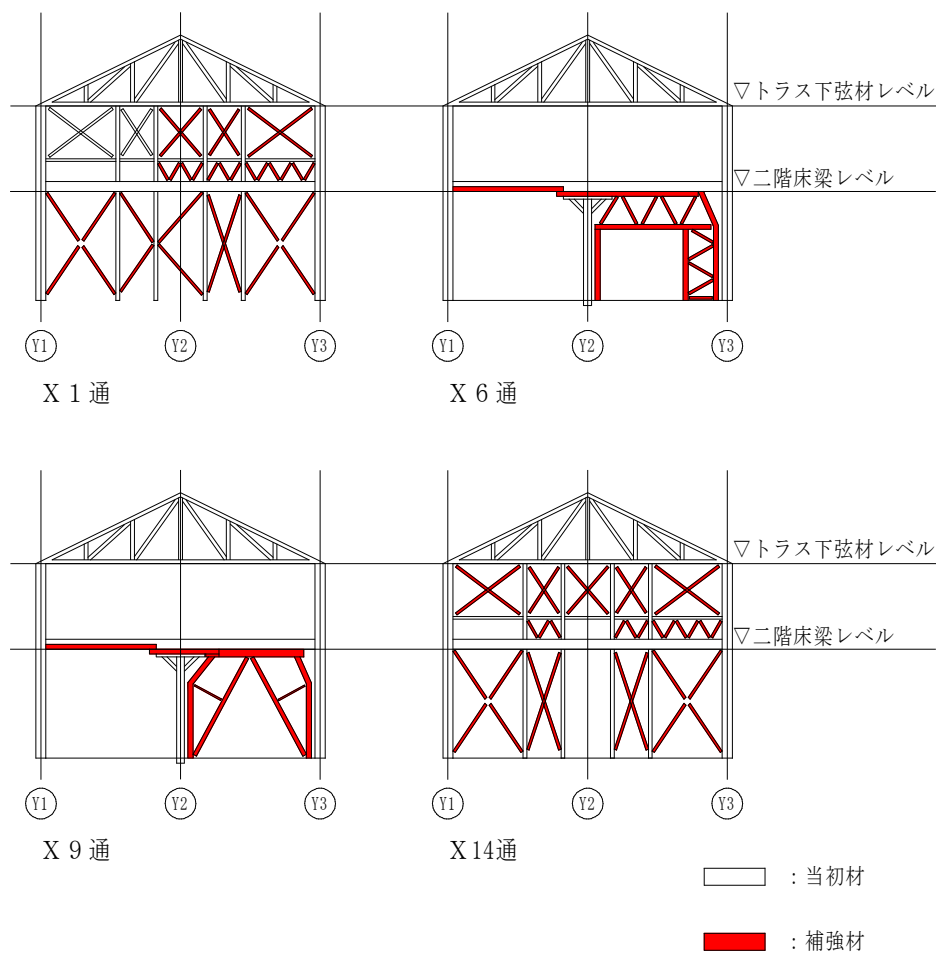


図 2. 1. 27 鉄骨フレーム軸組図 (X1 通、X6 通、X9 通、X14 通)

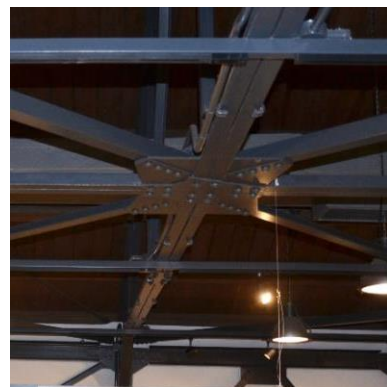
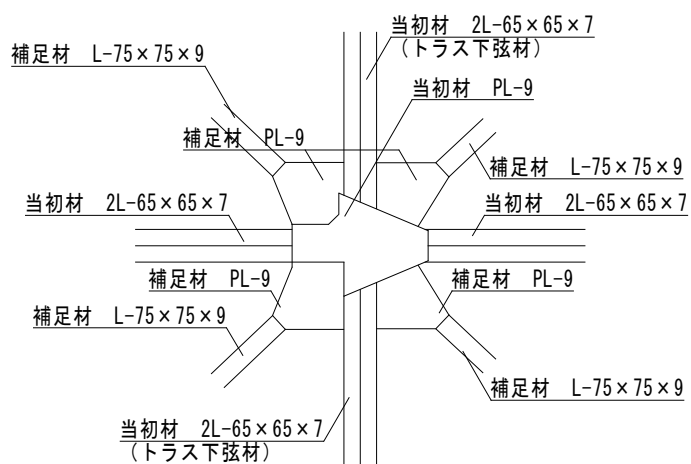


図 2. 1. 28 鉄骨フレーム詳細図 1 (見上げ)

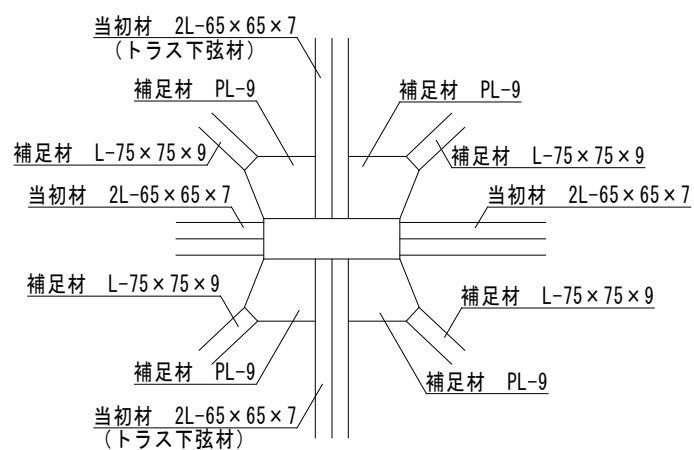


図 2.1.29 鉄骨フレーム詳細図 2 (見上げ)

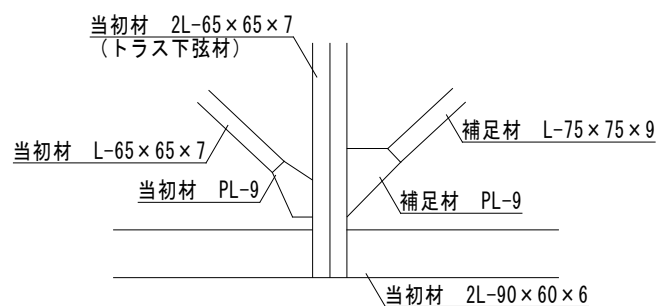


図 2.1.30 鉄骨フレーム詳細図 3 (見上げ)

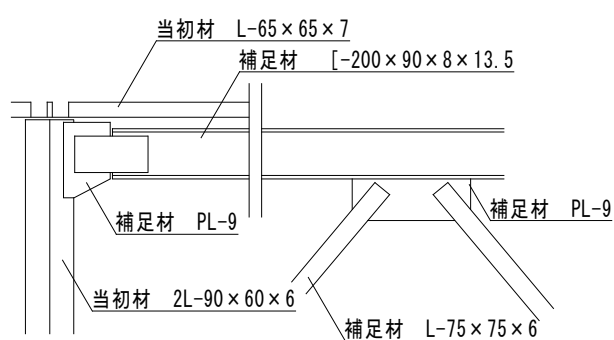


図 2.1.31 鉄骨フレーム詳細図 4

1号棟

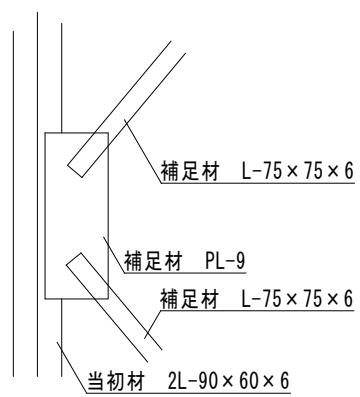


図 2. 1. 32 鉄骨フレーム詳細図 5

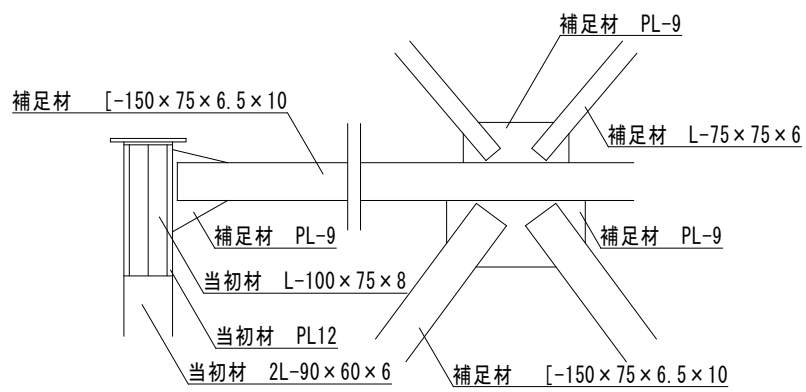


図 2. 1. 33 鉄骨フレーム詳細図 6

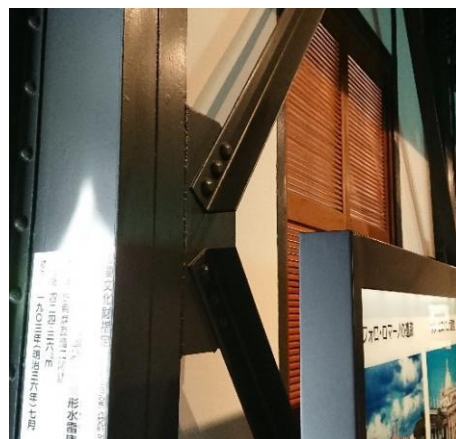
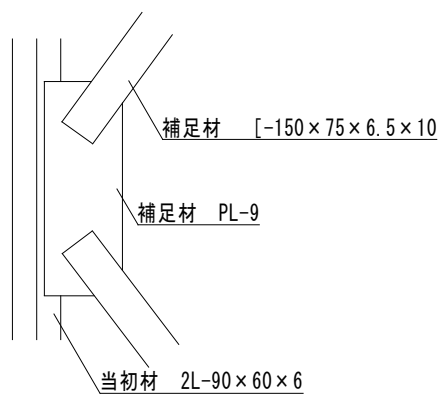


図 2.1.34 鉄骨フレーム詳細図 7

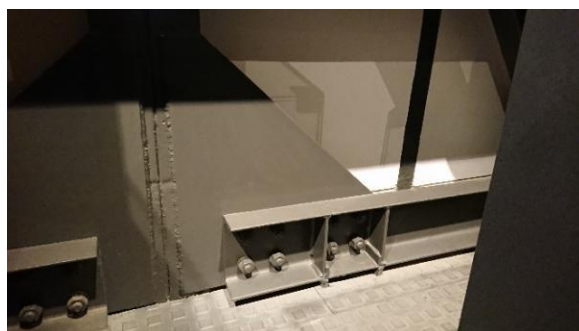
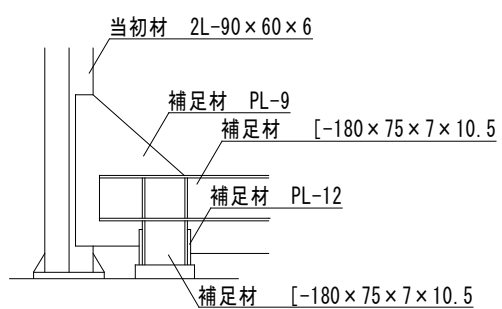


図 2.1.35 鉄骨フレーム詳細図 8

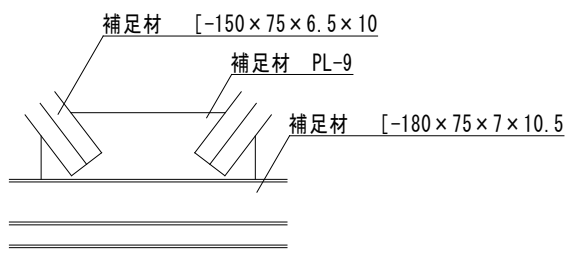


図 2.1.36 鉄骨フレーム詳細図 9

1号棟

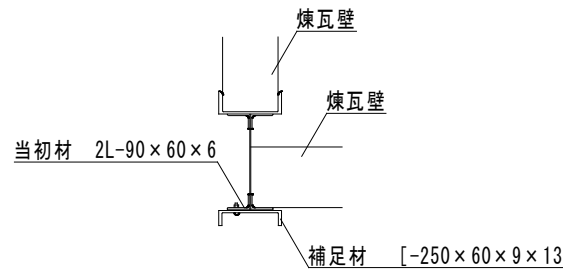


図 2.1.37 鉄骨主柱詳細図

【二階床組・小屋組（木造部分）】

〔保存の状況・改修の内容〕

二階の床組は、当初からの形式として、木造の架構が用いられている。まず床梁については、中央部は頂部に肘木及び方杖を設けた木造の柱で支え、床梁両端部は、鋼製の梁受けを介して主架構の鉄骨で支えている。また床梁上には根太及び床板が組まれている（図 2.1.38）。

この床組のうち、平成5年度の改修工事で建物の中央部に鉄骨階段が新設されたことに伴い、吹き抜けとなる部分が撤去され、床梁も2本、切断された（図 2.1.42）。それ以外の部分では、当初の材料が保存されていると考えられる。また、改修工事前までは、二階床に荷揚げ口が存在していたが、工事において、根太を新たに設け、周囲と同様の床板を張っている（図 2.1.43）。この工事の竣工図書によれば、鉄骨階段部分の撤去材を転用したようである。

トラスから上部の屋根構造は木造で、上弦材に母屋桁を架け渡し、屋根下地として熨斗板を張る。改修工事においては一部、破損していた母屋桁、熨斗板の取替は行われたものの、概ね当初の状態が現状でも維持されている。

〔破損状況〕

目視の範囲では特に破損は見受けられない。



図 2.1.38 一階鉄骨及び木造架構

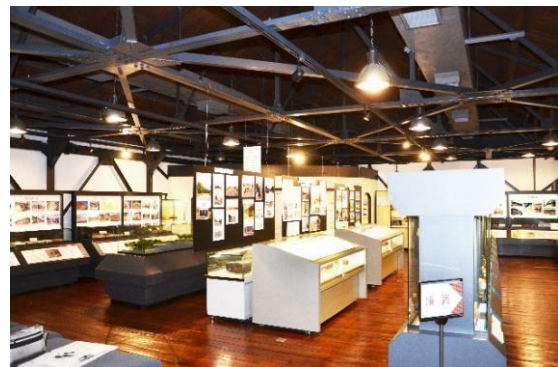


図 2.1.39 二階鉄骨架構



図 2.1.40 小屋組鉄骨トラス



図 2.1.41 当初鉄骨材と補強材の接合部

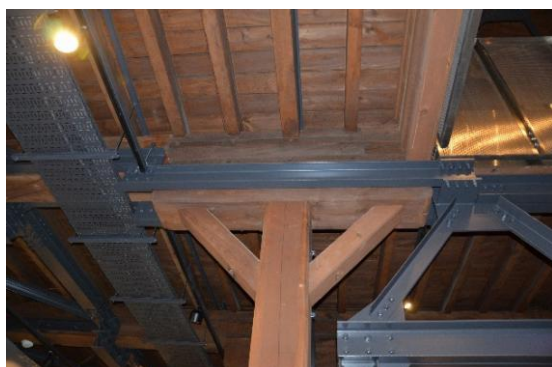


図 2.1.42 二階床梁切断部



図 2.1.43 二階床 旧荷揚口付近

【内装・造作】

〔保存の状況・改修の内容〕

現状では、建物内部には多数の間仕切りが設置され、「事務室」「機械室」「E V」などが区画されているが、これらの部屋間仕切りはすべて改修工事で設置されたものであるため、内装等については詳細な記述を省くこととし、本項では、主に当初からの内装がどのように改造を受けたかについて述べる。

一階の床仕上げは、現状ではゴムタイル敷となっているが、これは平成 16 年度の改修工事で設置されたもので、前述したように、当初と見られる煉瓦床の一部を保存した上で、上部に防湿フィルムとポリスチレンフォームを敷き込み、土間コンクリートを打設し、ゴムタイルで仕上げている。

二階の床は化粧板張り、ポリウレタン塗装仕上げとしている。板は当初材だが、塗装は平成 16 年に施工されたものである。

内壁は、現状ではプラスター塗となっているが、当初の仕様書には漆喰塗とある。資料によれば、平成 5 年度の改修工事において、漆喰塗が撤去されてプラスター塗に改められ、さらに平成 16 年度に表面に E P 塗装が施されたものである。

室内南東隅に木造の階段が存在している。平成 4 年の改修工事以前には、北西隅にも同様の木造階段があったが、改修工事で撤去された。また、南東隅の階段も、踊り場中

1号棟

中央から下段部分は、平成5年の改修工事において、既存の階段を撤去して新設したものである。その際の設計図書によれば、手摺のみ材料が再利用されたようである。

鉄骨材の塗装は二度の改修工事いずれにおいても、塗り直しが行われている。

〔破損状況〕

現状、大きな破損は見受けられないものの、床の仕上げに凹凸や隙間が生じている箇所があり、来館者の安全管理という点からは配慮が必要な状況である。



図 2.1.44 一階展示室 中央階段廻り



図 2.1.45 二階展示室



図 2.1.46 木造階段廻り



図 2.1.47 一階カウンター廻り



図 2.1.48 一階事務室内部



図 2.1.49 一階倉庫内部

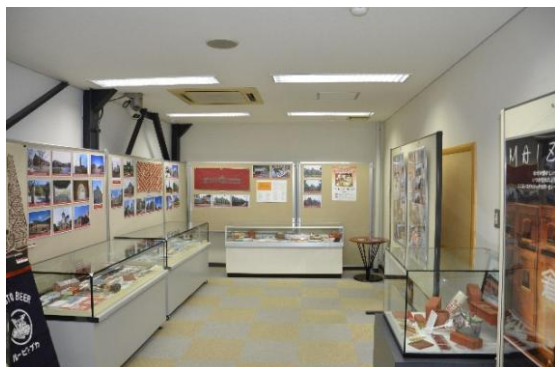


図 2.1.50 二階展示室内部



図 2.1.51 二階E V廻り

【屋根】

〔保存の状況・改修の内容〕

現状では、カラーステンレス板の葺きとなっているが、これは平成5年度の改修工事で波型トタン板葺きから変更されたものである。既存の熨斗板上に木毛セメント板を取り付けた上に、アスファルトルーフィングを敷き、カラーステンレス板を葺き上げている。なお「1号棟竣工報告書」によれば、建設当初の屋根はスレート葺きであったとされており、改修工事の調査において釘穴の痕跡が熨斗板に残されていたことが確認されている。スレート葺きからトタン板葺きへの改修がいつの段階で実施されたかについては不明である。

現状の大棟は木造の箱棟とする。また妻は垂木形（破風板）を取り付け、取り合いを品板で納めている。これらの材はすべて平成の改修工事で取り替えられたものであるが、形式は改修前のものを踏襲している。

また箱棟と品板の表面は、現状ではカラーステンレス張りとしているが、これも平成5年度の改修工事で亜鉛鉄板張りから新調されたものである。「1号棟竣工報告書」には「鉄板張り」と記されているが、改修前の亜鉛鉄板が当初材だったかどうかは不明である。

屋根面の軒先付近に設置された雪止め金物は、改修工事で新調されたものである（図2.1.53）。「1号棟竣工報告書」に図示された金物とは、形式が異なるものである。

〔破損状況〕

地上から目視した限りでは、特に破損は見受けられない。



図 2.1.52 屋根廻り



図 2.1.53 雪止め金物

【開口部・窓枠・建具】

〔保存の状況・改修の内容〕

現状では、本建物の出入口は北面（正面）、南面（背面）、西面（側面）それぞれの中央部に1箇所ずつ、合計3箇所設けられている。東面の中央部は、現状では開口部がなく煉瓦壁となっているが、改修前は窓が存在した。さらに庇の痕跡が煉瓦壁表面に残っていること（図2.1.54）から南面と同様の出入口であったと考えられる。昭和20年の配置図（参考資料⑦）では建物の東面と西面を軌道が貫いており、この段階までは、東面の出入口が機能していたことがわかる。

北面出入口の建具は、現状では撤去されており、改修工事において、外部に鉄骨造ガラス張りの風除室が新築されている。南面出入口の建具は、現状では、鉄製の両開き扉であるが（図2.1.55）、これは改修工事で当初の形式に倣って新調されたもので、平成の調査報告書によれば、改修前は波形鉄板張りの鉄扉が用いられていた。西面出入口の建具は、現状、鉄製の両開き扉であるが（図2.1.56）、これは平成の改修工事で取り替えられたもので、改修前は鉄製の片引き戸が用いられていた。

次に一階の窓は、東面と西面において、鉄骨柱間一間に1箇所ずつ設けられている。ただし、中央間及び端間の3柱間には窓が設けられていないので、各面10か所ずつということになる。建具は、現状では、外側を鉄製の両開きガラス戸（一部鉄製ガラリ戸）（図2.1.57）、内側を嵌め殺し木製ガラリ戸（図2.1.59）とし、鉄骨の間柱に設けた鉄製サッシと戸枠に取り付けているが、これらは改修工事で新設されたものである。平成の調査報告書によれば、改修前は、木製の建具枠を設け、外側を木製両開きガラス戸とし、内側に丸鋼の面格子を取り付けていたようである。ただし、調査報告書は、痕跡や技法からそれらは当初の形式ではないとしている。

現状の二階窓は、南北面（平側）と東西面（妻側）で形式が異なる。

まず、南北面については、両端を除いて鉄骨柱間ごとに1箇所ずつ、窓が設けられている。建具は、現状では、室外側は滑り出し窓、嵌め殺しガラス戸が規則正しく配置され、鉄骨の間柱に設けた鉄製サッシに取り付けられている（図2.1.58）。室内側は木製ガラリ戸が主だが（図2.1.60）、一部、ステンドグラスが設置されている。

東西面は鉄骨柱間三間にそれぞれ1箇所ずつ窓が設けられている。現状では、室外側の建具の形式が中央間と両脇間で異なっており、中央間は鉄製の方立て三分割し、その中央を鉄製嵌め殺しガラス戸、方立両脇を鉄製片開きガラス戸とする。一方、両脇間は鉄製の外開きガラス戸としている。また、室内側の建具は、現状ではすべて木製ガラリ戸としている。

平成の改修工事においては、これらの建具のうち、室外側の建具は、既存の枠を再利用したうえでガラスの取り替えを実施し、室内側の建具はすべて新調としている。

〔破損状況〕

鉄製サッシと鉄骨や煉瓦壁の取り合いは変成シリコンシールを用いて処理されてい

るが、経年劣化が進行している。また、錆が発生している箇所があり、定期的に塗装やシリコンシールの補修が必要な状況となっている。



図 2.1.54 東面現状及び庇痕跡



図 2.1.55 南面出入口

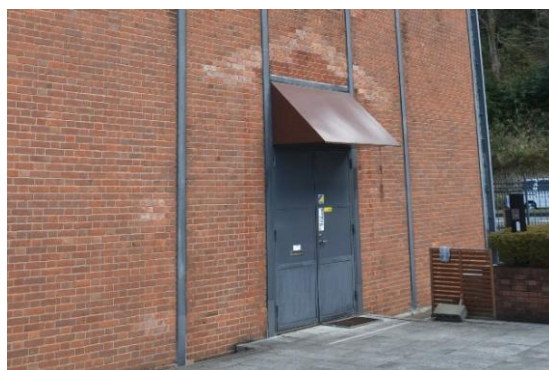


図 2.1.56 西面出入口及び庇痕跡



図 2.1.57 南面一階窓



図 2.1.58 北面二階窓

1号棟



図 2.1.59 一階窓内側



図 2.1.60 二階窓内側

【その他】

〔保存の状況・改修の内容〕

西面の出入口上部には庇が設置されているが、平成5年の改修工事で新設されたものである。なお、両流れ屋根が取りついていた痕跡が煉瓦表面に残っているが(図2.1.56)、「1号棟竣工報告書」に記述がなく、両流れ屋根の庇がいつの時代に取り付けられ、また撤去されたかはよくわからない。また、東面にも同様の庇痕跡が残されていることは前述したとおりである。

妻の壁面は耐候性鋼板張りとしている。現在の材料自体は改修工事の時に新調されたものであるが、平成の調査報告書によれば、改修以前も鉄板張りであったようである。ただし、当初の仕様書に当該部分についての記述がなく、当初からの形式であったどうかは不明である。

軒樋、豎樋、呼び樋、樋受金物はすべて耐候性鋼板製であるが、改修工事において新調されたものである。

現状の電気設備、機械設備は、すべて改修工事において新調されたものである。

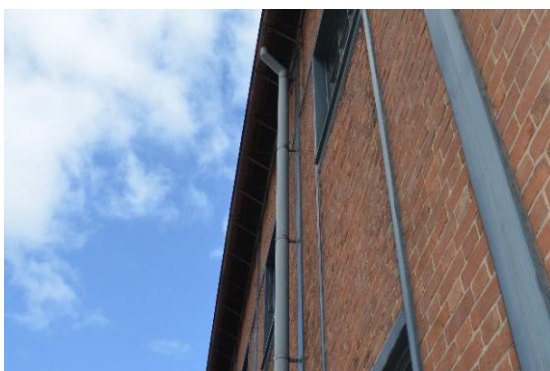


図 2.1.61 耐候性鋼板製雨樋



図 2.1.62 北面風除室

- エ 2号棟 市政記念館（指定名称：舞鶴海軍兵器廠予備艦兵器庫）
 3号棟 まいづる智恵蔵（指定名称：舞鶴海軍兵器廠弾丸庫並小銃庫）
 4号棟 赤れんが工房（指定名称：舞鶴海軍兵器廠雑器庫並預兵器庫）

【基礎】

〔保存の状況・改修の内容〕

現状、基礎はすべて見え隠れとなっているため、目視で確認することはできないが、改修工事、修理工事で明らかになっていることを記す。

3号棟の修理工事報告書によれば、基礎地盤に木製の枕木を敷き並べ、その上に木製の土台を組み、その上に改良地盤を設け、さらにその上に煉瓦の根積みとしている（図 2.1.63）。「兵器廠3棟仕様書」では、枕木、土台、根積みの記述はあるものの、改良地盤の部分について、コンクリートを打設すると記しており、必ずしも仕様書通りに実施されていたわけではない可能性がある。したがって「兵器廠3棟仕様書」に「枕木の下に木製の丸太杭を打ち込む」と記されていることについても、工事中の調査は枕木から下に及んでいないため、杭の有無は不明と言わざるを得ない。

2号棟、4号棟については、3号棟ほど詳しい調査記録が残されていないが、少なくとも工事で掘削した範囲については、同様の基礎が存在していたようである。

各棟の改修工事、保存修理工事において、既存の基礎の改修は行われておらず、現在も、当初の状態が保存されていると考えられる。

〔破損の状況〕

破損状況は未確認である。今後の大規模修理等にあわせて確認を行う。

【土間床】

〔保存の状況・改修の内容〕

現状、1階内部床の仕上げは3棟で異なるが、3棟とも、改修工事において既存の土間コンクリートをすべて解体し新たに打設した点は共通している。改修前の土間の状態は、修理工事報告書によれば、3号棟は支持地盤上に埋め戻し土厚約 750 mm、改良地盤厚約 1.0mを設けており、一方、4号棟は支持地盤上に埋め戻し土厚約 500 mm、無筋コンクリートを設けていた。2号棟の埋め戻し土や改良地盤については資料に残っていないが、厚 90 mmの割栗石上に、厚 90 mmの土間コンクリートを打設し、厚 30 mmのモルタル塗仕上げとしていたようである。これらが当初からの形式であったかどうかは不明である。

〔破損の状況〕

2号棟、3号棟は床板や仕上げ材によって土間床は見え隠れとなっているため、目視の範囲では、破損状況は不明である。4号棟の土間床表面は、日常的な使用に支障はないものの、外観にひび割れがかなり目立つ状態である（図 2.1.64）。

2号～4号棟

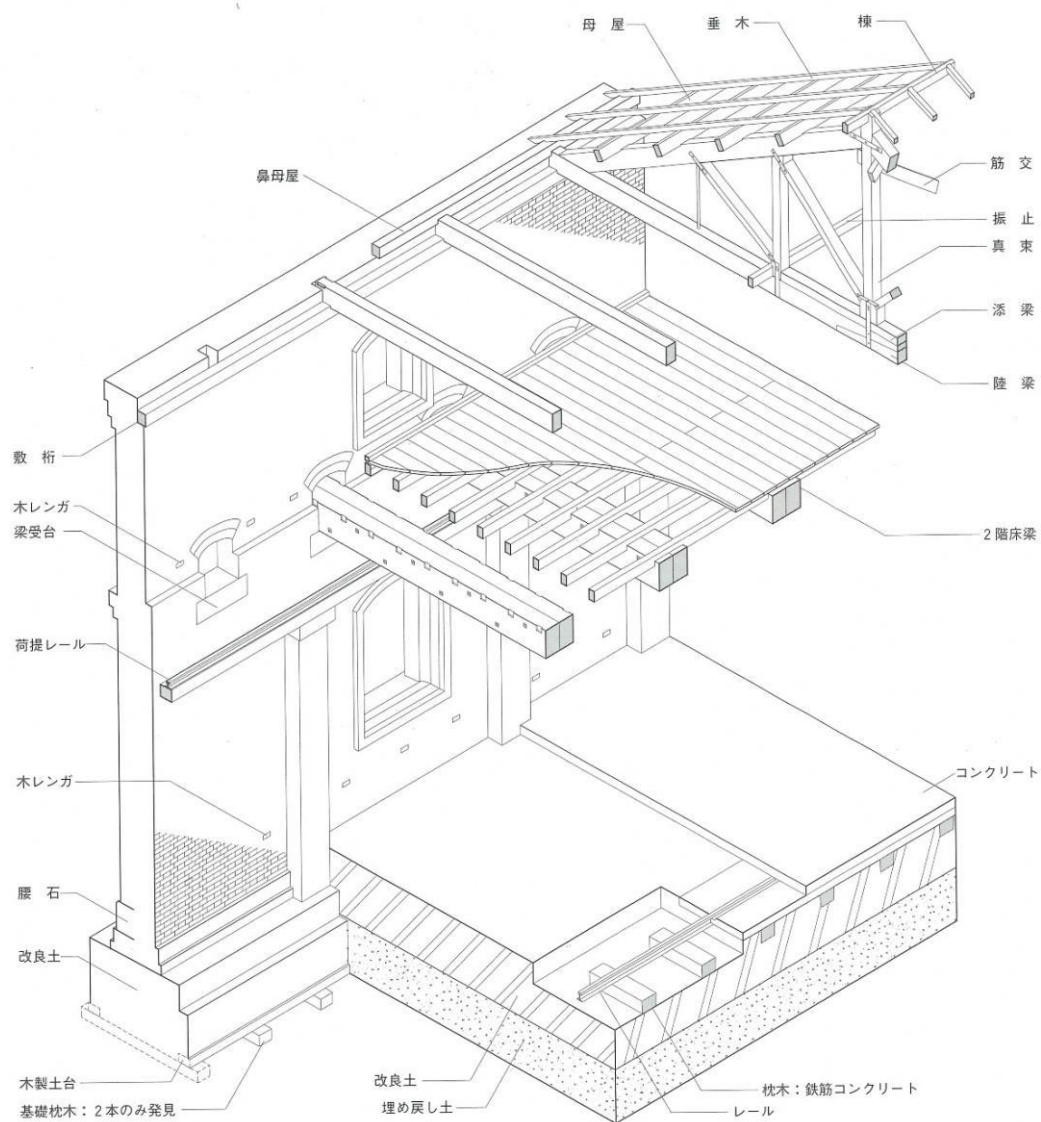


図 2.1.63 3号棟架構図（修理工事報告書から抜粋）

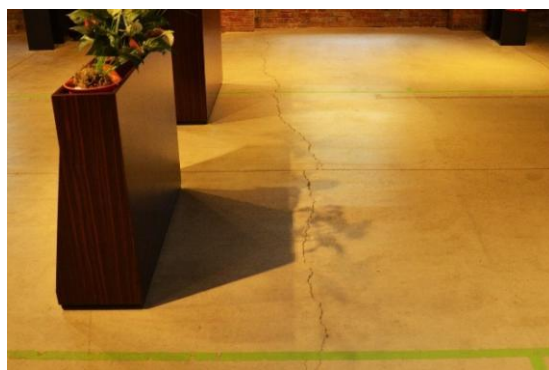


図 2.1.64 4号棟土間破損状況

【煉瓦壁・石（意匠）】

〔保存の状況・改修の内容〕

煉瓦壁はイギリス積で、「兵器廠3棟仕様書」によれば、壁厚は、一階は2.5枚積み、二階は2枚積みとしている。

形式は、まず柱型を四隅と平側壁面に設ける。外壁には一、二階とも、内壁には一階のみに設置しており、従って柱型間としては、平側13間、妻側1間となっている。

軒蛇腹及び胴蛇腹を外壁四周に施し、両妻壁には登り蛇腹を施す。

各面中央部にそれぞれ1箇所ずつ、円弧アーチを設けた出入口が存在する。また、出入口とする部分を除く各柱型間の中央に、一、二階とも、それぞれ円弧アーチの短窓を設け、窓台を備えている。妻壁上部には円窓を設けている。一階各窓の下部には円弧アーチを設けた換気口が存在する。

次に石材は、まず外壁に花崗岩の腰石を廻している。また、出入口には地覆石を設け、窓下に窓台石を設置している。さらに壁体の二階梁を受ける部分には梁受石を設置している。

これらの煉瓦壁と石材については、改修工事、保存修理工事の際に保存が図られており、概ね当初の状態を維持しているが、破損部分の補修のため一部の煉瓦は取り替えられている。また、後述するように、工事において、中古に改造を受けていた開口部の復原が実施されており、その部分も、煉瓦や窓台石が補足されている。

なお、室内の通路部分は、当初は他の床面よりも低くなっていたため、「兵器廠3棟仕様書」によれば段差の小口部分に布石が張られていたようだが、3棟とも平成の修理前の段階で材が残っておらず、現状の布石は、この時の工事において補足されたものである。

〔破損の状況〕

2号棟外壁部分の煉瓦目地はやや劣化が進行し、一部、空隙が目につく状態となっている（図2.1.65）。また、4号棟内壁部分の一部の煉瓦の表面に、剥離が生じている（図2.1.66）。

各石材は良好に保存されている。



図 2.1.65 2号棟外壁煉瓦 目地空隙



図 2.1.66 4号棟内壁煉瓦 表面剥離

【二階床組・小屋組】

〔保存の状況・改修の内容〕

現状、二階床梁は幅8寸、成1尺3寸（仕様書）の松材を二本一組で合わせ梁としている。3号棟、4号棟の修理工事報告書によれば、梁の下端に、かつて柱で突き上げていたような圧痕が残っているようだが、修理前の時点で柱は撤去されていたので、詳細は不明と記されている。床梁は、両端は煉瓦壁に大入れとし、梁受石で支える。床梁上の根太、床板は木造である。

これらの床組のうち、2号棟の南側（外壁煉瓦柱型間で8間分）は、改修工事において床梁を含めてすべて撤去され、現在は、小屋組まで吹き抜けとしたホール及びエントランスと（図2.1.69）、新たに鉄骨フレームで床組を設置した部屋に分かれている。また、外壁煉瓦柱型間で南から10間目の床板は、竣工図によれば、補強フレームを組み立てるために撤去している。2号棟のその他の部分は当初の二階床組が保存されているが、改修工事で一階に天井が整備されているので、現状、目視はできない。

3号棟の二階床組は、耐震のフレームと干渉する二階梁2箇所を切断しているほかは、当初の状態が保存されている。

4号棟は当初の二階床組が保存されている。

3号棟、4号棟の二階床板には荷揚げ用の開口が3箇所、残されている。2号棟については、改修工事にともなう改造により目視ができなくなったため、現在の状態は、今回の調査では未確認である。

小屋組は木造のキングポストトラスで、現在の形式は、煉瓦壁頂部に据え付けた敷桁に架け渡した陸梁に、真束、吊束を立て、方杖で支え、合掌を組む。桁行方向は筋交と振止で連結する。棟木は真束に輪薙ぎ込み、母屋桁は合掌上に転び止めを取り付けて架け渡す。ただし、鼻母屋桁は陸梁の軒端部に架け渡す（図2.1.75）。

現状では、2号棟の屋根にはドーマー窓が設けられているが、これはすべて改修工事で新設されたものである。ただし、ドーマー窓を構成する材料は、該当部分の小屋組材を転用したようである。また、EV設置のため、陸梁を切断している箇所もある。

2号棟のそれ以外の部分については、破損による取替を除けば、当初の状態が残っていると見られる。3号棟、4号棟については、破損による取替を除いて、当初の状態が保存されている。

〔破損の状況〕

2号棟において、暴風雨の際に雨水が吹き込むことがあり、ドーマー窓の取り付け部分に、部分的な不具合が生じている可能性も考えられるが、目視の範囲では明確な原因は不明である。



図 2.1.67 4号棟 一階 北を見る



図 2.1.68 4号棟 床梁と壁の取り合い

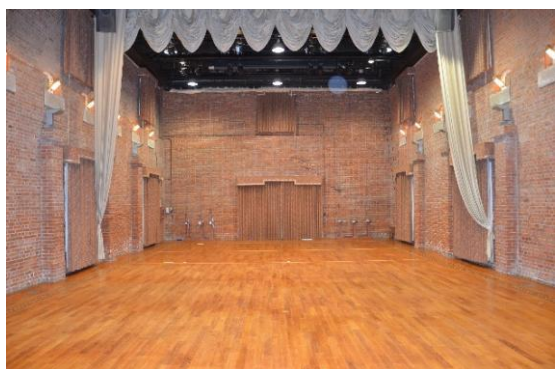


図 2.1.69 2号棟ホール 南を見る

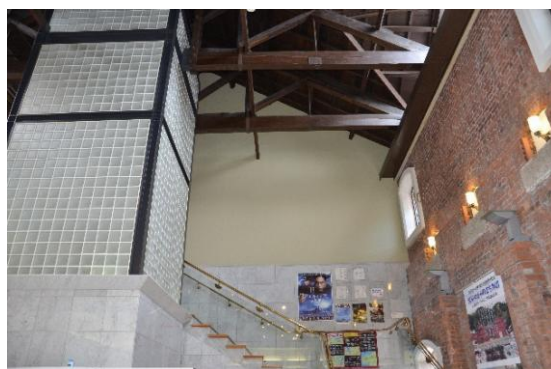


図 2.1.70 2号棟エントランス 南を見る

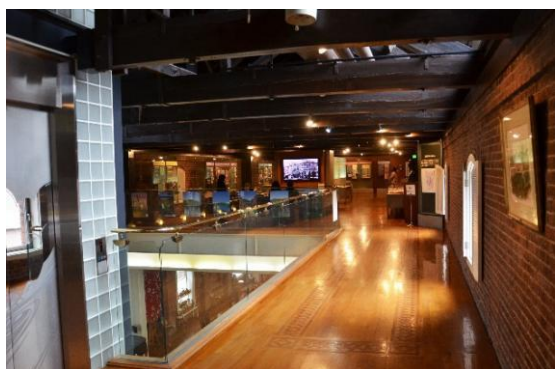


図 2.1.71 2号棟2階

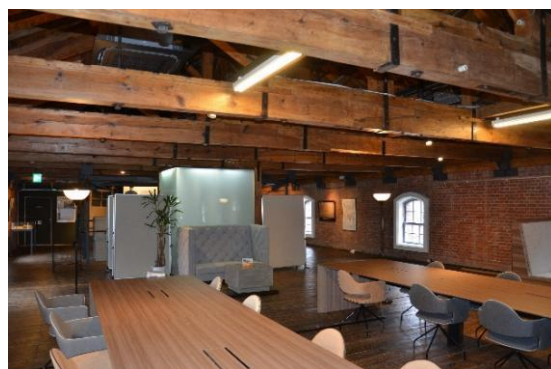


図 2.1.72 3号棟2階



図 2.1.73 4号棟2階



図 2.1.74 2号棟ドーマー窓 西を見る

2号～4号棟

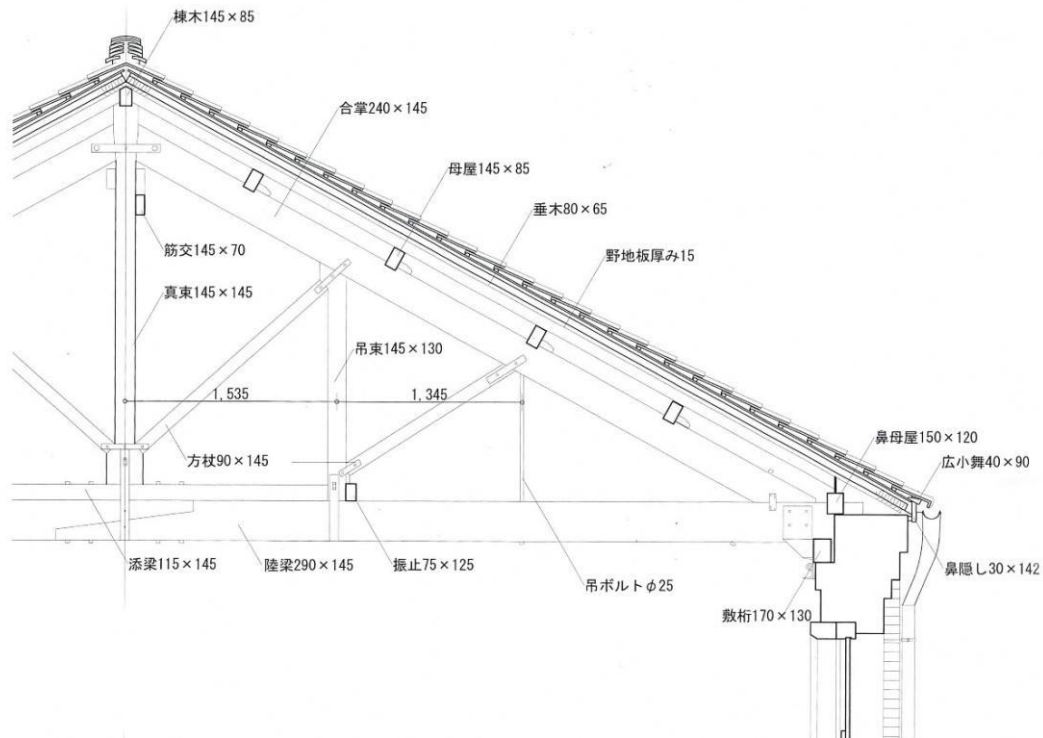


図 2.1.75 トラス断面図（3号棟修理工事報告書から抜粋）

【内装・造作】

〔保存の状況・改修の内容〕

各棟とも、現状では、建物内部に間仕切りを設置して区画を設けているが、これらはすべて平成の改修工事で実施されたものであるため、詳細な記述を省くこととし、本項では、当初からの内装や造作がどのような改修を受けたのか、ということを中心に述べる。

一階の床は、「兵器廠3棟仕様書」によれば、当初は、土間に大引を転ばせた上に、根太、床板を取り付ける形式の木造床が、中央の通路部分を除いた範囲に張られていたようである。前述の通り、改修前には3棟ともコンクリート土間となっていたが、4号棟の修理工事報告書によれば、一部の煉瓦内壁面に墨付けの痕跡が残っていたようである。現状は、まず2号棟の床仕上げは大理石張り、タイル張りなどを部屋によって使い分けており、木造の床組は復原していない。3号棟は機械室などの内部を除き、基本的には木造の床組を復原している（図2.1.76）。4号棟は、建物の北側及び南側の一部のみ木造の床組を復原し（図2.1.77）、大部分は土間コンクリート防塵塗装仕上げとしている。

二階の床は、2号棟の撤去されなかった部分については、既存の床板の上に合板を捨て張りし、塩化ビニルシート張り仕上げとしている。3号棟、4号棟の床板は化粧

板張りとしており、材料、形式とも当初の状態が残っている。

内壁は、現状では煉瓦壁面を見せており、化粧目地としていることから、当初から同じ形式であったと考えられる。ただし、4号棟の一階部分には、民間倉庫時代に発泡ウレタンが吹き付けられていたが、改修工事で撤去されている。また、窓の内部側の額縁廻りは、当初の形式は漆喰塗であったが、現状は3棟で相違がある。まず、2号棟は、改修工事の設計図書によれば、いったんすべて撤去した上で復旧しており、その際、形状は既存を踏襲しながらも、仕様はプラスター塗りに変更している。次に3号棟は、上塗りはすべて撤去した上で、中塗りの破損部を補修した上、再び漆喰で上塗りを復旧している。4号棟も、原則として3号棟と同様の修理としているが、現状、明らかに他よりよく汚れている箇所が存在している。修理工事の際、既設の上塗りを解体せず存置したとも考えられるが、報告書には記載がない。

階段は、当初の形式は、木造階段を建物の南西隅と北東隅に設置するというものだが、2号棟では2箇所とも撤去され、現状では、鉄骨造の階段が建物の中央部と北東隅に新たに整備されている。3号棟、4号棟では当初の木造階段が保存されている。

軍港引込線のレールは、修理前は3棟とも土間コンクリートで埋められた状態であった。平成の改修工事、修理工事における整備方法は3棟で異なり、2号棟はレールをすべて撤去、3号棟は耐震補強のため一部撤去し、半分程度を保存、4号棟は撤去を行わず、一部は復原し、その他の部分は土間コンクリートに埋設して保存している。

〔破損状況〕

2号棟の窓内部額縁の左官塗において、剥離、汚損などが一部に生じている（図2.1.78、79）。



図 2.1.76 3号棟 1階床組（復原）



図 2.1.77 4号棟 1階床組（復原）



図 2.1.78 2号棟窓枠漆喰 破損状況



図 2.1.79 4号棟窓枠漆喰 汚れあり

2号～4号棟



図 2.1.80 2号棟事務室内部



図 2.1.81 2号棟会議室内部



図 2.1.82 2号棟調整室内部



図 2.1.83 3号棟倉庫内部



図 2.1.84 3号棟企画展示室内部

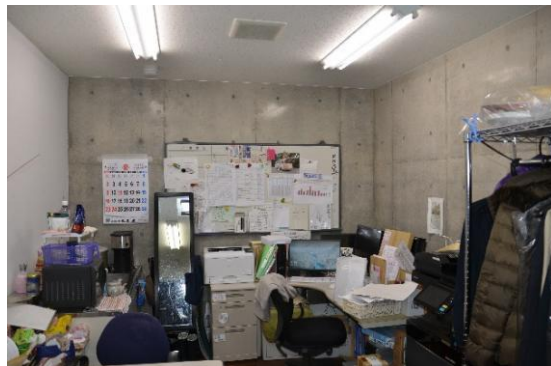


図 2.1.85 3号棟事務室内部



図 2.1.86 4号棟一階スタジオ内部



図 2.1.87 4号棟二階工房内部

【屋根】**〔保存の状況・改修の内容〕**

屋根の変遷は3棟で異なる。まず当初の屋根は棧瓦葺（雪止め瓦あり）であったことが、「兵器廠三棟仕様書」及び古写真から判明するが、その後、改造を受けており、平成の改修工事直前の段階で、2号棟は瓦葺のままであったが、3号棟、4号棟はスレート葺に改められていた。

改修工事では、まず、2号棟は瓦をすべて撤去し、カラーステンレス板葺きに変更している。その際、既存の垂木、野地板は保存・再用し、その上に、野垂木、断熱材（ポリスチレンボード）、野地板（耐水ベニヤ）を新設し、アスファルトルーフィング敷の上、カラーステンレス板を葺き上げている。さらに棟端部に飾りを設置し、雪止め金物を設けている。

次に3号棟は、平成の改修工事で瓦葺に復原された。その際、既存の垂木、野地板は保存・再用し、補強のため構造用合板をその上に張り、さらに野垂木、断熱材（ポリスチレンボード）、野地板（構造用合板）を新設し、アスファルトルーフィング敷の上、棧瓦葺としている。

4号棟も瓦葺に復原されたが、3号棟と違い、構造用合板を用いておらず、既存の垂木、野地板を保存採用した上にルーフィングを敷き、その上に縦棧、断熱材（アルミ遮熱シート）、横棧を設置した上、棧瓦葺としている。

〔破損状況〕

地上から目視した限りでは、特に破損は見受けられない。



図 2. 1. 88 2号棟屋根



図 2. 1. 89 3号棟屋根



図 2. 1. 90 4号棟屋根

【開口部・窓枠・建具】

〔保存の状況・改修の内容〕

本建物の出入口は、現状では、各面中央にそれぞれ1箇所ずつ、合計4箇所設けられている。当初の形式は、木製両開き戸（外開き）で片側の扉に外開きの潜戸を設けるという形式であったが、平成の改修工事、修理工事において棟ごと及び場所ごとに異なる形式で整備されている。

まず2号棟は、当初の木製建具は4箇所ともすべて撤去され、東面（正面）は外部に風除室を設置して自動ドアとし、西面（背面）は自動ドア、南側面は金属製の両開き戸（図2.1.91）、北側面は金属製の親子扉としている。いずれも、元の開口部の大きさは維持しているものの、建具はいったん嵌め殺し窓を設け、扉自体は当初の建具より小さなものを設置している。

次に3号棟は、南側面の開口部は北側面から移設された当初の木製建具を用いているが、東面（正面）は外部に風除室を設置して自動ドアとし、西面（背面）は自動ドア、北側面は金属製両開き戸付きの嵌め殺し窓に改めている（図2.1.91）。撤去された木製建具のうち、西面のものは建物内部で展示され、その他2箇所の木製建具は別途保管されている。

次に4号棟は、東面（正面）の開口部は、当初の木製建具を取り外し、内部に風除室を設けて自動ドアとしている。取り外した木製建具は室内に展示している。その他3ヶ所は当初の木製建具をそのまま使用している（図2.1.91）。

本建物のアーチ窓は、平側では一階、二階とも、煉瓦柱型間1間ごとに1箇所ずつ（出入口を除く）、妻側では二階に1箇所設けられている。当初の形式は木製の上げ下げガラス窓で、一階では外部側に鉄格子を設けるというものであり、改修前はほとんどの窓で、外部から鉄板が張られていたようである。

窓もやはり、棟ごと場所ごとに改修・修理の方法が異なる。

まず2号棟の窓額縁、木製建具はすべて撤去されており、現状では、アルミサッシの嵌め殺し窓、縦軸回転窓、ガラリ付き嵌め殺し窓、アルミ製ガラリが部屋ごとに使い分けられている（図2.1.92、93）。また、部屋内側にガラリ窓やステンドグラスが新設されている。なお、改修前は、一階の東面（正面）北側、西面北側において、それぞれ1箇所ずつ出入口に改造されていた状態となっていたが、改修工事で窓に復旧している。

3号棟は当初の木製建具を修繕してすべて再利用している（図2.1.92、93）。一階部分の鉄格子は改修前の段階では欠失していたが、すべて復原している。また、二階北面（背面）において、中古の改造で出入口（荷揚げ口）となっていた部分を、修理工事で、周囲と同じ形式の窓に復原している。また、南北面の両妻側1箇所ずつの二階窓と、東妻面の二階窓においては、修理工事において、建具の室外側に金属製のガラリを設置している。

4号棟も3号棟と同様、既存の木製建具を修繕して再用することを原則とし、一階部分の鉄格子を復原している（図2.1.92、93）。ただし、二階南北面（正面、背面）の両端1箇所ずつ（全4か所）は、金属製のガラリーに変更し、既存の建具は別途保管としている。また、二階北面（背面）の1箇所は、中古の改造で出入口（荷揚げ口）となっていたところを、避難経路として使用するために、修理工事において、開き窓と回転窓の組み合わせに変更している。

各建物の妻面上部には丸窓が設置されている。当初の建具は、回転ガラス窓であるが、これも改修によって棟ごと場所ごとに異なる形式で整備されている。

まず2号棟においては、2箇所とも当初の木製建具は撤去され、改修工事において、西妻面は嵌め殺しガラス窓、東妻面は金属製ガラリーを設置している。3号棟は当初の木製建具を修繕して再用しているが、東面は建具の室外側に金属製ガラリーを追加している。4号棟は当初の木製建具を修繕し、そのまま再用している（図2.1.94）。

〔破損状況〕

4号棟南面（正面）の一階西端窓の鉄格子が外れかけているが、それ以外重大な破損は見られない（図2.1.95）。外部の塗装は各棟ともやや劣化が進行しており、定期的な補修が必要である（図2.1.96）。



図2.1.91 一階出入口（左から2号棟南面、3号棟北面、4号棟南面）



図2.1.92 一階窓（左から2号棟東面、3号棟東面、4号棟西面）

2号～4号棟



図 2.1.93 二階窓（左から2号棟東面、3号棟東面、4号棟西面）



図 2.1.94 丸窓（左から2号棟南面、3号棟北面、4号棟南面）



図 2.1.95 4号棟一階窓 鉄格子破損状況



図 2.1.96 3号棟一階窓 窓枠塗装破損状況

【その他】

〔保存の状況・改修の内容〕

3棟とも、改修工事、保存修理工事において構造補強が実施されており、ステンレスピン打ち込みによる煉瓦壁の補強と建物内部への鉄骨フレームの設置が、共通して実施されている。また、3号棟においては鉄骨フレームに加えてRC壁のフレームも用い、さらに屋根面においても、野地板上に構造用合板を張り詰めている。

2号棟の外周には、改修前の段階では仮小屋が取り付けいていたが、改修工事においてすべて撤去されている。また各出入口に庇はなかったが、改修工事では南北側面に金属製の庇が新たに整備された。3号棟の東面、西面、4号棟の東面出入口上部には、両流れ屋根の庇が存在した痕跡が残っているが（図2.1.99）、壁面の柱型・蛇腹を切り欠いており、当初からの形式ではないと考えられる。また、古写真においては、また別の形式の、片流れの庇が確認できる。ただ、いずれにしても、修理前の段階で庇はすでに撤去されており、修理工事においても復原はされていない。

樋は、改修前の段階の仕様は亜鉛引鉄板製だったようだが、3棟とも改修工事においてステンレス製に改められている。ただし4号棟の受金物は、新規に製作するものとは別に、材料を保存するという目的から、残っていた金物に防錆塗装を施した上、元の場所に存置している（図2.1.100）。

3棟とも、現状の電気設備、機械設備はすべて改修工事において新調されたものである。



図 2.1.97 3号棟耐震補強



図 2.1.98 4号棟耐震補強



図 2.1.99 3号棟庇痕跡



図 2.1.100 雨樋（左3号棟、右4号棟受金具）

オ 5号棟 イベントホール（指定名称：附・第三水雷庫）

【基礎・土間床】

〔保存の状況・改修の内容〕

現状、基礎はすべて見え隠れとなっているため、目視で確認することはできないが、修理工事報告書によれば、地盤の上に直接、厚およそ 300 mmの無筋コンクリートを打設し、その上に煉瓦の根積みを行って基礎としている（図 2. 1. 101）。過去の工事において、基礎の改修は行われていないので、当初の状態が保存されていると考えられる。

建物内部は現状、埋め戻し土の上に、厚およそ 160 mmの無筋土間コンクリートを打設し、土間床としている。

一階に床が張られていた痕跡はなく、形式自体は当初からのものと考えられるが、修理工事において、構造補強として鉄骨フレームの基礎を設置するため、土間コンクリートをいったん解体し、基礎の設置後、打設しなおしている。ただし両妻側の階段下の部分だけは解体せず、当初の土間コンクリートを存置している。

〔破損の状況〕

今後の大規模修理等にあわせて確認を行う。土間コンクリートは、使用に影響はないものの、表面のひび割れが目につく状態となっている（図 2. 1. 103）。



図 2. 1. 101 基礎（修理工事報告書から抜粋）

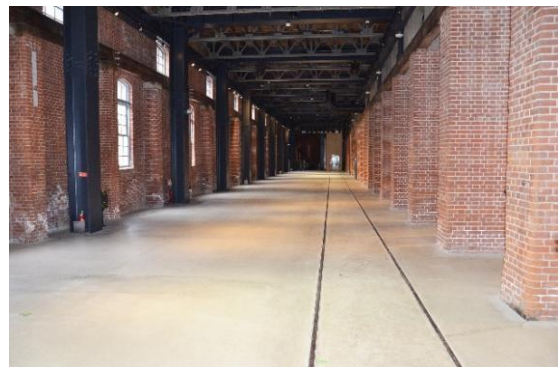


図 2. 1. 102 一階室内

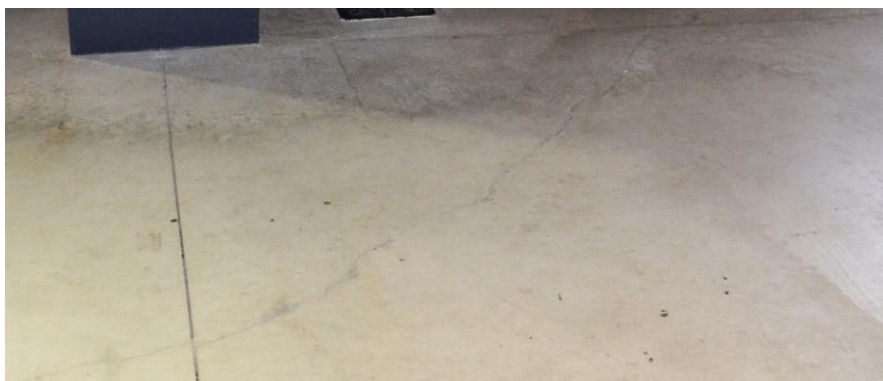


図 2. 1. 103 土間コンクリートひび割れ

【煉瓦壁・石材（意匠）】**〔保存の状況・改修の内容〕**

煉瓦壁はイギリス積で、修理工事報告書によれば、壁厚は、一階は2枚積み、二階は1.5枚積みとしている。

妻側の一階内部を除き、各面の内壁、外壁とも柱型を設けている。外壁の柱型間と言えば、妻側4間、平側23間となる。また、軒蛇腹及び胴蛇腹を外壁四周に廻らせている。外壁のうち、一階の窓台高さ及び地盤と接する位置の煉瓦には、黒色の釉薬をかけたものを用いている。

出入口は北面に2箇所、東西の両妻面に1箇所ずつ設ける。北面出入口は柱型間1間に、円弧アーチを設けて開口部としている。両妻面出入口は中央2間とし、中央には柱を建て、コンクリート造の楣を設けて開口部としている。

各面の窓について、まず一階の南北面（平側）は、東西両端の柱型間を除き、円弧アーチによる窓と高窓を、柱型間1間ごとに交互に配する。開口下部には窓台石を設ける。また、一階の東西面（妻側）は柱型間4間のうち両端の2間に、平側と同様の窓を設ける。二階は、南北面の東西両妻側の1間ずつを除いた、四面すべての柱型間に、円弧アーチを用いた窓を設ける。

その他、二階床梁（鉄骨）を支える中央柱の下部は煉瓦造としている。

煉瓦壁体には鉄骨梁（当初）を受ける梁受石を設置している。また、出入口には敷石が設けられている。

煉瓦壁と石材については、修理工事においても保存が図られており、原則的には当初の状態を維持しているが、破損部分の補修のため一部の煉瓦は取り替えられている。

【破損状況】

顕著な破損は見受けられないが、煉瓦内壁に白い汚れが付着しているのが目に付く（図 2.1.104）。これは修理工事前の段階ですでに起きており、工事では、外部から雨水が壁を浸透して入ってきていることが主な原因であると判断し、煉瓦壁の内外表面に撥水塗装（アクアシール 50E）を行っている。しかしながら、竣工後、かなり時間が経過しているので、今後は経過観察を行うとともに、原因が塩類風化であれば煉瓦の劣化につながるため、その可能性を念頭に置いた再調査も必要である。

また、中央柱の煉瓦表面は欠けが多く見られる（図 2.1.105）。これは荷役に伴う破損であり、修理工事の際には建物の使用状況を示す痕跡として保存したものである。



図 2.1.104 内部煉瓦壁



図 2.1.105 内部中央柱

【床組・小屋組（鉄骨・木）】

〔保存の状況・改修の内容〕

二階床梁は鋼製のアングル、フラットバーを組み合わせた鉄骨トラス梁としている。梁の両端は煉瓦壁に大入れとし、中央部は下部煉瓦造、上部コンクリート造の柱で支承している。また床梁上の二階根太、床板は木造である。

これらの床組は、修理工事において破損部の修繕が行われたのみで、原則として当初の状態で保存されている。

小屋組は木造で、キングポストトラスを3つ組み合わせた構造になっている（図 2.1.108）。

トラスの陸梁は4本の材を台持継で繋ぎ、1本の梁としている。継ぎ手上部には添え木をあて、ボルトで梁と繋結して継ぎ手を補強している。陸梁両端部は煉瓦壁頂部に渡した敷桁に架け、中央部は、頂部を繋いだ木造の柱に肘木、方杖を設けて支承している。

下段のキングポストトラスは、「陸梁」「合掌」「陸梁中央部と合掌中央部を繋いだ2番合掌」の3材による三角形に対して「2番真束」「2番吊り束」「2番方杖」「3番方杖」を設ける構成とする。上段のキングポストトラスは、下段トラスの頂部を繋ぐ二重梁を下弦材とし、「1番真束」「1番吊束」「1番方杖」を設ける構成とする。このうち、「1番吊束」は梁等を両側から挟みボルトで繋結する形式で、下段の陸梁まで延びる。

桁行方向は筋交と振れ止めで連結する。棟木は「1番真束」に輪薙ぎ込み、母屋は合掌上に転び止めを取り付けて架け渡す。ただし、鼻母屋は陸梁の軒端部に架け渡す。

小屋組は保存修理工事で特に修繕も行われておらず、当初の状態でほぼ保存されている。

〔破損の状況〕

現状、特に破損は見受けられない。



図 2.1.106 二階床組



図 2.1.107 二階床組端部

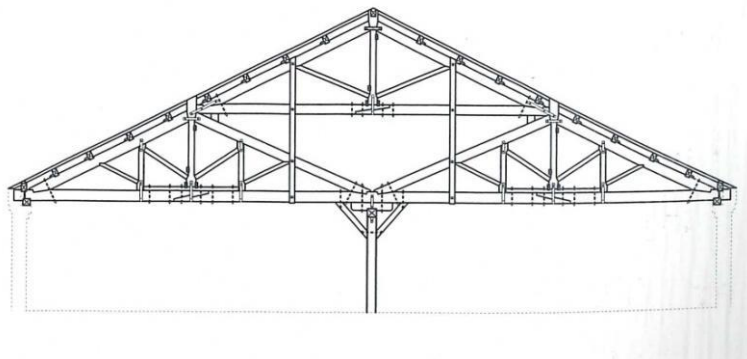


図 2.1.108 小屋組トラス（修理工事報告書から抜粋）

【内装・造作】

〔保存の状況・改修の内容〕

建物内部に間仕切りを新設して「トイレ」「給湯室」「機械室」等を区画しているが、これらはすべて改修工事で設置されたものであるため詳細な記述を省くこととし、本項では、当初からの内装や造作がどのような改修を受けたのか、ということを中心に述べる。

一階の床は、修理工事で打設しなおした土間コンクリートに、防塵塗装仕上げとしている。二階の床は化粧板張りとし、修理工事では、破損部の取替を除き、当初材をそのまま残している。

内壁は、現状、煉瓦壁面を見せており、漆喰等の痕跡も特にないため、当初からの形式であると見られる。また、内側の窓台となる部分の煉瓦上端にはモルタル塗りが施されている。ここは修理工事で特に修繕を施しておらず、修理前の状態が保存されているが、これが当初からの形式かどうか、また当初材かどうかは確かではない。

建物の南西隅と北東隅に、木造の階段が設置されている。また、北東の階段室下は木造の間仕切りで区切って物入としている。これらはこれまで特に改造を受けておら

5号棟

ず、当初からの形式が保存されているとみられる。

本建物の軍港引込線レールは、妻面の出入口から建物に入る位置で二箇所存在しているが、南側のレールが建物内部を貫いているのに対し、北側のものは東妻面から建物に入ってすぐの位置で途切れている。修理工事においては、土間コンクリートを打設しなおしたことに伴って、レールもいったん解体し、元通りに復旧している。

〔破損の状況〕

修理工事において、二階窓建具の修理が十分になされていないため、雨水が吹き込んでいるものと見られ、一部の北側二階床面に水染みが見られる。その周辺では窓台上端のモルタル塗りも劣化が進行し、ひび割れが生じている。



図 2.1.109 一階室内



図 2.1.110 二階室内



図 2.1.111 木造階段廻り



図 2.1.112 二階E/V廻り

【屋根】

〔保存の状況・改修の内容〕

現状、屋根は切妻造棧瓦葺で釉薬瓦が用いられている。棟は熨斗瓦4段積みに角棧伏間瓦とし、破風立ち上がりには笠木（木製下地、亜鉛鉄板張り）を取り付けて上端を納める。当初から瓦葺で、修理工事前の段階でも、当初の瓦がほぼ残っている状態であった。また修理工事報告書によれば、土葺で、土居葺には杉手割材を用いていた。

修理工事では、まず木部は、補強鉄骨の建て込みのために野地板までいったん解体してから、野地板、垂木、鼻母屋、笠木下地、敷桁、面戸板の破損部を補修し、材料を再利用して元の状態に復している。土葺は引っ掛け棧葺に変更し、既存の土居葺はごく一部分だけ保存し、その他の大部分はアスファルトルーフィング敷に改めている。

また、瓦はいったん地上に下してから、打音検査と目視調査により個別に破損状態を確認し、健全と判断されたもののみ再利用しており、その結果、全体の4分の1程度の棧瓦や雪止瓦を補足瓦に取り替えている。なお補足瓦は南流れの西側に集められている。

〔破損状況〕

地上から目視した限りでは、特に破損は見受けられない。



図 2.1.113 屋根廻り



図 2.1.114 屋根廻り

【開口部・窓枠・建具】

〔保存の状況・改修の内容〕

出入口は北面に2箇所（柱型間1間）、各妻面に1箇所ずつ（柱型間2間）設けられている。

北面出入口の建具は現状では木製の両開き戸であるが、東側は修理前の段階でシャッターに改変されていたため、旧規に倣って復旧したものであり、西側は当初の建具を修繕したものである（図 2.1.115）。一方、妻面の出入り口に関しては、修理工事前の段階では、各面2間とも当初の木製の吊り戸が用いられていたが、現状は、東面北側の1箇所を活用のため鉄骨フレームの自動ドアに整備し、その他3箇所は当初の木

5号棟

製建具を修繕して使用している（図 2.1.116）。

現状の窓は、一階の窓は上げ下げ窓、一階の高窓は嵌め殺し窓、二階の窓は外開き開きとし、すべて木製ガラス戸が用いられている（図 2.1.117）。当初から特に改造は行われておらず、当初の形式が保存されている。修理工事においては、一階の建具については、いったん取り外し、修繕と仕上げ塗装を施したうえ、元の状態に復旧しているが、二階の建具は、欠損部の修理以外は、建付調整のみとしている。

妻面上部には各面2箇所ずつ金属製ガラリ戸が設けられている（図 2.1.118）。当初からの形式と見られ、修理工事においても特に修繕は行われていない。

〔破損状況〕

前述の通り、雨水が吹き込んでいる箇所があり（図 2.1.120）、二階上げ下げ窓の建具は一部、取り外して修繕する必要がある状態である。また建具や窓枠の塗装の劣化も目に付く状態となっている（図 2.1.121）。

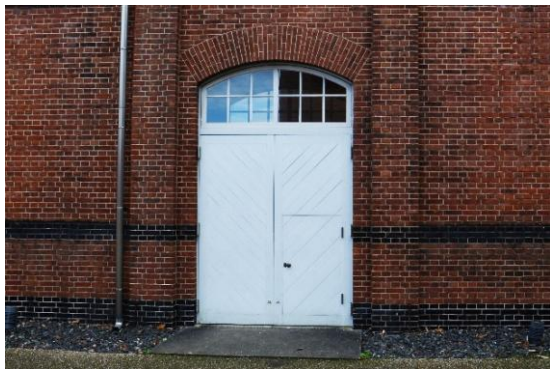


図 2.1.115 北面出入り口



図 2.1.116 東面出入り口



図 2.1.117 窓外観（すべて北面。左から一階窓、一階高窓、二階窓）



図 2.1.118 妻壁上部ガラリ

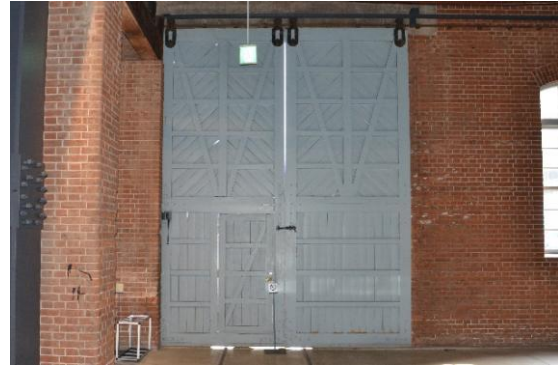


図 2.1.119 出入口吊り戸 内部から



図 2.1.120 二階床雨染み



図 2.1.121 塗装の劣化

【その他】

〔保存の状況・改修の内容〕

妻の壁面は木製の下地を組んで、モルタル塗りとしている（図 2.1.122）。修理工事報告書によれば、モルタル壁の内部には鉄筋や金網が用いられているようである。修理工事においても補修は受けておらず、当初の状態が保存されている。

改修工事において構造補強が実施されており、地盤改良工事、ステンレスピン打ち込みによる煉瓦壁の補強、内部への鉄骨フレームの設置が実施されている。

樋は、修理工事報告書によれば、改修前の段階で欠損が多く、当初の形式がよくわからなかったようだが、修理工事において、ステンレス製のものを新調している。ただし受金物は、4号棟同様、新規に製作するものとは別に、材料を保存するという目的から、既存の金物に防錆塗装を施した上、元の場所に存置している。

現状の電気設備、機械設備は、すべて改修工事において新調されたものである。



図 2. 1. 122 妻モルタル塗り

カ 6号棟、7号棟、8号棟 需品庫三棟（指定名称：舞鶴海軍需品庫需品庫（三棟））

【基礎】

〔概要〕

今回の調査では躯体の基礎は未確認であるが、「舞鶴鎮守府需品庫三棟新築仕様書」（巻末参考資料②）や「舞鶴鎮守府需品庫需品庫新築之図面」（巻末参考資料③）によれば、側廻りや縁石等の下部にはコンクリート製の基礎を設置し、その上に煉瓦の根積としているようである（図 2. 1. 123）。

〔破損状況〕

破損状況は未確認である。今後の耐震・修理工事等にあわせて調査を実施する。

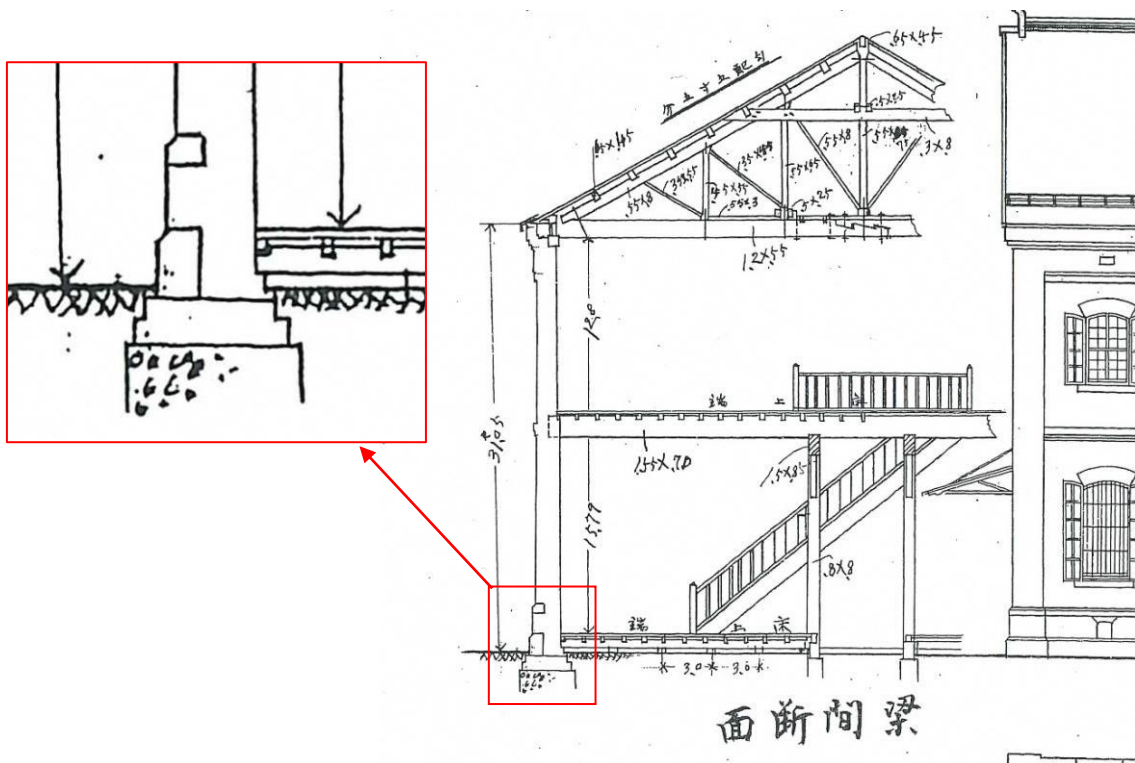


図 2. 1. 123 「当初図面」 梁間断面図



図 2. 1. 124 7号棟基礎周り 試掘調査（平成 17 年実施）

【壁体（煉瓦・石）】

〔概要〕

煉瓦壁はイギリス積で、「舞鶴鎮守府需品庫三棟新築仕様書」等によれば、壁厚は、一階は 2.5 枚積み、二階は 2 枚積みとしている。柱型を外壁の一、二階に配列し、軒蛇腹及び胴蛇腹を外壁四周に施している。南面に 2 箇所、東西面にそれぞれ 1 箇所ずつ、円弧アーチを設けて出入口を設けている。出入口とする部分を除く各柱型間の中央には、一、二階ともそれぞれ短窓の円弧アーチを組み、窓台を備えている。また、妻壁上部には円窓が付いている。一階各窓の下には円弧アーチの換気口を設け、二階各窓の上部には矩形の換気口を設けている。

外壁には花崗岩の根石と腰石を廻している。また、出入口には地覆石と戸摺り石を設け、窓下に窓台石、妻円窓の上下左右に楔石を設置している。内部の中央通りの柱脚部に沓石を据え、桁行方向柱間に縁石を据えている。南面出入口の外部にはスロープ（縁石を積み、内部にコンクリートを打設）を設置している。なお、「舞鶴鎮守府需品庫三棟新築仕様書」等によれば壁体内部には敷梁や二階梁を受けるための積込石が設置されているが、目視では確認できなかった。

〔破損状況〕

3 棟とも、煉瓦には部分的な欠損（図 2. 1. 125）や後世の改修による不用の穴などが見られ、目地の劣化も一部で進行している。また外壁煉瓦には、エフロレッセンスをはじめとして汚れが付着したり、植物等が繁茂したりしている箇所も見受けられる（図 2. 1. 128）。各石材は良好に保存されている。



図 2. 1. 125 8号棟南面出入口 煉瓦破損状況



図 2. 1. 126 7号棟東面出入口 煉瓦破損状況



図 2. 1. 127 6号棟南面窓廻り 煉瓦破損状況



図 2. 1. 128 8号棟南面 植物繁茂状況

【軸組・小屋組】

〔概要〕

一階は桁行方向の中央通路両脇に管柱を立て、柱頂部に敷梁を桁行方向に架け渡し、方杖で支えている（図 2. 1. 129）。敷梁上に二階梁を梁間方向に架け渡し、根太を設け、床板を張っている。一部の二階梁の端部は、壁際に添え柱を立てて支承している。小屋組はキングポストトラスで、陸梁に真束、第一吊束、第二吊束を立て、方杖で支え、合掌を組み、真束、第一吊束、合掌の側面を挟梁で連結している。桁行方向は、真束上部及び第一吊束の脚部の両側面を梁挟みで繋いでいる。軒廻りは、敷桁を設けて陸梁を受け、陸梁上に軒桁を架け渡している。真束に棟木、合掌に母屋を渡し、垂木を架けている（図 2. 1. 132）。

〔破損状況〕

軸組・小屋組には雨漏りが生じている部分においては腐朽が進行している。また、表面が広範囲にわたって新聞紙で覆われている材については、未確認である。今後の大規模修理等にあわせて確認を行う。



図 2. 1. 129 7号棟 一階 東北を見る



図 2. 1. 130 7号棟 二階梁と壁面の取り合い

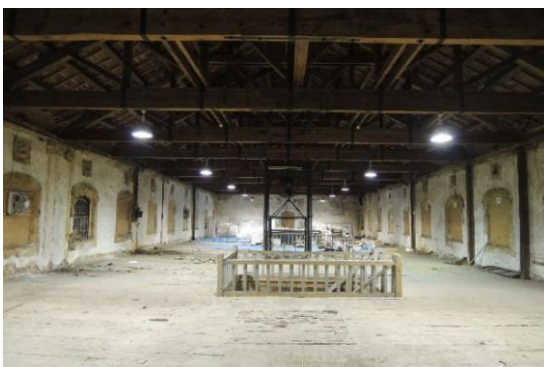


図 2. 1. 131 7号棟 二階 西を見る

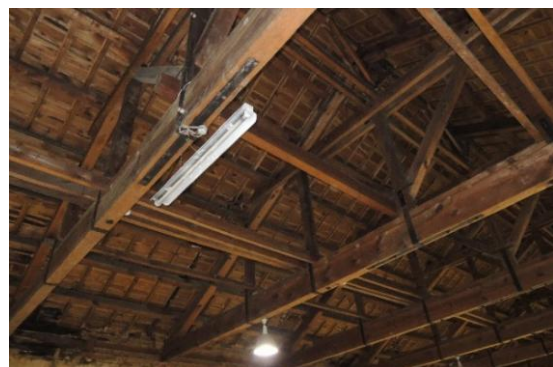


図 2. 1. 132 7号棟 小屋組トラス

【内装・造作】

〔概要〕

現状、一階の床はすべて土間コンクリート敷である。ただし、一階管柱の足下には、板挟りが残っており、「舞鶴鎮守府需品庫三棟新築仕様書」「舞鶴鎮守府需品庫需品庫新築之図面」にも記述があるように、一階は中央の通路部分を除いて、当初は板張りであったと見られる（図 2.1.133）。二階の床は二階梁に根太を渡し、化粧板張りとしている。

室内に、南から北へ向かって上る木造の階段を2箇所設けている（図 2.1.134）。また床には鉄製のレールを設置している。

壁はすべて漆喰塗である。

〔破損状況〕

土間コンクリートには一部、軽微な陥没やひび割れが見受けられる。二階の化粧床板は、雨漏りによる腐食が一部見られる（図 2.1.135）。漆喰壁は剥落、ひび割れ、雨漏り等の汚損が進行しており、再用は困難である（図 2.1.136）。

建物内部の階段自体には特に破損している箇所は見受けられないが、管柱に設ける鰐板掛けが場所によって欠失している。レール廻りには特段の破損は見受けられない。



図 2.1.133 6号棟 一階床板痕跡



図 2.1.134 7号棟 階段一階部分



図 2.1.135 8号棟 二階床板腐食



図 2.1.136 6号棟 一階漆喰剥落

【屋根】

〔概要〕

切妻造棧瓦土葺で、釉薬瓦を用いている。棟は肌熨斗2段、割熨斗3段の上に角棧伏間瓦（丸棧も一部存在する）としている。螭羽は袖瓦とし、風切丸2筋を葺いている。「需品庫三棟仕様書」等によれば、軒先には雪止め金物を入れている。

〔破損状況〕

瓦の緩みや屋根面の不整が随所に見られ、葺土の風化が進行しているものと見られる。また、瓦自体も、目視の範囲では詳細は不明であるが、耐用年数に達しているものが数多く存在していると思われ、破損した欠片が地上に落下するような事態も生じている。また、過去の補修において、周囲と寸法が異なる瓦が補足されている部分があり、破損の原因になりかねない。

3棟とも北流れは軒先1m程度を姑息的な鉄板葺きとしているが（図 2.1.138）、雨漏りが生じており、令和元年度に応急処置を実施している。

雪止め金物はほぼ欠失しており、留め金物がわずかに痕跡として残っている（図 2.1.141）。



図 2.1.137 6号棟 屋根南流れ



図 2.1.138 7号棟 屋根北流れ



図 2.1.139 8号棟 屋根南流れ



図 2.1.140 7号棟 棟破損部



図 2.1.141 8号棟 雪止め金物痕跡

【建具】

〔概要〕

本建物の出入口は南面に2箇所、東面、西面にそれぞれ1箇所ずつ、合計4箇所設けられている（図 2.1.143）。「需品庫三棟仕様書」によれば、当初は、外壁側に鉄製4枚折れ戸を設け、開口部には木製枠を設けて欄間に嵌め殺しガラス障子を入れ、さらに壁内側に建具枠を設けて木製引き分け板戸及び木製引き分け網戸を設けるという形式であった。現状では、鉄製折れ戸はすべての箇所において撤去されており、軸金物の痕跡のみ残っている。また南面西側の出入口の建具は、3棟とも共通の改造を受けており、欄間の木製建具が撤去され、堅框を継ぎ足すことで欄間を含んだ状態まで成を高くした引き分け戸に改修されている（図 2.1.145）。さらにこの部分では引き分け網戸が撤去され、金物の痕跡のみ残っている。

アーチ窓は上げ下げ窓としている。当初は一階窓に鉄格子が設けられていたが、現状では全て撤去され、金物の痕跡のみ残っている。また、戦後の改修として、背面側の窓の一部には換気扇が設置されている。

妻面上部の円窓は当初からの形式として、通気管を多数通した二重鉄板による嵌め殺しとしている（図 2.1.148）。軒廻り及び床下の換気口も通気管を通した鉄板を組み込んでいる。

〔破損状況〕

前述の通り出入口の鉄製折れ戸はすべて撤去され欠失しており、外壁面に軸金物、アーチ下端に落とし金物の受け金が残る。欄間の建具も前述の通り南面西側においては欠失しており、また他の場所においても撤去されているものがあり、さらに現存するものも鉄板で養生されていて、目視の範囲では破損状況は不明である（図 2.1.147）。木製引き分け戸は、框に部分的な破損が見られるものの、上記の改造された部分を除けば、比較的良好に保存されている。

アーチ窓の上げ下げ窓は、外部は鉄板に覆われ、内部はベニヤ板で開口部ごと覆われているので目視の範囲では破損状況は詳らかではない。

妻円窓、軒廻り換気口、床下換気口の鉄板は、目視の範囲では、表面において錆による腐食が進行していることがわかる。また、床下換気口廻りにおいては、煉瓦を部分的に解体して修理しようとしたと見られる箇所があり、その部分では、復旧の際に煉瓦を補足せず、姑息的にモルタルを塗り込んで応急措置としている（図 2.1.149）。

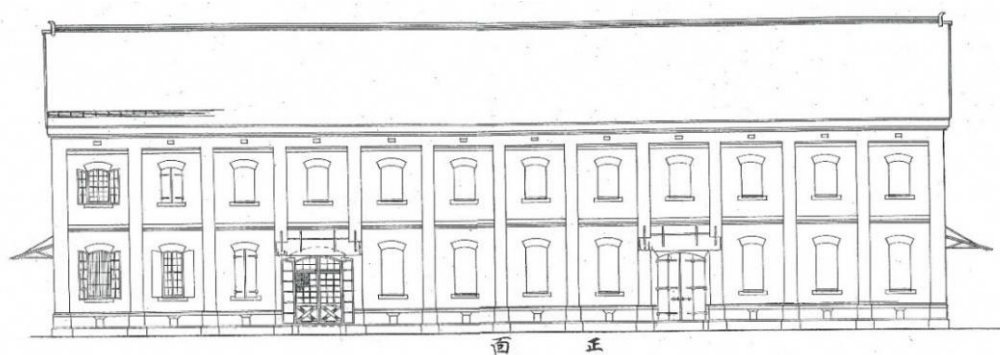


图 2.1.142 「当初図面」 南立面图



图 2.1.143 6号棟 南面東側出入口



图 2.1.144 6号棟 南面東側出入口



图 2.1.145 7号棟 南面西側出入口



图 2.1.146 7号棟 西面出入口見上げ

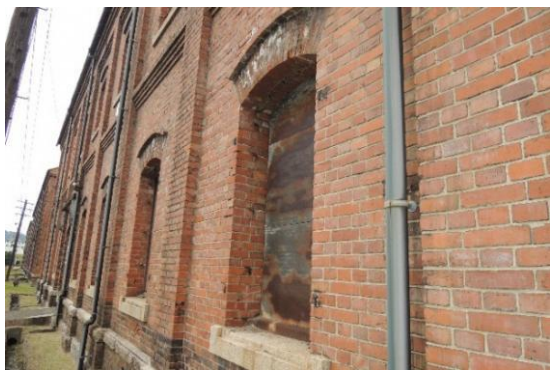


图 2.1.147 6号棟 南面一階窓



图 2.1.148 7号棟 東面円窓



図 2.1.149 6号棟 南面床下換気口



図 2.1.150 8号棟 北面軒下換気口

【その他】

〔概要〕

すべての出入口に木造の庇が設けられており、屋根板は亜鉛メッキ波板が用いられている。当初の形式は、腕木、垂木、桁などで構成される木造庇を、外壁に取り付けた鋼棒で吊るという構造だが、補強のため支柱を補足している箇所もある。

樋は銅製で、南北面にそれぞれ設け、縦樋は各面5箇所ずつ設置している。樋の受け金物、掴み金物は煉瓦目地に埋め込まれている。

建具、建具廻りの木材、階段廻りの木材には塗装を施している。

〔破損状況〕

庇は破損が著しく、ほとんど原形をとどめていないものもある。

樋は比較的最近に取り替えられたようで、特段の破損は見受けられない。

塗装は汚損、剥離が見られ、全体的に劣化している。



西面



東面

図 2. 1. 151 7号棟底 破損状況

(2) 管理状況

現在、1号棟は市直営の赤れんが博物館として、2号～5号棟は指定管理者による管理を行っている。6号～8号棟は管理団体である舞鶴市（文化振興課）が管理を行っている。

号棟	管理方法	市所管課
1号棟	市直営	舞鶴市産業振興部観光まちづくり室 観光振興課（赤れんが博物館）
2号棟	指定管理者	舞鶴市産業振興部観光まちづくり室 観光振興課
3号棟		
4号棟		
5号棟		
6号棟	市直営（管理団体）	舞鶴市市民文化環境部文化スポーツ室 文化振興課
7号棟		
8号棟		

2-2 保護の方針

1号～8号棟の部分、部位を下記のように設定し、保護の方針を定める。なお、標準区分は文化庁文化財保護部（当時）『重要文化財(建造物)保存活用計画策定指針』（平成11年3月）に沿って、一部、改変を行った。

（1）部分の設定

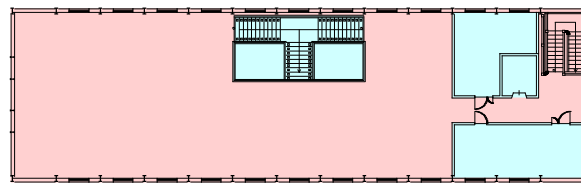
「部分」とは、文化財建造物の屋根、壁面外観（各面毎）又は各部屋を単位とし、表2.2.1に示す標準区分に準じて「部分」を設定し、形式、意匠、技術、その他について保護の方針を定める。

表2.2.1 〈部分〉の区分について

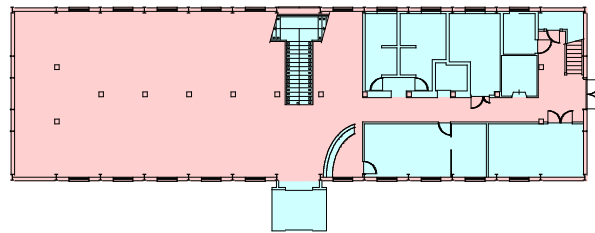
保存部分	文化財としての価値を守るために厳密な保存が要求される部分で、主として後述する部位の基準1又は2に該当する部位により構成される部分 ① 構造上特に問題を有する場合を除き、壁、柱、床、梁、屋根等の主要構造部及び通常望見できる範囲については、公共の文化財という観点から、原則として保存部分とする。 ② 内部において保全部分又はその他部分とすることができるのは、改造により文化財としての原状が失われている部分、厳密な保存を必要とせずかつ全体としての価値を損なわない部分、管理・活用（もっぱら居住等の用に供するために必要な部分など）及び補強等のために改変が許される部分に限る。
保全部分	維持及び保全することが要求される部分で、主として後述する部位の基準3に該当する部位により構成される部分。なお、今回の計画では当該部分はない。
その他部分	活用又は安全性の向上のために改変が許される部分で、主として、後述する部位の基準4及び、本計画で設定した基準5に該当する部位により構成される部分

（文化庁文化財保護部『重要文化財(建造物)保存活用計画策定指針』平成11年3月 p.22の表を一部改変）

図2.2.1から図2.2.6に文化財建造物の保護の区分を示す。8棟すべて、外観は風除室等を除いたすべての箇所において、その価値を有する「保存部分」とする。また6号～8号棟は、内部においてもすべて「保存部分」とする。



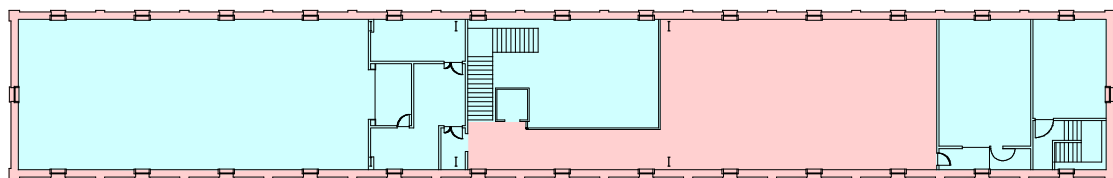
2 階



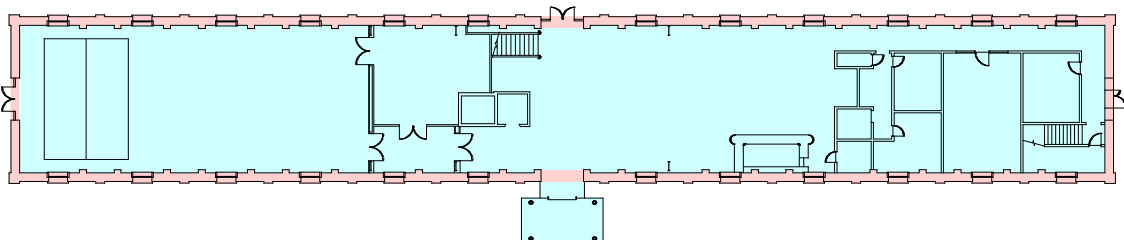
1 階



図2.2.1 各室の保護の方針1 1号棟平面図



2 階



1 階

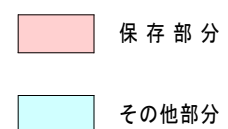
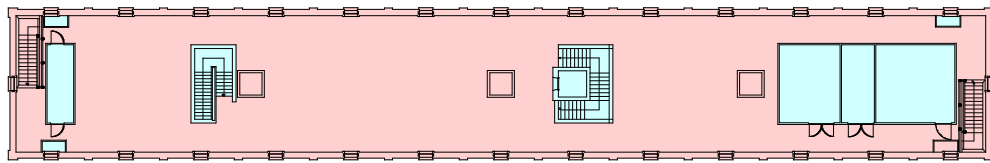
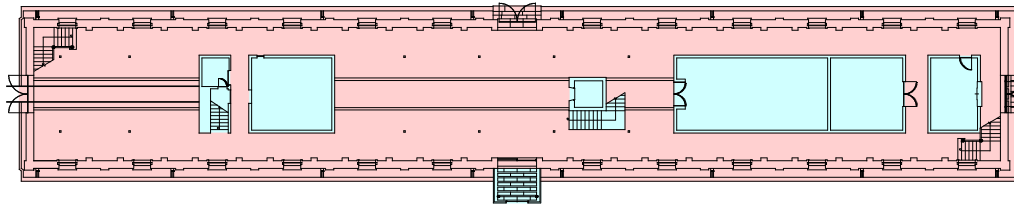


図2.2.2 各室の保護の方針2 2号棟平面図



2 階

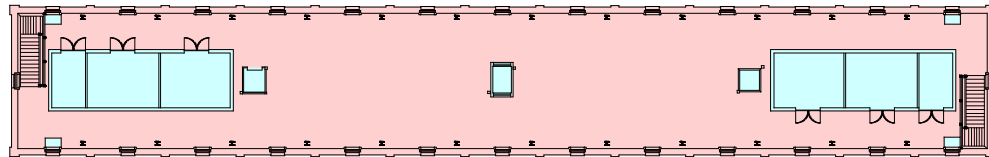


1 階

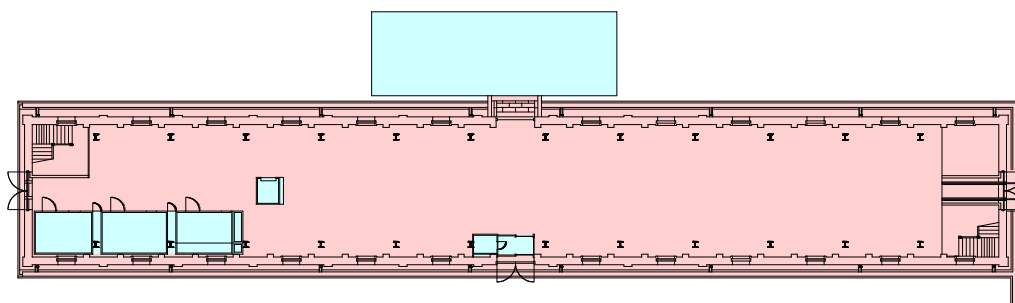
保存部分

その他部分

図2.2.3 各室の保護の方針3 3号棟平面図



2 階

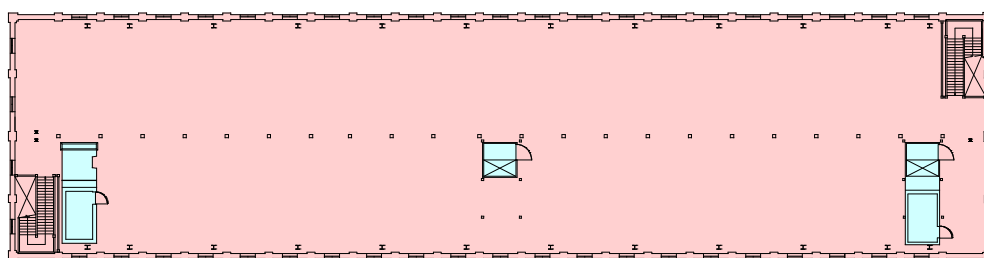


1 階

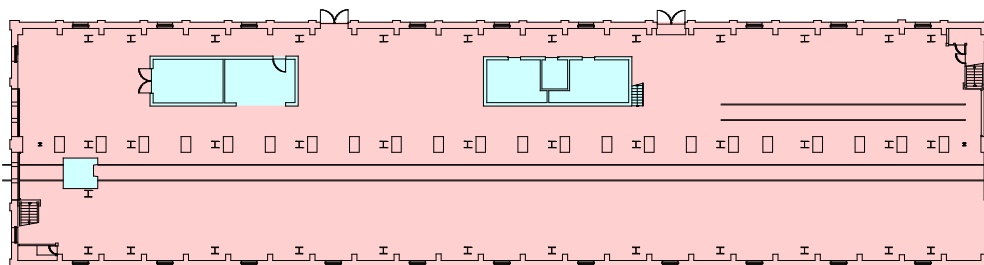
保存部分

その他部分

図2.2.4 各室の保護の方針4 4号棟平面図



2 階



1 階

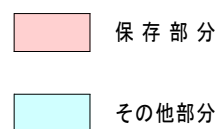
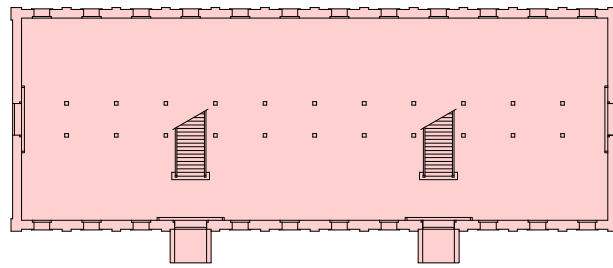
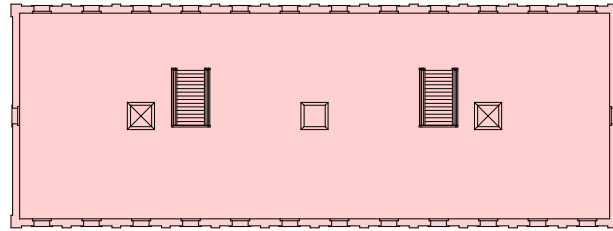


図2.2.5 各室の保護の方針5 5号棟平面図

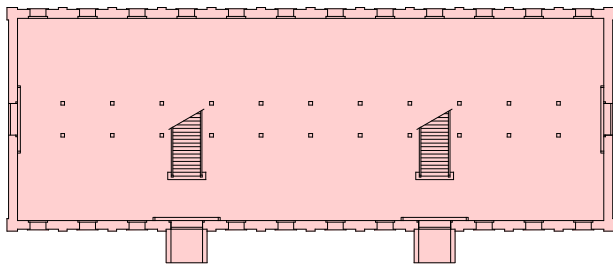


1 階

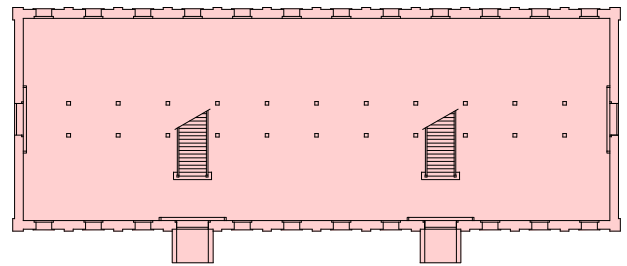


2 階

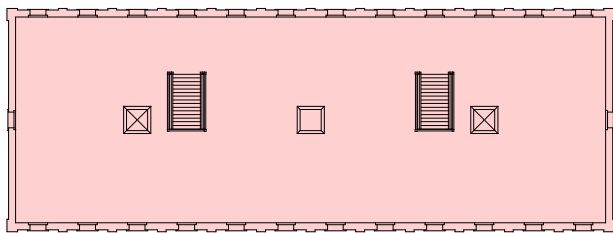
6 号 棟



1 階

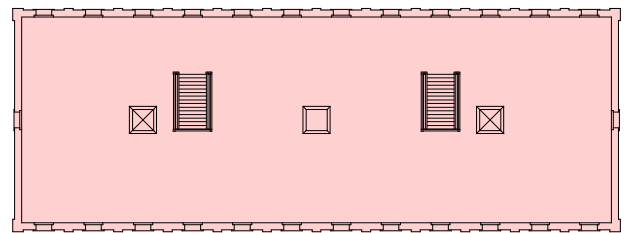


1 階



2 階

7 号 棟



2 階

8 号 棟

 保 存 部 分

図2.2.6 各室の保護の方針6 6、7、8号棟（需品庫3棟）平面図

(2) 部位の設定と保護の方針

ア 基準の定義

「部位」とは、文化財建造物の一連の部材(例えば室内の壁、床、天井、窓、窓枠等)を単位として設定される区分とし、本計画では部位の保存修理の方針を、以下の5つの基準に分けることとする。

基準1 : 材料自体の保存を行う部位

基準2 : 材料の形状・材質・仕上げ・色彩の保存を行う部位

基準3 : 主たる形状及び色彩を保存する部位

基準4 : 意匠上の配慮を必要とする部位

基準5 : 所有者の裁量にゆだねる部位

基準1は文化財として高い価値を有する部位のうち、現存する材料そのものを保存する部位とする。なお「文化財として高い価値を有する部位」とは、指定理由において「海軍鎮守府の施設構成を理解するうえで重要」と位置付けられていることを鑑み、「当初材もしくは終戦までに補足された部位」を原則とする。

基準2は文化財としての価値は基準1と同様に高いが、漆喰や瓦などのように、経年劣化のため定期的な更新を必要とする部位とする。また、平成の改修工事で過去の形式に倣って復原された部材も原則として基準2に区分する。ただし、基準2に区分された部位であっても、実際に更新しようとする際には、再用が可能かどうか、必ず一旦は検討を行うこととする。

基準3は、後世の修理により終戦時とは異なる仕様になっているものの、形状及び色彩は当時の状態に倣って整備されている部位で、例えば内壁において、当初の漆喰塗りがプラスター塗りに改修されているような箇所が当てはまる。今後の修理においては、主たる形状及び色彩さえ保存すれば、仕様や材質を変更してもよいものとする。

基準4は、戦後に追加・補足された部位のうち、見えがかりにあたる部位とする。必要に応じて取り替えてもよいが、周囲と調和する意匠にすることが求められる。

基準5は、戦後に追加・補足された部位のうち、見え隠れにあたる部位を原則とする。修理にあたっては、所有者の裁量によって改変することができる。また、見えがかりであっても、将来的に撤去する方針の部位は基準5に区分する。

なお、基準3、基準4、基準5に区分する部位であっても、安全性や耐久性といった建物の性能を減ずるような改変は、特段の事情がない限り行わない。

また、今回の区分では、材料の現状の破損状況は原則として考慮していない。破損

部位の修理は、文化財保護法に則り、京都府及び文化庁と協議の上、所定の手続きを踏まえて実施する。その際には、破損が著しく、再用が不可能な材料は、基準1の部位であっても、新補材と取り替えることも検討する。

〈参考〉

平成22年度に実施された、重要文化財「舞鶴旧鎮守府倉庫施設」保存活用検討委員会において、4号～8号棟の保存区分について議論が行われたが、そこでは保存区分を以下のように定義している。

- 基準1 「保存部位」のうち、特に価値が高い部分で材料自体の保存を行う〈部位〉。舞鶴竣工報告書の仕様書に記載されている当初部材のうち、煉瓦、礎石、柱等の軸部材ならびに、当該建物の性格を特徴づけている部位が該当する。移動式クレーンなど。
- 基準2 基準1と同じく、竣工報告書の仕様書に記載されている当初部材のうち、経年劣化等により定期的に更新が必要な〈部位〉で、材料の形状・材質・仕上げ・色彩の保存を行う〈部位〉。屋根棧瓦、上げ下げ窓、木製両開き扉、樋、漆喰塗、ペンキ塗など。なお、上記のうち、建築後現在までに改修・改造により、異なった形状・材質・仕上げ・色彩に変更をうけているとみられる部位については、基本的に当初の材料・形状・仕上げ・色彩に復原することを検討する。屋根スレート、樋、上げ下げ窓など。
- 基準3 建築後、大正～昭和期（終戦まで）に新たに付設された部位を基準3とする。文化財としての価値を持つが材料の形状、意匠の保存について個別に検討を行う〈部位〉である。基準1、2以外の〈部位〉が該当する。
- 基準4 昭和20年の終戦以降に設置されたものを基準4とする。文化財としての価値は低く、所有者等の自由裁量に委ねられる〈部位〉。ベニヤ板、鉄板張、蛍光灯、配線、掲示物など。

今回は、終戦までに補足された材料も、当初材と同等に文化財としての価値を有すると考えるので、上記の基準の定義を踏襲することはないが、平成22年度の基準で基準1、基準2、基準3に区分され、現在も保存されている部位については、今回も基準1もしくは基準2に区分する。

イ「部位」ごとの保護の方針

表2.2.2 1号棟 部分及び部位の保護方針

※「目視で確認できなかった」「仕様書に記載がない」などの理由で、修理工事の際に調査を要する部位には丸括弧をつける。

種別	部位		年代	基準	摘要
基礎	コンクリート基礎、礎石		(当初)	(基準1)	目視では礎石上端しか確認できないが、試掘調査により、礎石下部にはコンクリート基礎があることがわかっている。基準1に相当する。
土間	土間コンクリート、煉瓦床		当初	基準1	煉瓦床から下は当初材により、基準1とする。
煉瓦	壁体煉瓦		当初	基準1	当初材により、基準1とする。
石材	出入口	沓石	当初	基準1	花崗岩。当初材により、基準1とする。
	階段廻り	柱下沓石			目視では確認できないが、工事記録により沓石があることがわかっている。基準1に相当する。
	通路廻り	柱下沓石			
鉄骨材	鉄骨フレーム		当初	基準1	鉄骨材のうち、当初の材料は基準1とする。当初材と補強材の区別は、図2.1.24から37参照
	鉄骨補強材		平成改修	基準4	耐震補強で補足された鉄骨材は、将来の修理工事などにおいて、より優れた補強方法が考案された場合は、撤去または仕様の変更を行ってもよい。現時点での具体的な検討は不要。
木材	1階内部	管柱	当初	基準1	当初材により、基準1とする。
		柱上肘木			
		肘木方杖			
	二階床廻り	二階梁	当初	基準1	当初材により、基準1とする。
		根太			
		床板			
		雑巾摺			
		荷揚げ口框			
	小屋組	母屋	当初	基準1	当初材により、基準1とする。
		熨斗板			
	屋根廻り	大棟骨板	平成改修	基準4	改修工事で取り替えられているため、基準4とする。 なお、形式は踏襲されているが、今後の大規模修理等にあわせて復原することも検討する。
		大棟包板			
		大棟煽板			
		大棟煽板下敷板			
		軒先鼻搦			
		垂木形（破風板）			
		品板			
		鬼板			
		鬼板台			
	階段廻り	手摺廻り	当初	基準1	南東に位置する木造階段は、改修工事で整備。手摺廻りの材料は再利用しているので、基準1とする。それ以外の材料は取り替えられているが、意匠は改修前に倣っているため、今後も保存していくこととし、基準2とする。
		その他	平成改修	基準2	
内装材	一階床	ゴムタイル敷	平成改修	基準4	改修工事で新たに整備された仕様であり、将来の修理工事において、より適切な仕様への変更も検討するため基準4とする。
	間仕切り内部	各種内装	平成改修	基準5	改修工事で活用のために新たに整備された仕様であり、基準5とする。
屋根	下地	木毛セメント板	平成改修	基準5	改修工事で補足された下地であり、将来の修理工事においては、屋根葺材にあわせて、適切な材料を選択する。野物材でもあり、基準5とする。
	屋根葺材	カラーステンレス板	平成改修	基準4	改修工事で新たに整備された形式であり、基準4とする。当初はスレート葺であり、将来の修理工事において復原等も検討するため基準4とする。
鉄製建具	出入口	北面 両開き戸	平成改修	基準2	改修工事で取り替えられた建具だが、意匠は修理前に倣っているため、基準2とする。
		西面 両開き戸	平成改修	基準4	当初の片開き戸の形式を変更したものであり、基準4とする。
	窓 室外側	両開きガラス戸	平成改修	基準4	改修工事で鉄製建具は整備、または取替としている。工事で形式が変更された箇所もあり、後補の形式であることから、基準4とする。
		嵌め殺しガラス戸			
		ガラリ戸			
その他建具	窓 室内側	木製ガラリ戸	平成改修	基準4	改修工事で新たに整備された建具であり、将来の修理工事において、形式の変更も検討するため木製ガラリ戸は基準4とする。ステンドグラスは基準5とする。
		ステンドグラス		基準5	
金物類	木部との取り合い	緊結金物	当初	基準1	ボルト、箱金物、短冊金物、錠等。当初材により、基準1とする。
	屋根	雪止め金物	平成改修	基準4	改修工事で新たに整備された形式であり、基準4とする。

種別	部位		年代	基準	摘要
樋	耐候性鋼板製雨樋		平成改修	基準 4	軒樋、集水器、豎樋、呼び樋、這い樋、掴み金物。改修工事で新たに整備された仕様であり、将来の修理工事において、仕様の変更も検討するため基準 4 とする。
左官塗	内壁	プラスター塗り	平成改修	基準 3	改修工事で漆喰塗りからプラスター塗りに変更されており、将来の修理工事において、仕様の変更も検討するため基準 3 とする。
塗装	木部	ポリウレタン塗料塗など	平成改修	基準 3	改修工事で塗装は改められており、将来の修理工事においては、工事の履歴を確認したうえで、原則として塗り直しとするので、基準 3 とする。
	鉄部	錆止め塗料塗 S O P 塗料塗	平成改修	基準 3	
その他	正面出入口	風除室	平成改修	基準 4	改修工事で新たに整備された形式であり、将来の修理工事において、形式の変更も検討するため基準 4 とする。
	西面出入口	金属製庇	平成改修	基準 4	改修工事で新たに整備された形式であり、基準 4 とする。
	妻壁上部	耐候性鋼板張り	平成改修	基準 4	改修工事で新たに整備された形式であり、基準 4 とする。
	建物全体	電気設備・機械設備	平成改修	基準 4	照明設備、換気設備、自動火災報知設備、防犯設備等。設備の更新は適宜実施するため、基準 4 とする。

表2.2.3 2号棟、3号棟、4号棟 部分及び部位の保護方針

※「目視で確認できなかった」「仕様書に記載がない」などの理由で、修理工事の際に調査を要する部位には丸括弧をつける。

種別	部位		棟	年代	基準	摘要
基礎	基礎		共通	(当初)	(基準1)	目視では確認できないが、3号棟修理工事報告書に拠れば、枕木、土台、改良地盤、煉瓦の根積みからなる基礎が存在する。当初材により、基準1とする。
土間	土間コンクリート		共通	平成改修	基準2	改修工事・保存修理工事で打設し直しているため、基準2とする。
煉瓦	壁体煉瓦		共通	当初	基準1	当初材により、基準1とする。
石材	側廻り	側石	共通	当初	基準1	当初材により、基準1とする。
	出入口	地覆石				
	壁内部	梁受石				
	窓下	窓台石				
	内部通路廻り	布石	3号棟 4号棟	平成改修	基準2	復原した床の小口に張る。後補の材料であるが、過去の形式に倣っているので基準2とする。
	竪樋下	樋受石	3号棟	当初	基準1	当初材により、基準1とする。
			4号棟	平成改修	基準2	保存修理工事で復原した材料であり、過去の形式に倣っているので基準2とする。
木材	二階床廻り	二階床梁	共通	当初	基準1	当初材により、基準1とする。
		荷揚げ口框	3号棟 4号棟			
		二階根太	共通			
		二階床板	共通			
	桁廻り	敷桁	共通	当初	基準1	当初材により、基準1とする。
		面戸板				
	小屋組	陸梁	共通	当初	基準1	当初材により、基準1とする。
		陸梁上端添木				
		真束				
		吊束				
		合掌				
		第一方杖				
		第二方杖				
		筋違				
		振れ止め				
		母屋				
		棟木				
	ドーマー窓		2号棟	平成改修	基準4	改修工事で新たに整備された形式であり、基準4とする。
	屋根廻り	垂木	共通	当初	基準1	当初材により、基準1とする。
		野地板	共通			
		新設下地	2号棟	平成改修	基準5	野垂木、断熱材、ベニヤ板。改修工事で新たに整備された形式であり、野物材でもあることから、基準5とする。
		新設下地	3号棟	平成改修	基準5	構造用合板、野垂木、断熱材。保存修理工事で新たに整備された形式であり、野物材でもあることから、基準5とする。
		新設下地	4号棟	平成改修	基準5	桧木、断熱材。保存修理工事で新たに整備された形式であり、野物材でもあることから、基準5とする。
	階段廻り	木造階段	3号棟 4号棟	当初	基準1	親柱、觔桁、段板、蹴込板、手摺、手摺子、床板（踊り場）、框（踊り場）。当初材により、基準1とする。
補強材等	階段廻り	鉄骨階段	2号棟	平成改修	基準4	建物内部中央部、北東隅の2箇所。改修工事で新たに整備された形式であり、基準4とする。
	耐震補強材	鉄骨フレーム	共通	平成改修	基準4	耐震補強で追加された部材であり、将来、文化財の価値をより高めることのできる工法が考案された場合に限り、補強方法を変更することができる、という意味で基準4とする。
		R C造壁体	3号棟	平成改修	基準4	
内装材	1階床	床組材	3号棟 4号棟	平成改修	基準2	大引き、根太、床板、框。当初の形式を復原したものであり、基準2とする（破損時は材ごと取替えてもよい）。
		床仕上げ材	2号棟	平成改修	基準4	大理石張り、タイル張りなど。改修工事で新たに整備された形式であり、基準4とする。
	2階床	床仕上げ材	2号棟	平成改修	基準4	当初の床板の上に、合板捨て張りの上、塩化ビニルシート張り。改修工事で新たに整備された形式であり、基準4とする。

種別	部位		棟	年代	基準	摘要
内装材	内部窓枠廻り	漆喰塗り	3号棟 4号棟	当初	基準1	保存修理工事で上塗漆喰はやり直しているが、中塗から下は保存しており、基準1とする。
		プラスター 塗り	2号棟	平成改修	基準3	改修工事で漆喰をプラスターに変更しており、改修時に漆喰への復原を検討するため基準3とする。
屋根	アスファルトルーフィング		共通	平成改修	基準5	改修工事で新たに整備された形式であり、野物材であることから、基準5とする。
	カラーステンレス板		2号棟	平成改修	基準4	雪止め金物とも。改修工事で新たに整備された形式であり、基準4とする。
	瓦		3号棟 4号棟	平成改修	基準2	棧瓦、軒唐草瓦、雪止瓦、袖瓦、風切丸瓦、熨斗瓦、角棧伏間瓦。すべて保存修理工事で新調された材であり、また破損した材は適宜、取り替えを行うため基準2とする。4号棟は指定時のスレート葺から棧瓦葺に改めた。
建具	出入口	自動ドア	共通	平成改修	基準4	改修工事で新たに整備された形式であり、風除室を含め、基準4とする。
		金属製両開き 戸、親子扉	2号棟	平成改修	基準4	西面、南面（以上両開き戸）、北面（親子扉）。改修工事で新たに整備された形式であり、基準4とする。
		木製両開き戸	3号棟 4号棟	当初	基準1	3号棟南面。4号棟北、西、南面及び内部に展示の建具。当初の建具であり、基準1とする。
	窓	木製上げ下げ ガラス窓	3号棟 4号棟	当初	基準1	当初の建具であり、基準1とする。
		鉄格子	3号棟 4号棟	平成改修	基準2	当初の形式を復原したものであり、基準2とする（破損時は材ごと取替えてもよい）。
		アルミサッシ ガラス窓	2号棟	平成改修	基準4	アルミサッシの嵌め殺し窓、縦軸回転窓、ガラリ窓。改修工事で新たに整備された形式であり、基準4とする。
		金属製ガラリ	3号棟	平成改修	基準4	保存修理工事で新たに整備された形式（既存建具の外側に補足）であり、基準4とする。
		金属製ガラリ	4号棟	平成改修	基準4	保存修理工事で新たに整備された形式（既存建具を取り外して代わりに設置）であり、基準4とする。
	丸窓	木製建具	3号棟 4号棟	当初	基準1	当初の建具であり、基準1とする。
		嵌め殺しガラ ス窓、金属製 ガラリ	2号棟	平成改修	基準4	改修工事で新たに整備された形式（既存建具を取り外して代わりに設置）であり、基準4とする。
		金属製ガラリ	3号棟	平成改修	基準4	保存修理工事で新たに整備された形式（既存建具の外側に補足）であり、基準4とする。
金物類	木部との 取り合い	緊結金物	共通	当初	基準1	ボルト、箱金物、短冊金物、錠等。当初材により、基準1とする。
樋	ステンレス製雨樋		共通	平成改修	基準4	軒樋、集水器、堅樋、受金物等。改修工事で新たに整備された形式であり、基準4とする。
	受金物		4号棟	当初	基準4	4号棟のみ、当初の受金物を取り外さずに、防錆塗装をして保存しているので、これは基準1とする。
塗装	木部	S O P 塗り	共通	平成改修	基準4	主に木製建具。4号棟の平成改修工事では、窓枠の既存の塗装活膜を保存した上で下地処理し、仕上げのSOP塗りを行った。今後の修理の際には平成改修以前の塗装活膜が残存している箇所があることに注意し、適切な保存を図る。
	その他	S O P 塗り等	共通	平成改修	基準4	木部以外の塗装は、改修工事で新たに整備された形式であり、基準4とする。
その他	室内	軍港引込線 軌条	3号棟 4号棟	終戦前 改修	基準1	終戦までに補足された部位で、建造物の特徴を示すため、基準1とする。
	室内	移動式荷吊ク レーンレール	4号棟	当初	基準1	建造物の特徴を示す設備であるため、基準1とする。
	建物全体	電気設備及び 下地材	共通	後補	基準4	照明設備、換気設備、自動火災報知設備、防犯設備等。機器の更新等があるため、基準4とする。

表2.2.4 5号棟 部分及び部位の保護方針

※「目視で確認できなかった」「仕様書に記載がない」などの理由で、修理工事の際に調査を要する部位には丸括弧をつける。

種別	部位		時期	基準	摘要
基礎	基礎		(当初)	(基準1)	目視では確認できないが、修理工事報告書に拠れば、無筋コンクリート、煉瓦の根積みからなる基礎が存在する。当初材により、基準1とする。
土間	土間コンクリート		後補	基準2	保存修理工事で打設し直しているため、基準2とする。
煉瓦	壁体煉瓦、中央柱煉瓦		当初	基準1	当初材により、基準1とする。
石材	壁内部	梁受石	当初	基準1	当初材により、基準1とする。
	窓下	窓台石			
	出入口	敷石			
	階段廻り	親柱礎石			
	竪樋下	樋受石			
木材	二階床廻り	荷揚げ口框	当初	基準1	当初材により、基準1とする。
		二階根太			
		二階床板			
	二階室内	二階中央柱	当初	基準1	当初材により、基準1とする。
		二階中央柱頭繋			
		二階中央柱肘木			
		二階中央柱方杖			
	桁廻り	敷桁	当初	基準1	当初材により、基準1とする。
	小屋組	陸梁	当初	基準1	当初材により、基準1とする。
		陸梁上端添木			
		1番真束			
		1番吊束			
		1番方杖			
		合掌			
		二重梁			
		2番合掌			
		2番真束			
		2番吊束			
		2番方杖			
		3番方杖			
		筋違			
		振れ止め			
		母屋			
		棟木			
	屋根廻り	垂木	当初	基準1	当初材により、基準1とする。
		野地板			
		面戸板			
		笠木			
		土居葺	当初	基準1	当初の土居葺(杉板)を一部だけ解体・撤去せず、下地に再利用しているため、この部分は基準1とする。
		新設下地	平成改修	基準5	縦桟、横桟。保存修理工事で整備された材料であり、野物材であることから、基準5とする。
	階段廻り	木造階段	当初	基準1	親柱、鰯桁、段板、蹴込板、手摺、手摺子、床板(踊り場)、框(踊り場)、側板、裏板。当初材により、基準1とする。
その他構造材	二階床梁	鉄骨トラス梁	当初	基準1	当初材により、基準1とする。
	中央柱上部	コンクリート柱	当初	基準1	当初材により、基準1とする。
	妻出入口上部	コンクリートまぐさ	当初	基準1	当初材により、基準1とする。
補強材	耐震補強材		平成改修	基準4	耐震補強工事で追加された鉄骨部材であり、将来、文化財の価値をより高めることのできる工法が考案された場合に限り、補強方法を変更することができる、という意味で基準4とする。
内装材	内部窓枠上端	モルタル塗り	当初か	基準2	当初の形式である可能性はあるが、修理の際には塗り直しを行うため、基準2とする。
屋根	アスファルトルーフィング		平成改修	基準5	保存修理工事で新たに整備された形式であり、野物材であることから、基準5とする。
	瓦		当初 平成改修	基準1	棧瓦、軒唐草瓦、雪止瓦、袖瓦、風切丸瓦、熨斗瓦、角棧伏間瓦。保存修理工事で、当初瓦を半数以上再利用しており、今後の修理でも、再利用を原則とするため、基準1とする。

種別	部位		時期	基準	摘要
建具	出入口	木製両開き戸	当初	基準 1	北面西側、東側。西側は当初の建具、東側もそれに倣って復旧された建具であり、一体のものと考え、ともに基準 1 とする。
		木製吊り戸	当初	基準 1	妻面出入口。当初の建具であり、基準 1 とする。
		自動ドア	平成改修	基準 4	保存修理工事で新たに整備された形式であり、基準 4 とする。
	窓	木製上げ下げガラス窓	当初	基準 1	一階腰窓。当初の建具であり、基準 1 とする。
		木製両開きガラス窓	当初	基準 1	二階腰窓。当初の建具であり、基準 1 とする。
		木製嵌め殺しガラス窓	当初	基準 1	一階高窓。当初の建具であり、基準 1 とする。
		金属製ガラリ	当初	基準 1	妻面上部。当初の建具であり、基準 1 とする。
金物類	木部との 取り合い	緊結金物	当初	基準 1	ボルト、箱金物、短冊金物、錠等。当初材により、基準 1 とする。
樋	ステンレス製雨樋		平成改修	基準 4	軒樋、集水器、豎樋、受金物等。保存修理工事で新たに整備された形式であり、基準 4 とする。
	受金物		当初	基準 1	当初の受金物を取り外さずに、防錆塗装をして保存しているので、これは基準 1 とする。
塗装	木部	S O P 塗り	平成改修	基準 4	主に木製建具。平成改修工事において、窓枠の既存の塗装活膜を保存した上で下地処理し、仕上げのSOP塗りを行った。今後の修理の際には平成改修以前の塗装活膜が残存している箇所があることに注意し、適切な保存を図る。
	その他	S O P 塗り等	平成改修	基準 4	木部以外の塗装は、保存修理工事において新たに整備された形式であり、基準 4 とする。
その他	室内	軍港引込線軌条	当初	基準 1	当初からの形式であり、基準 1 とする。
	妻壁	モルタル塗り	当初	基準 1	当初の材料であり、基準 1 とする。
	室内	クレーンレール	当初	基準 1	建造物の特徴を示す設備であるため、基準 1 とする。
	建物全体	碍子等	当初	基準 1	保存修理工事で撤去しなかった旧式の碍子等は基準 1 とする。
		電気設備及び下地材	後補	基準 4	照明設備、換気設備、自動火災報知設備、防犯設備等。機器の更新等があるため、基準 4 とする。

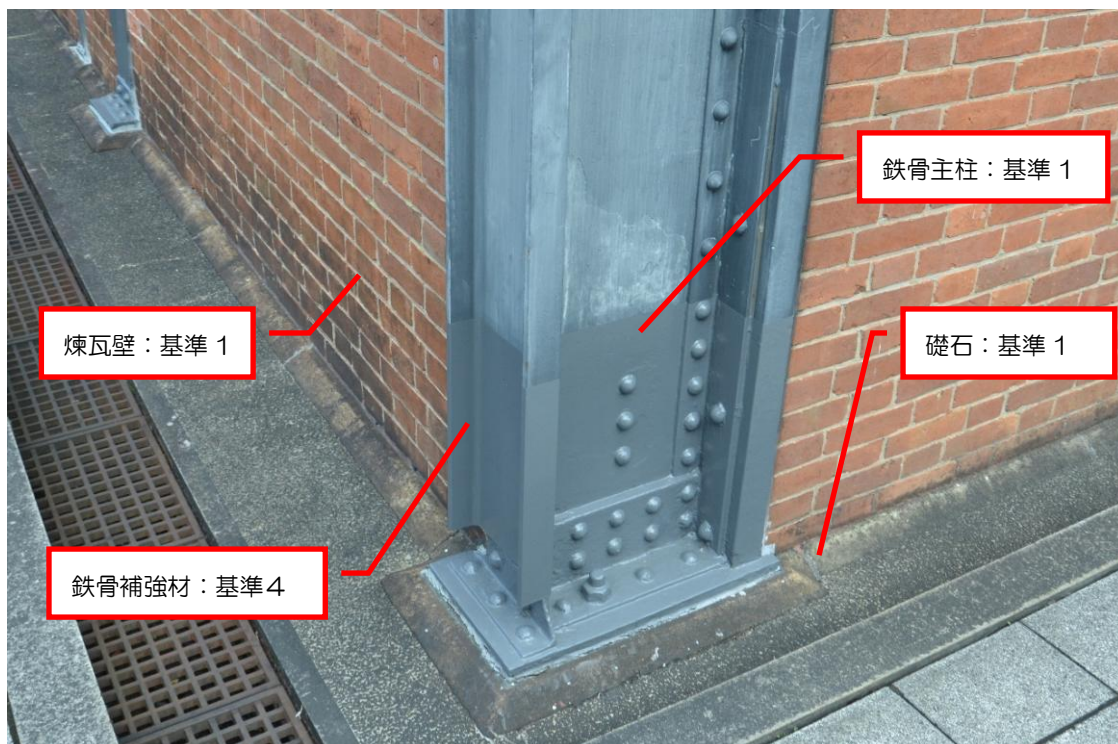
表2.2.5 6号棟、7号棟、8号棟(需品庫3棟) 部分及び部位の保護方針

※「目視で確認できなかった」「仕様書に記載がない」などの理由で、修理工事の際に調査を要する部位には丸括弧をつける。

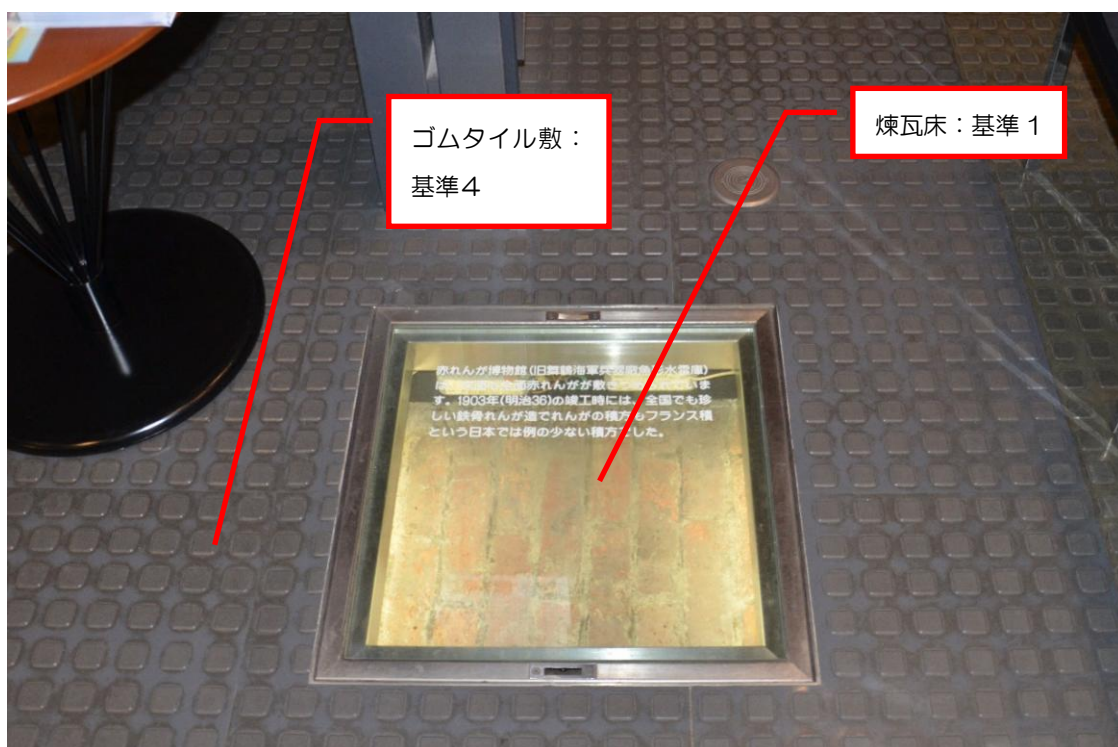
種別	部位		時期	基準	摘要
基礎	コンクリート基礎		(当初)	(基準 1)	目視では確認できないが、「舞鶴鎮守府需品庫三棟新築仕様書」(以下「新築仕様書」)に拠れば、側廻りに幅 4 尺 3 寸、厚 1 尺のコンクリート基礎が存在する。確認されれば、基準 1 に相当する。
土間	土間コンクリート		当初	基準 1	現在は撤去されているが当初は木製床が存在し、土間コンクリートは床下の見え隠れ部分。基準 1 とする。なお、耐震補強案によっては大規模な改修も検討する。
煉瓦	壁体煉瓦		当初	基準 1	当初材により、基準 1 とする。
石材	側廻り	根石	当初	基準 1	花崗岩。当初材により、基準 1 とする。
		腰石			
	出入口	地覆石			
		戸摺り石			
	内部通路廻り	沓石			
		縁石			
	外部登り橋	縁石			
	窓下	窓台石			
妻面円窓	円窓形楔石				
壁内部	積込石	(当初)	(基準 1)	目視では確認できないが、「新築仕様書」に拠れば、敷梁や二階梁を受けるために、花崗岩の石材が壁内部に積み込まれている。確認されれば、基準 1 に相当する。	
階段廻り	踏み石	当初か	基準 1	花崗岩。「新築仕様書」には記載がないが、外観は他の石と変わるところがなく当初材と見られるので、基準 1 とする。	
木材	内部通路廻り	管柱	当初	基準 1	当初材により、基準 1 とする。
		敷梁			
		方杖			
	一階、二階室内部	添え柱	戦後改修	基準 5	二階梁端部を下から突き上げるように設置。配置は不規則で明らかに後補材。撤去を検討する。
	二階床廻り	二階梁	当初	基準 1	当初材により、基準 1 とする。
		昇降口框			
		荷揚げ口框			
		二階根太			
		二階床板			
		二階雑巾摺り			
		見切縁(昇降口廻り)			
	桁廻り	敷桁	当初	基準 1	当初材により、基準 1 とする。
		束			
		綿板			
		軒桁			
	二階室内部揚重設備周辺	補足木材	終戦前改修	基準 1	巻き上げ機の周辺に設置された木造の柱、繋ぎ材等。揚重設備の一部であり、巻き上げ機とセットで考える。
	小屋組	陸梁	当初	基準 1	当初材により、基準 1 とする。
		陸梁上端添木			
		真束			
		第一吊束			
		第二吊束			
合掌					
第一方杖					
第二方杖					
第三方杖					
挟梁					
梁挟(第二吊束脚部、挟梁上端)		当初か	基準 1	「新築仕様書」には明確な記載がなく、当初材かどうかは不明だが、現状の小屋組の一部となっており、基準 1 とする。	
振れ止め(真束脚部横面の一部)					
母屋					
棟木	当初	基準 1	当初材により、基準 1 とする。		
				棟木挟方杖	

種別	部位		時期	基準	摘要
	屋根廻り	垂木	当初	基準 1	当初材により、基準 1 とする。
		面戸板			
		登り面戸板			
		野地板			
木材	開口部廻り	出入口 枠	当初	基準 1	当初材により、基準 1 とする。
		出入口 付鴨居			
		出入口 戸当たり			
		窓枠			
	階段廻り	木造階段	当初	基準 1	彫桁、段板、繫材、段板受、裏板、手摺親柱、地覆、手摺子、手摺。当初材により、基準 1 とする。
その他	補強材等	戦後改修か	基準 1	二階梁の繋ぎ材等、仕様書に記載がなく、後補材とみられるが、それらが追加された年代、理由が不明確である。撤去する特段の理由がない限り、基準 1 とする。	
木製建具	出入口	引分け板戸	当初	基準 1	当初材により、基準 1 とする。南面西側は中古に改造を受けている。
		引分け網戸	当初	基準 1	当初材により、基準 1 とする。欠失多数。
		欄間嵌殺しガラス障子	当初	基準 1	当初材により、基準 1 とする。
	窓	上げ下げガラス窓	当初	基準 1	当初材により、基準 1 とする。
	荷揚げ口	格子蓋	当初	基準 1	当初材により、基準 1 とする。
鉄製建具	床下・軒下換気口、妻円窓	防火金物	当初	基準 1	通気管を仕込んだ鉄板をそれぞれの窓に嵌め込んでいる。床下換気口には銅網を張る。当初材により、基準 1 とする。
外部庇	壁付下束		当初	基準 1	当初材により、基準 1 とする。ただし破損が著しく、なるべく部材を再用する方針で、修理の方法を検討する。
	登り木				
	腕木				
	方杖				
	母屋				
	板掛				
	皿板				
	板受け				
	垂木形				
	雨押				
	屋根板		当初	基準 2	亜鉛メッキ波形鉄板。当初材の可能性もあるが、更新の必要な材料とみなし、基準 2 とする。
	吊鉄棒		当初	基準 1	鉄製。当初材により、基準 1 とする。ただし破損が著しく、なるべく部材を再用する方針で、修理の方法を検討する。
	補足材（柱、繋ぎ材等）		戦後改修か	基準 5	「新築仕様書」に記載がない材で基準 5 とし、撤去を検討する。
	補足礎石				
金物類	木部との取り合い	緊結金物	当初	基準 1	ボルト、箱金物、短冊金物、錠等。当初材により、基準 1 とする。
	屋根	雪止め金物	当初	基準 1	現状では欠失し、わずかに痕跡が残る。修理の際には痕跡を保存できるかどうか検討する。
屋根	土居葺、土止め棧		当初か	基準 2・3	目視では確認できないが、修理・耐震工法等の検討によっては撤去も検討する。 土居葺、土止め棧　：基準 2　葺土　：基準 3
	葺土				
	瓦		当初戦後改修	基準 2	棧瓦、軒唐草瓦、敷平、袖瓦、風切丸瓦、熨斗瓦、雁振瓦、拝巴瓦、鬼瓦。当初瓦と補足瓦が混在している状況だが、いずれにしても更新の必要な材料とみなし、基準 2 とする。
	鉄板		戦後改修	基準 5	当初から改変された形式であり、撤去し、瓦葺への復旧を検討する。
樋	雨樋		戦後改修	基準 4	軒樋、集水器、堅樋、呼び樋、這い樋、掴み金物。改修で当初から改変された部位であり、基準 4 とする。
左官塗	内壁	漆喰塗り	当初か	基準 2	下付漆喰、斑直し及び中塗漆喰、上塗漆喰の 3 層（「新築仕様書」による）。更新の必要な材料とみなし、基準 2 とする。
塗装	木部	ペンキ塗り	当初か	基準 2	入口窓枠、鴨居、戸当たり、建具類。更新の必要な材料とみなし、基準 2 とする。
	鉄部	錆止め塗料塗	当初か	基準 2	換気口金物、庇廻り等。また、欠失鉄扉等も同様。更新の必要な材料とみなし、基準 2 とする。
その他	室内	軍港引込線軌条	終戦前改修	基準 1	建造物の特徴を示すため、基準 1 とする。
	室内	揚重設備	終戦前改修	基準 1	巻き上げ機、昇降路鉄骨フレーム、ワイヤー等。建造物の特徴を示すため、基準 1 とする。
	出入口	錠前金物	戦後改修	基準 4	南京錠。安全の確保のため、基準 4 とする。
	建物全体	電気設備及び下地材	戦後改修	基準 4	照明設備、換気設備、自動火災報知設備、防犯設備等。新規設備の導入も検討するため、基準 4 とする。

1 号棟



鉄骨主柱 脚部



一階床 当初の煉瓦床を見せる

図2.2.7 1号棟 部分及び部位の保護方針 1

1号棟



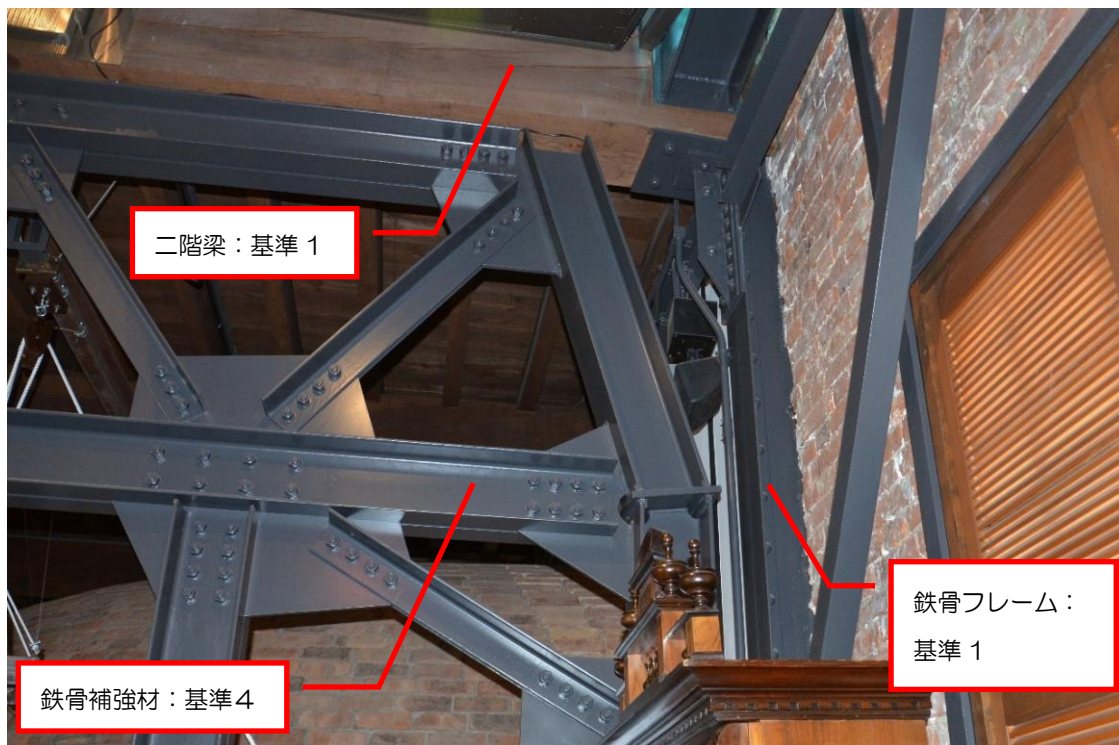
西面 出入口部分



室内 北側を見る

図2.2.8 1号棟 部分及び部位の保護方針2

1号棟



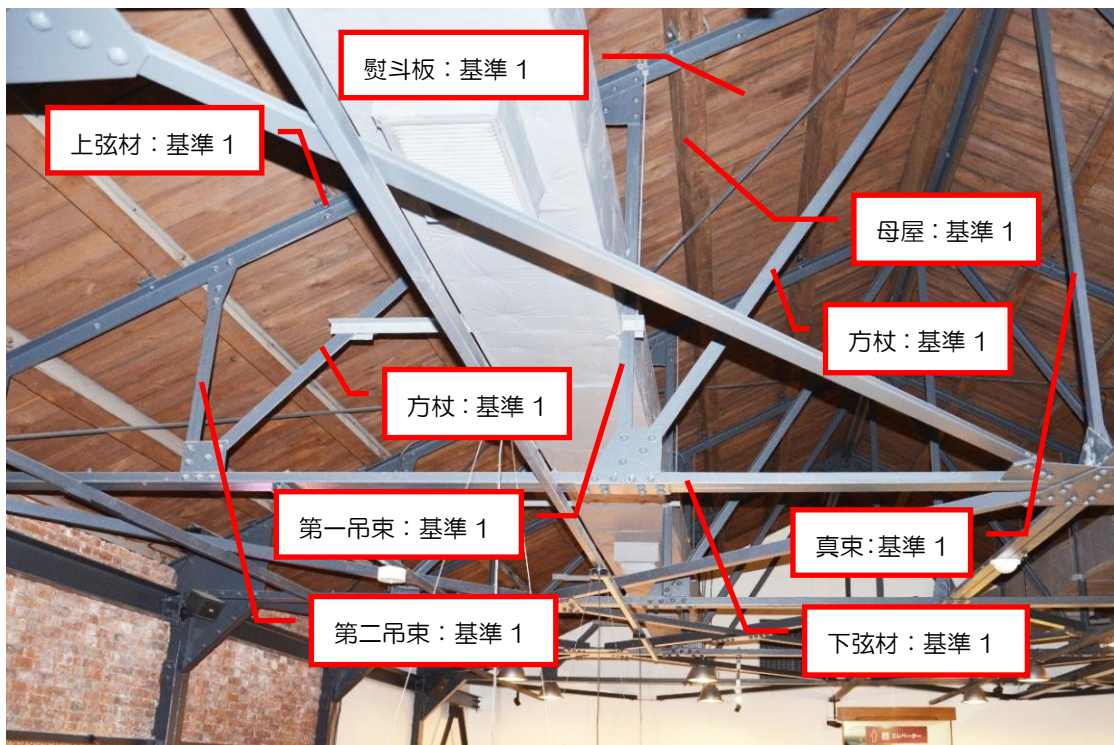
一階室内 二階梁端部



二階室内 北面

図2.2.9 1号棟 部分及び部位の保護方針 3

1 号棟



小屋組トラス



敷桁・軒桁廻り

図2. 2. 10 1 号棟 部分及び部位の保護方針 4

1 号棟



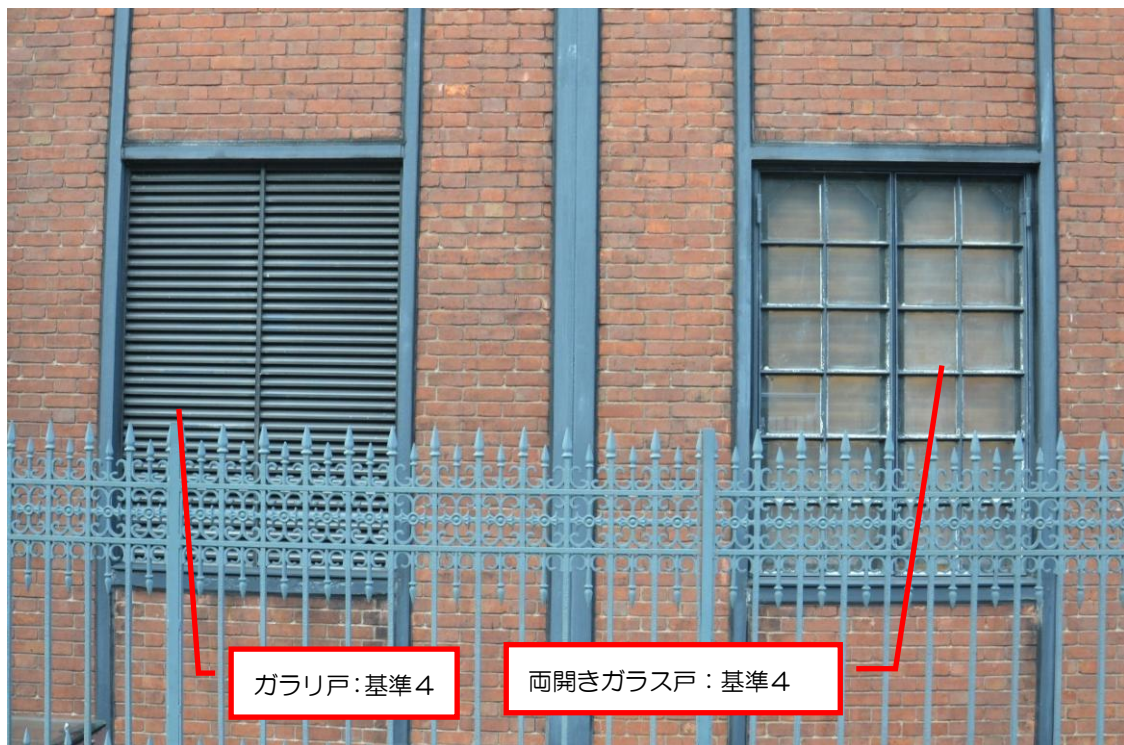
南面出入口



西面出入口

図2. 2. 11 1 号棟 部分及び部位の保護方針5

1 号棟



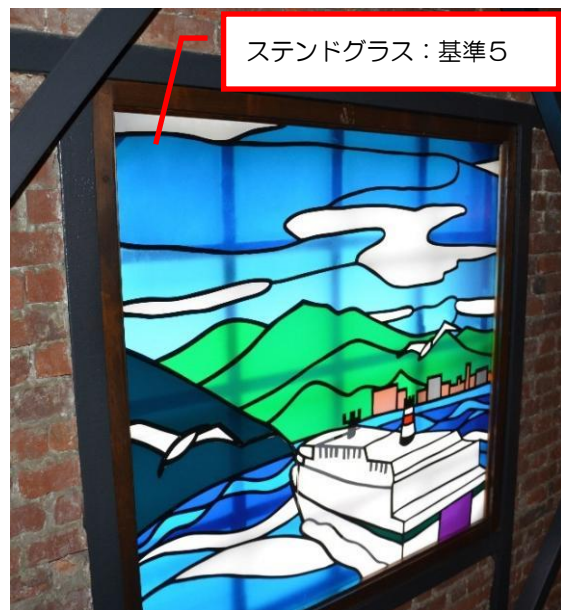
一階 窓廻り



二階 窓廻り

図2. 2. 12 1 号棟 部分及び部位の保護方針6

1号棟



室内側建具



南東階段廻り

図2.2.13 1号棟 部分及び部位の保護方針7

2号棟

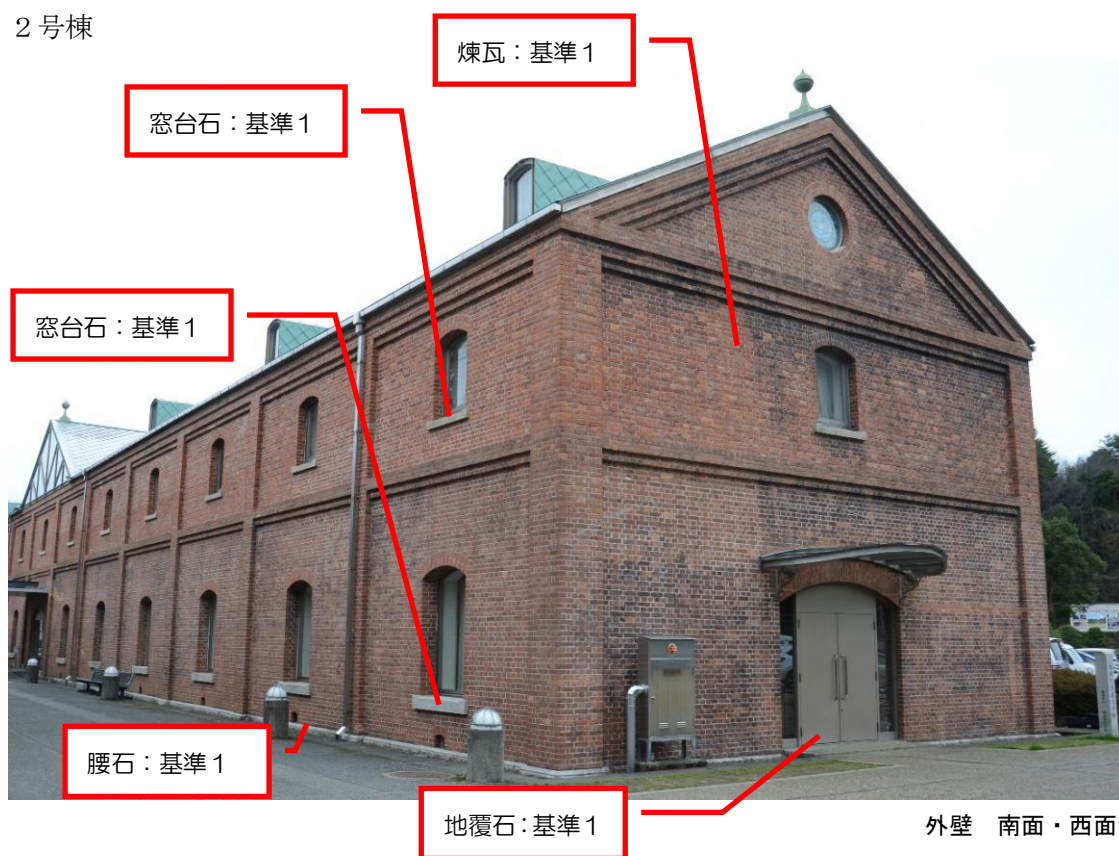
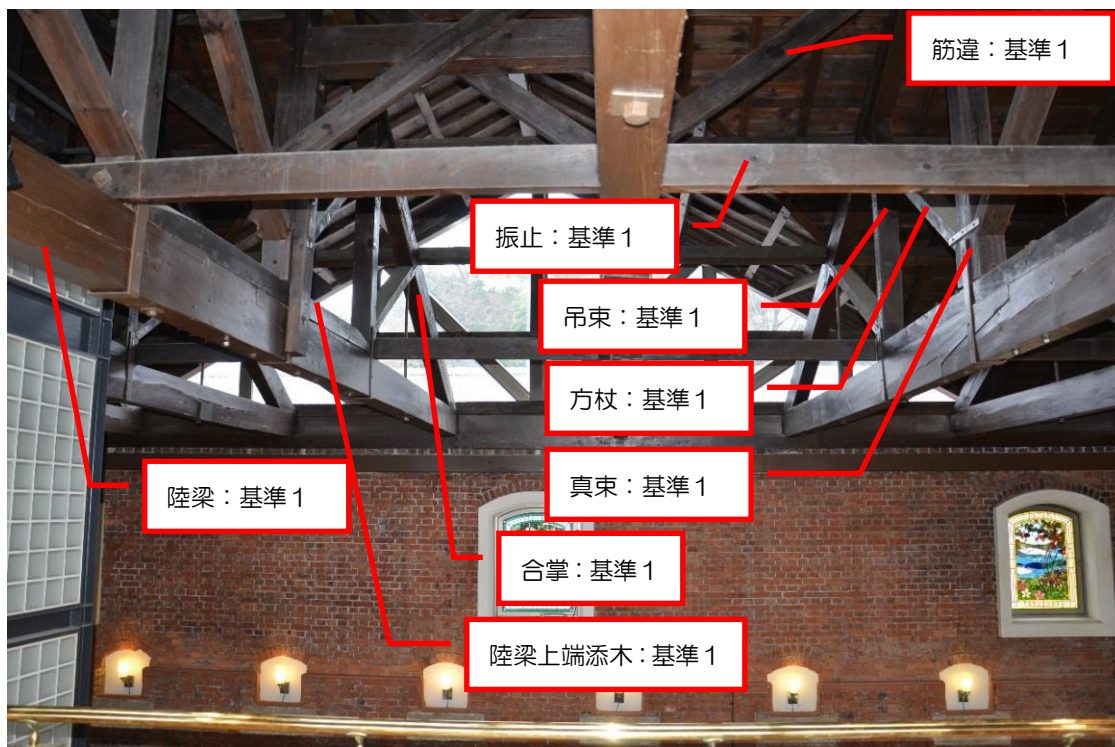


図2. 2. 14 2号棟 部分及び部位の保護方針 1

2号棟



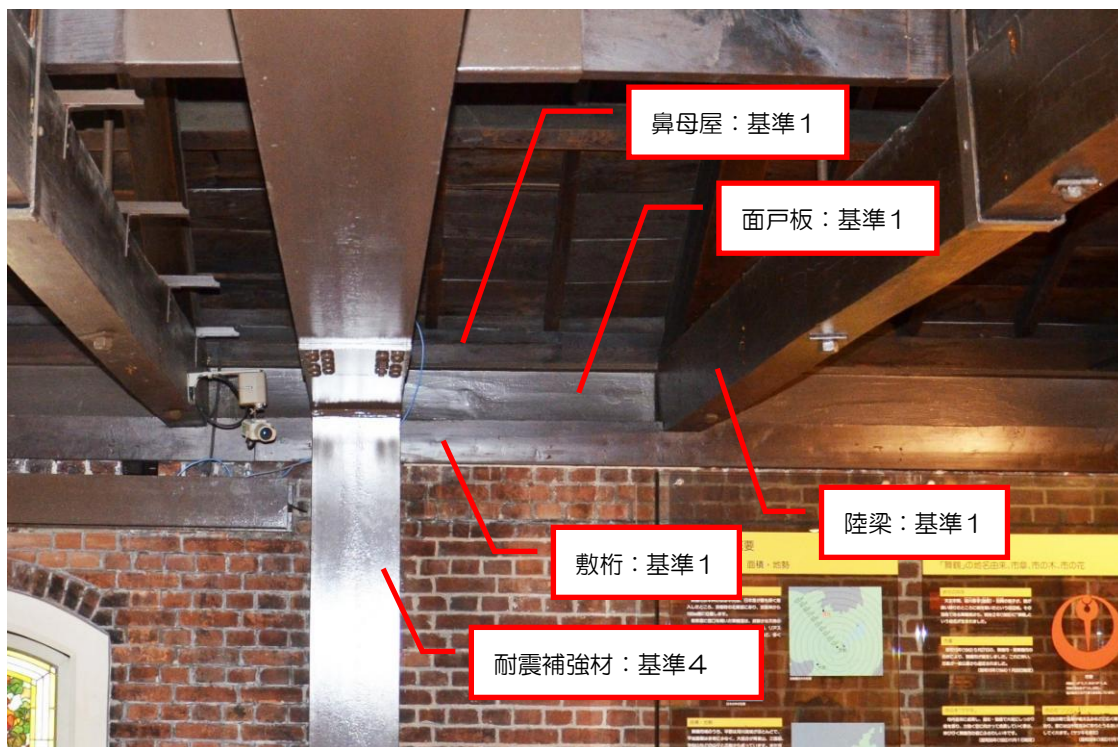
小屋組 西面を見る



一階 南側ホール（北面を見る）

図2.2.15 2号棟 部分及び部位の保護方針2

2号棟



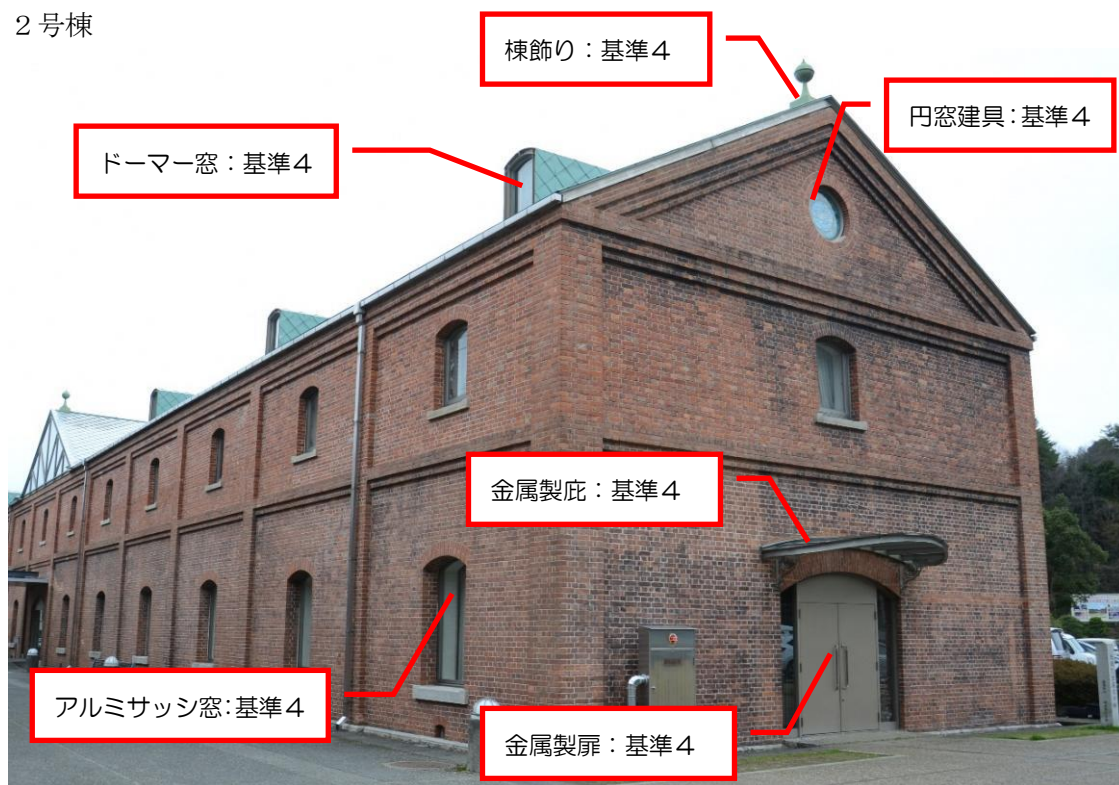
二階梁端部 西面を見る



外観 正面（東面）

図2. 2. 16 2号棟 部分及び部位の保護方針3

2号棟



外観 南面



図2. 2. 17 2号棟 部分及び部位の保護方針4

2号棟



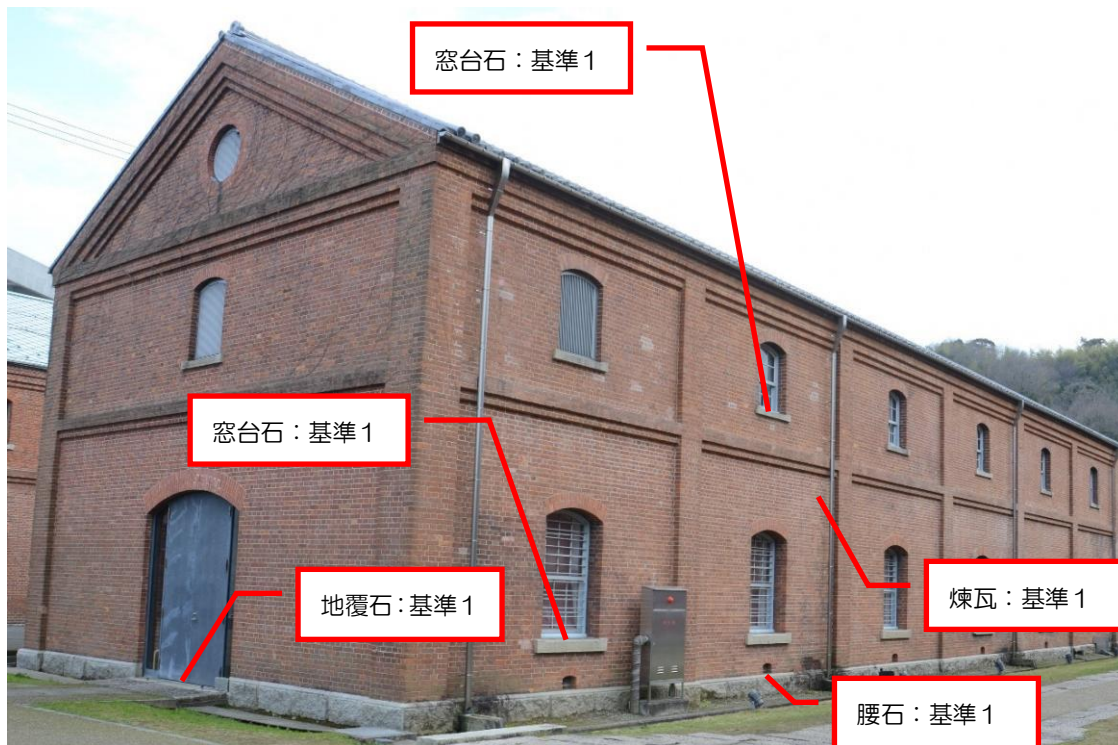
一階中央 鉄骨階段



屋根

図2.2.18 2号棟 部分及び部位の保護方針5

3号棟



外壁 北面・東面



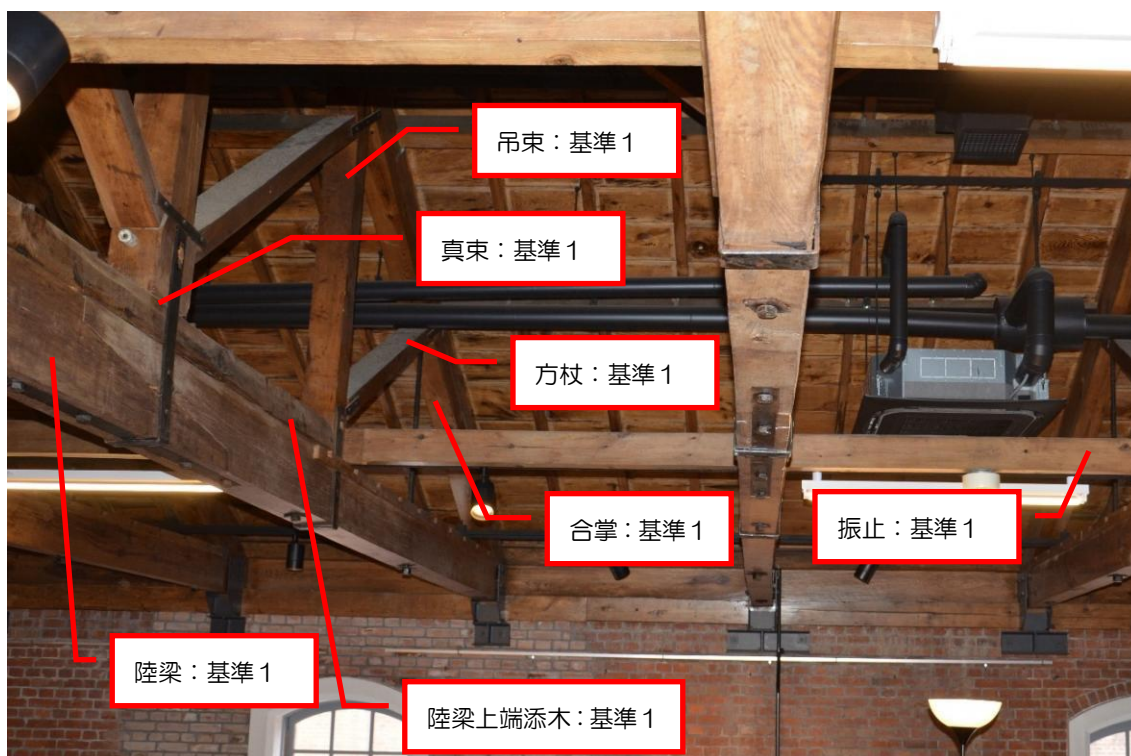
一階 南面を見る

図2.2.19 3号棟 部分及び部位の保護方針1

3号棟



二階 RC造壁体廻り



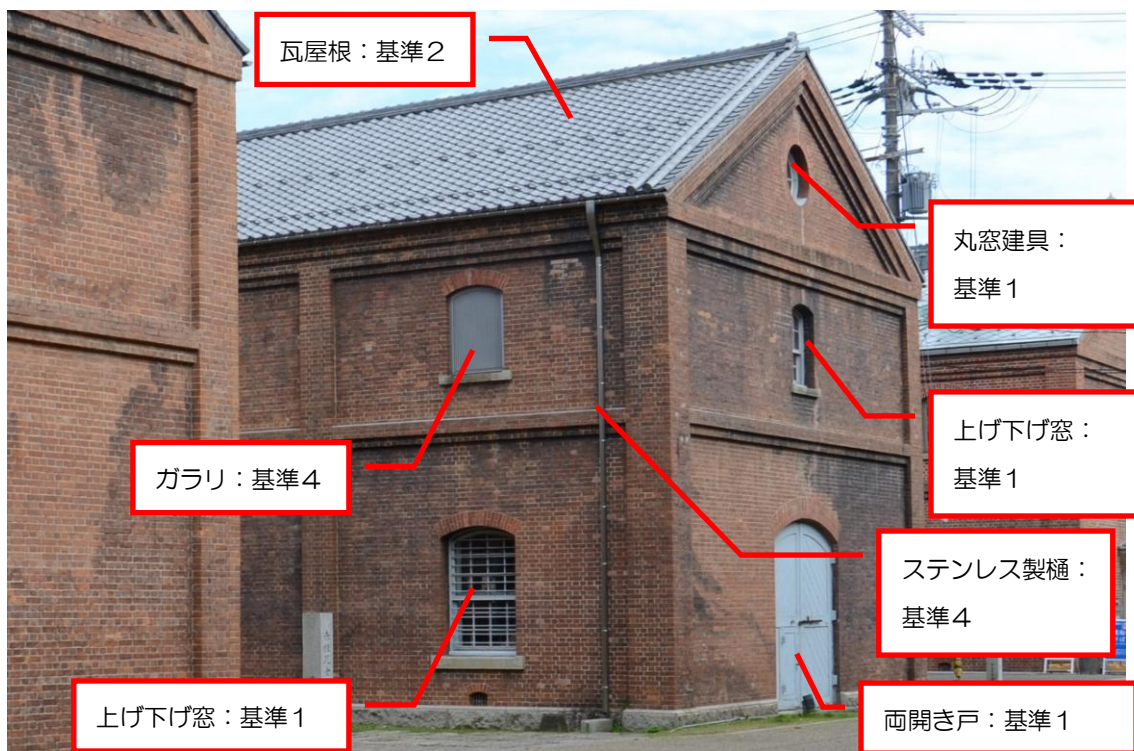
小屋組

図2.2.20 3号棟 部分及び部位の保護方針2

3号棟



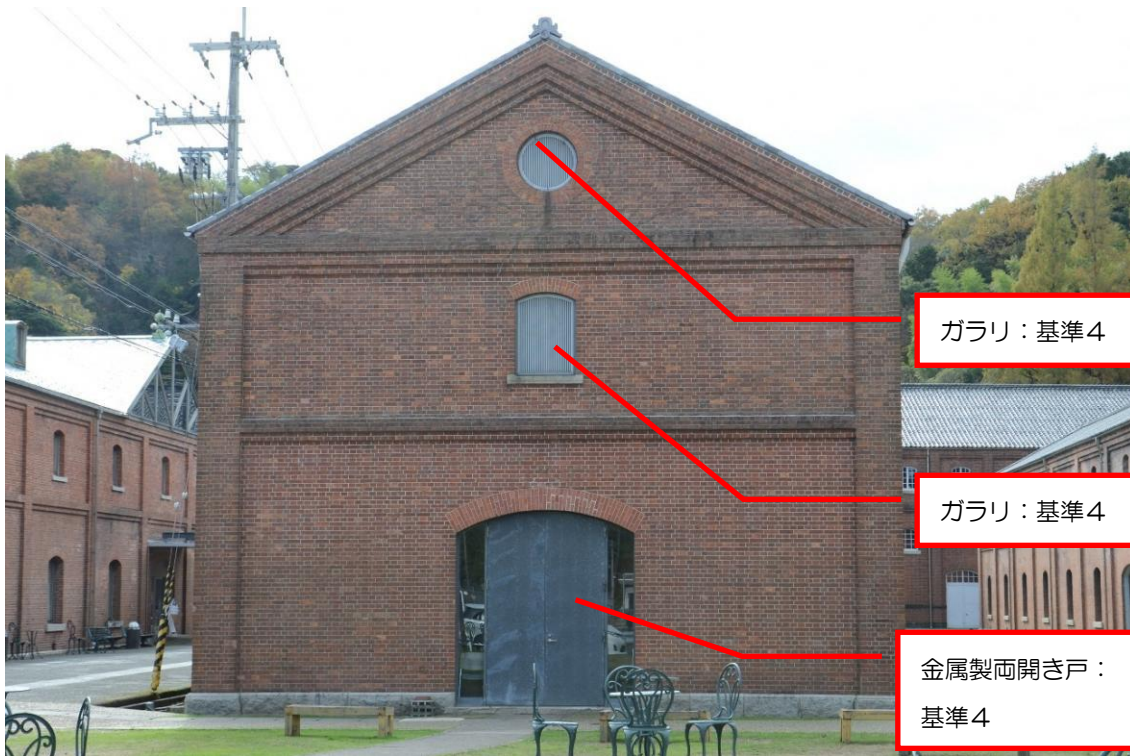
二階梁端部



外観 南面・西面

図2.2.21 3号棟 部分及び部位の保護方針3

3号棟



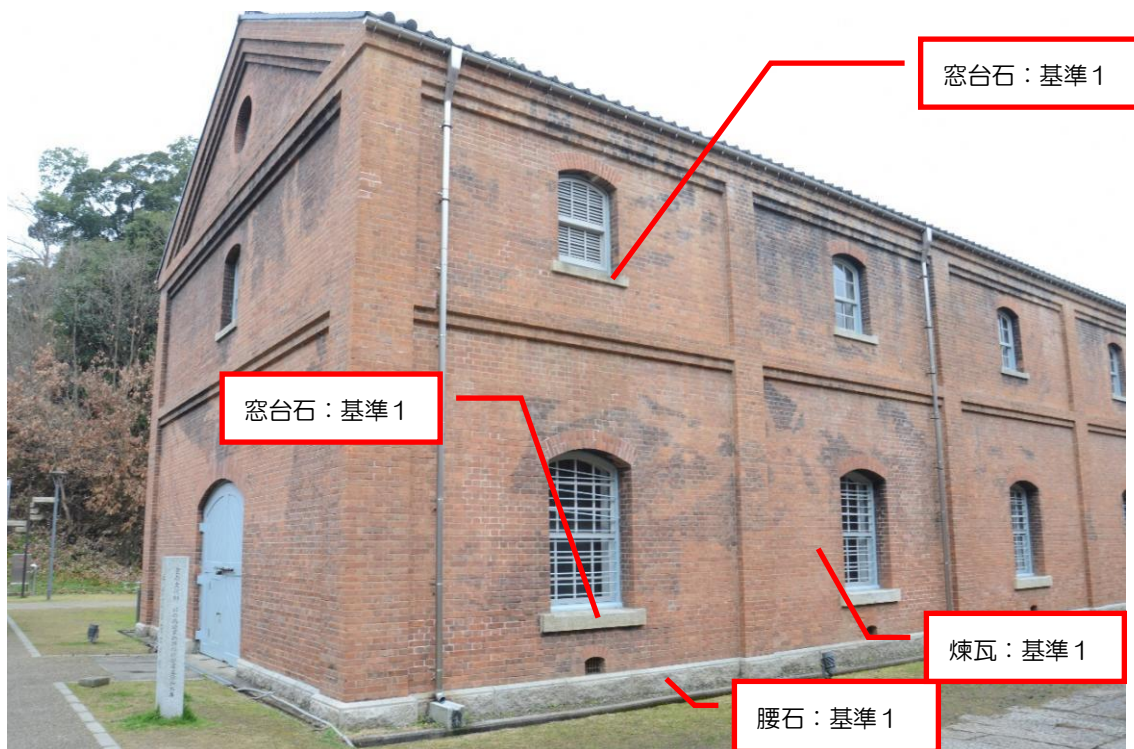
外観 北面



室内レール復旧部分

図2. 2. 22 3号棟 部分及び部位の保護方針4

4号棟



外壁 北面・東面



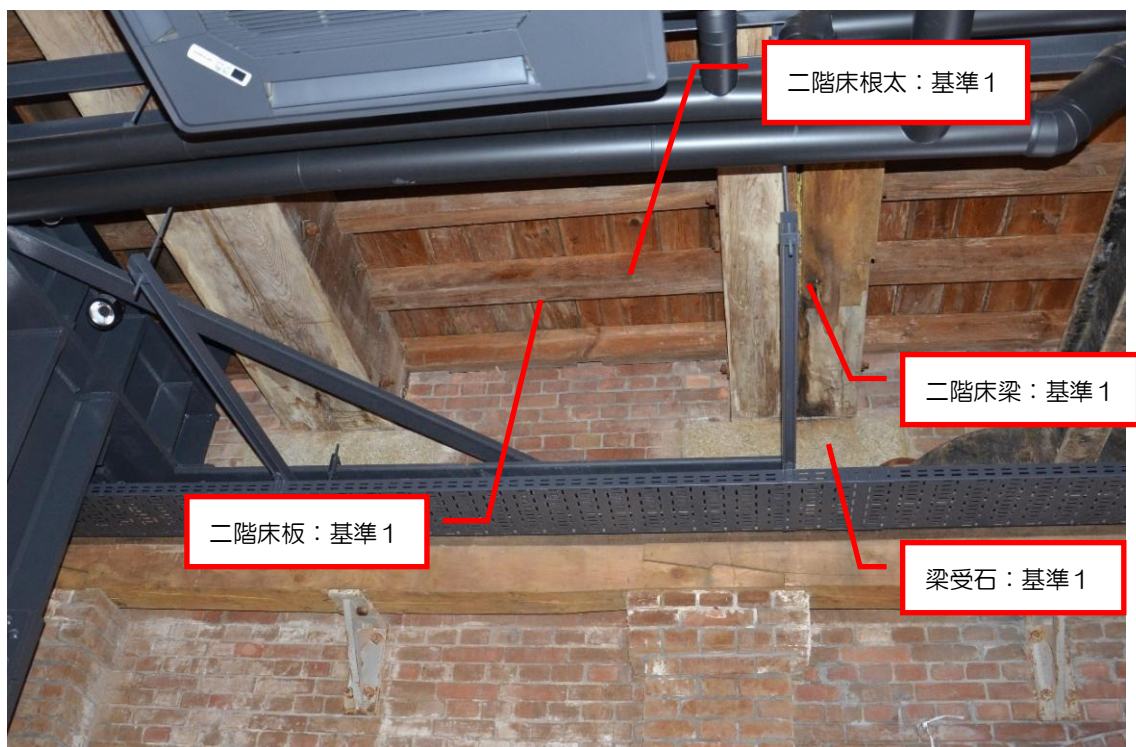
一階 北面を見る

図2.2.23 4号棟 部分及び部位の保護方針1

4号棟



一階 北側



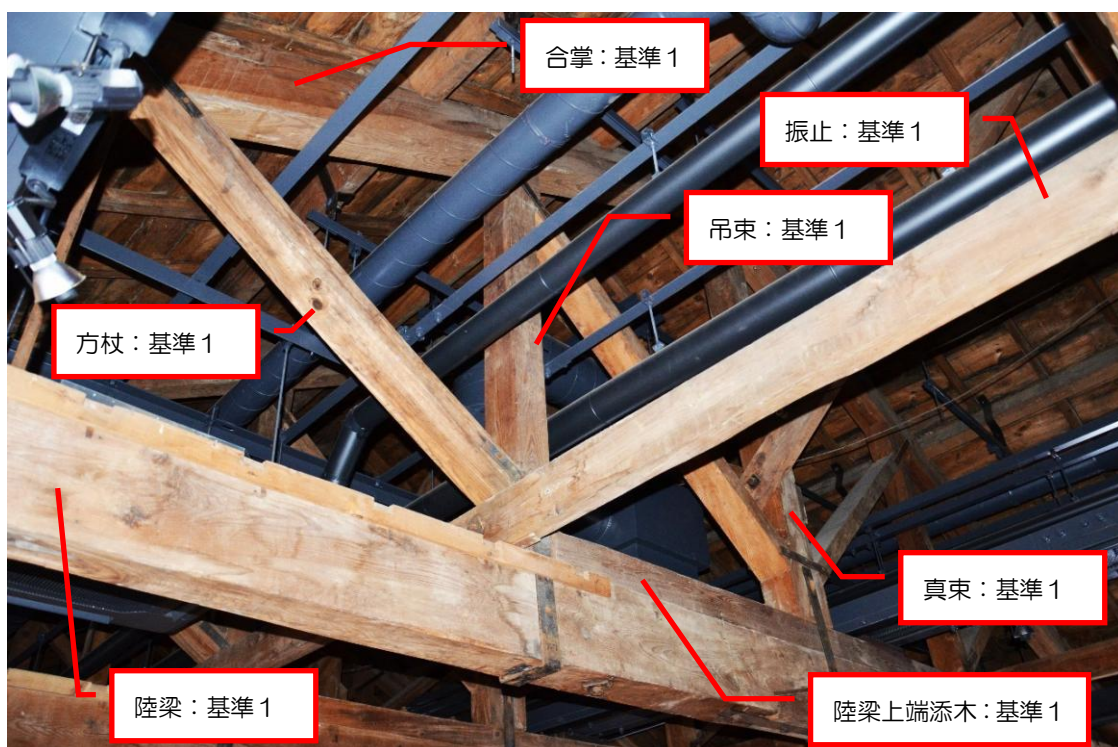
一階 天井を見る

図2. 2. 24 4号棟 部分及び部位の保護方針2

4号棟



二階 南側を見る



小屋組

図2. 2. 25 4号棟 部分及び部位の保護方針 3

4号棟



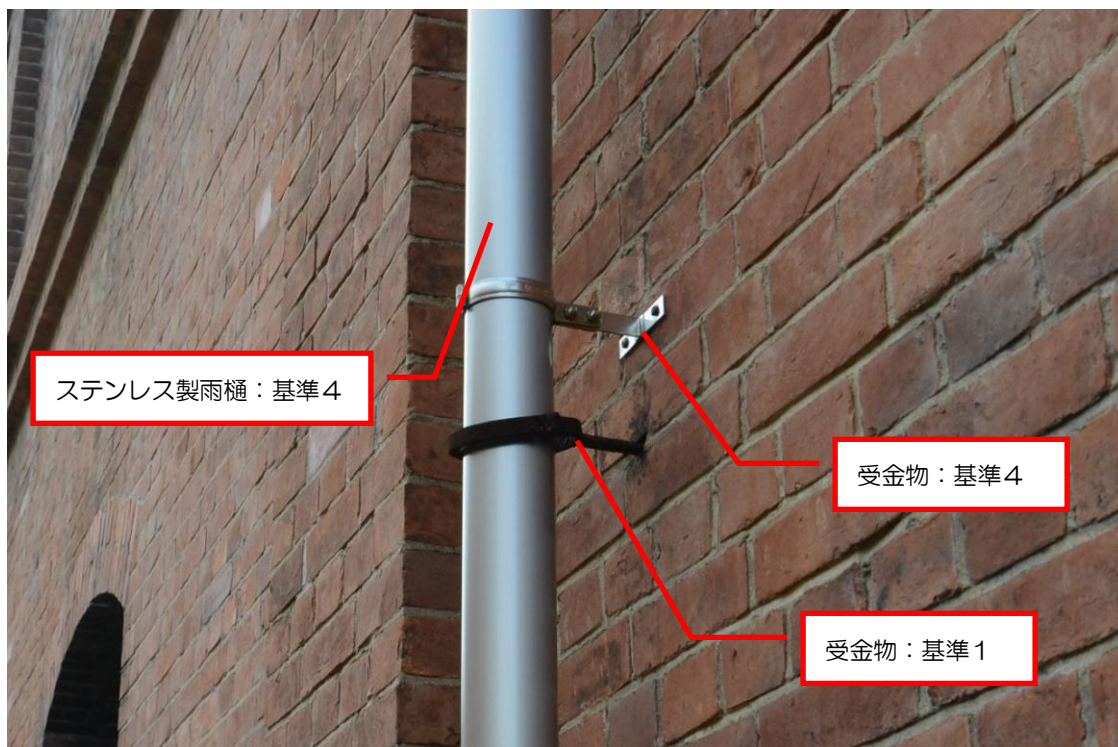
二階梁端部



外観 南面・西面

図2.2.26 4号棟 部分及び部位の保護方針4

4 号棟



縦樋

3 号棟、4 号棟



3 号棟 樋受け石



4 号棟 樋受け石

図2. 2. 27 4 号棟 部分及び部位の保護方針5

この写真は、長崎県立総合資料館の旧長崎製陶所（1900年）の建物です。建物は赤レンガ造りで、2階建ての長方形の建物です。正面には大きな玄関があり、その両側には白い扉が設置されています。建物の側面には多くの窓があり、窓枠は白く、窓ガラスは格子状になっています。建物の屋根は平屋根で、瓦葺きです。建物の周囲には緑豊かな木々や植栽があり、建物の前には歩道や駐車場の一部が見えます。

この建物の建築的特徴は、以下のようにまとめられます。

- コンクリートまぐさ：基準1**
- 窓台石：基準1**
- 敷石：基準1**
- 窓台石：基準1**
- 煉瓦：基準1**

二階床梁：基準 1

中央柱：基準 1

軍港引込線：基準 1

耐震補強材：基準 4

土間コンクリート：基準 2

5号棟



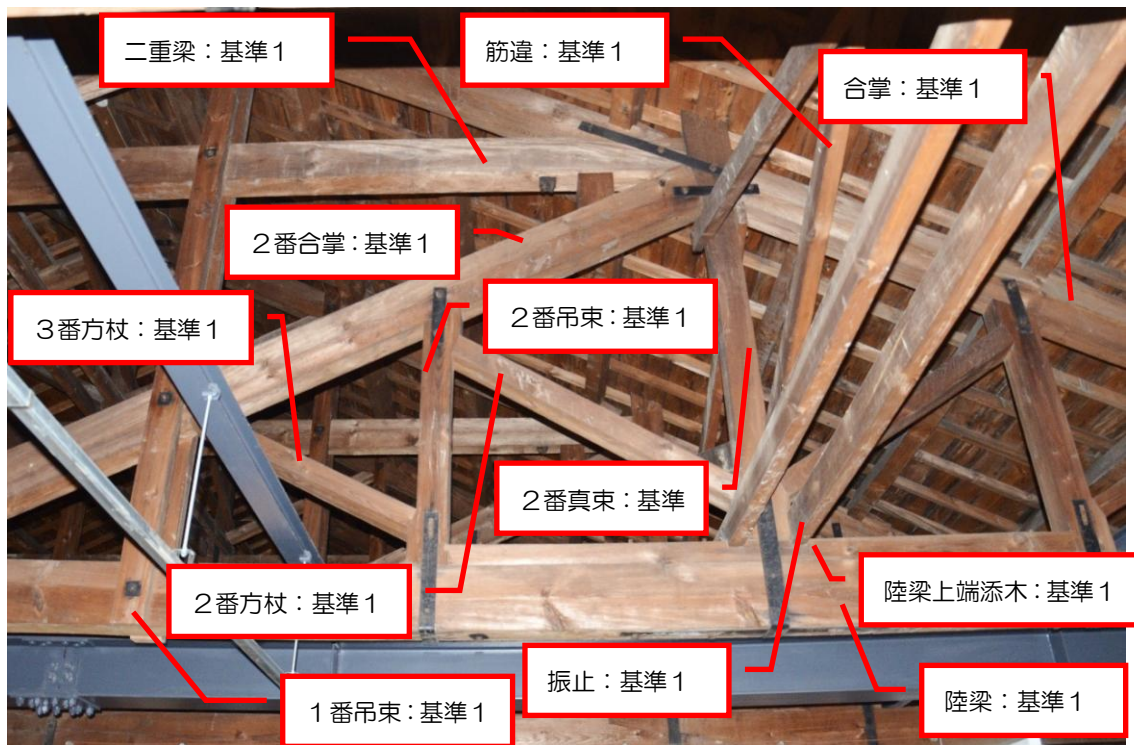
一階天井・二階床梁



二階 中央柱廻り

図2. 2. 29 5号棟 部分及び部位の保護方針2

5号棟



小屋組トラス下段



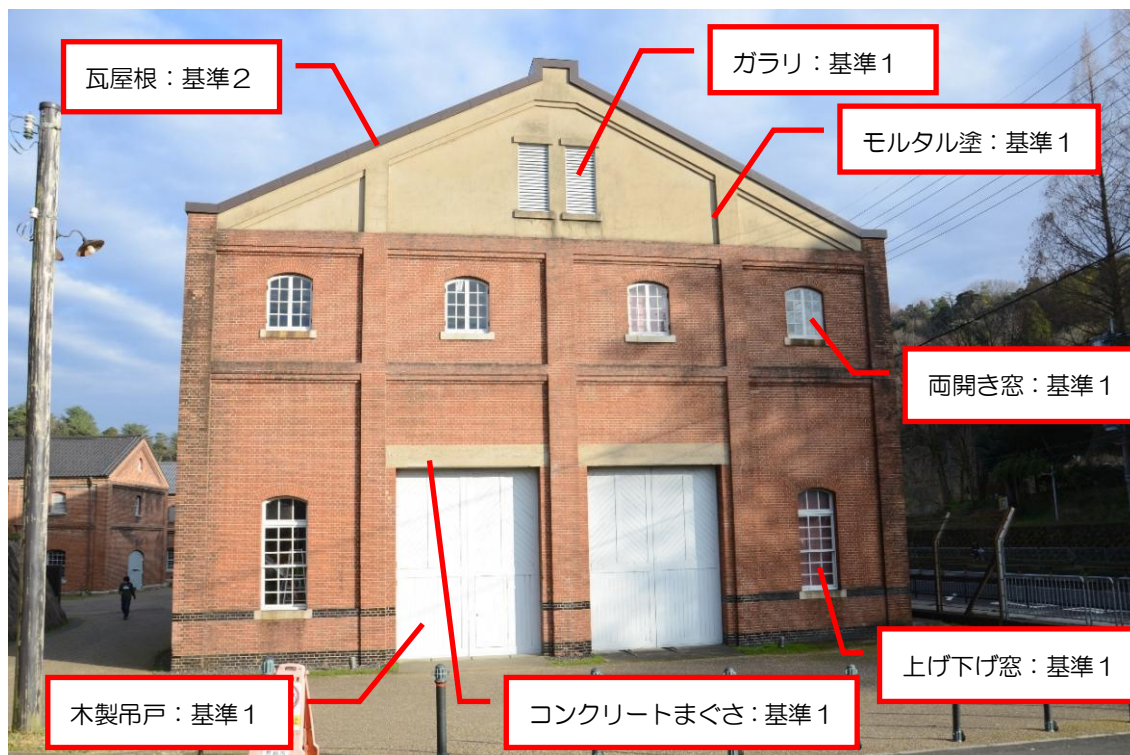
小屋組トラス上段

図2. 2. 30 5号棟 部分及び部位の保護方針3

5号棟



二階梁端部



外観 西面

図2.2.31 5号棟 部分及び部位の保護方針4

5号棟



外観 北面



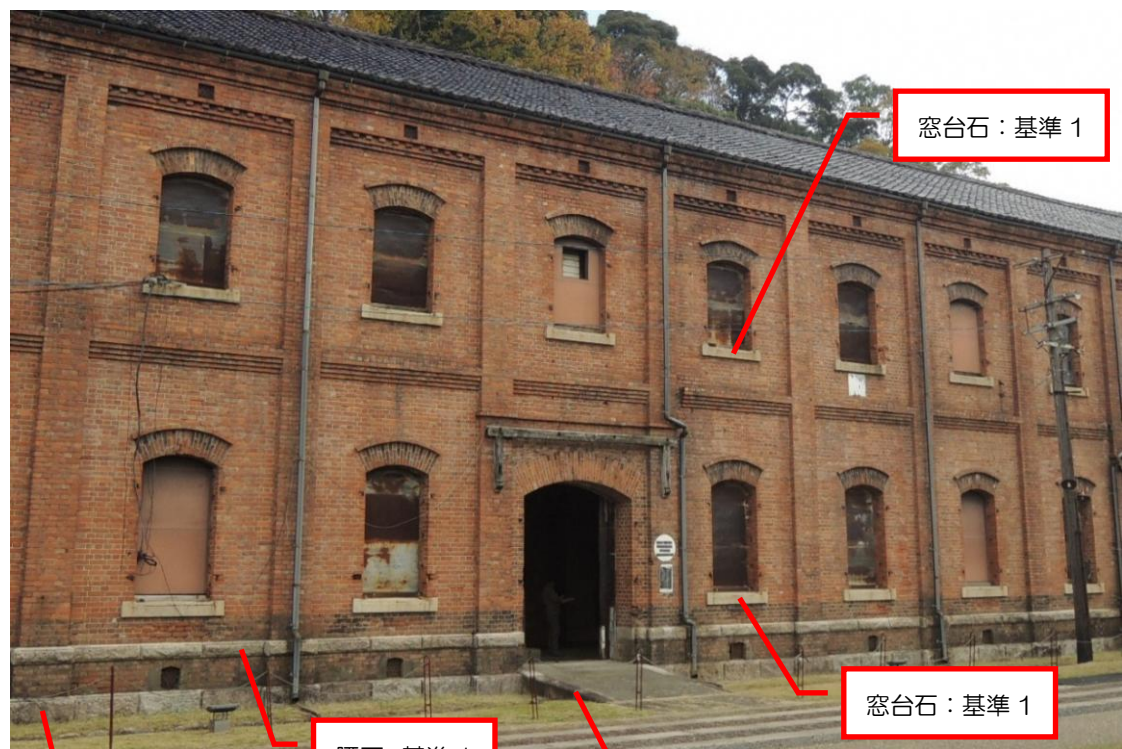
ステンレス製樋



受金物部分

図2. 2. 32 5号棟 部分及び部位の保護方針5

※写真はすべて6号棟



外壁南面



南面西側出入口

図2.2.33 6号棟、7号棟、8号棟 部分及び部位の保護方針 1

※写真はすべて 6 号棟



管柱足下



東妻面 円窓

図2.2.34 6号棟、7号棟、8号棟 部分及び部位の保護方針2

※写真はすべて6号棟



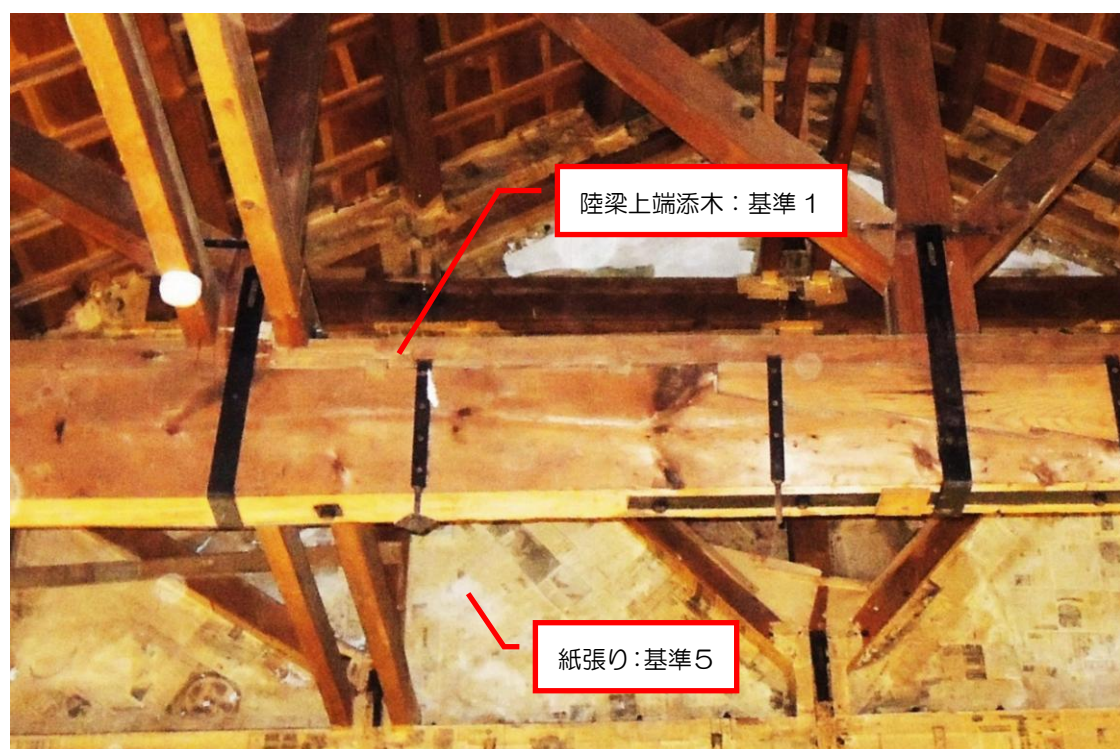
図2.2.35 6号棟、7号棟、8号棟 部分及び部位の保護方針3

※写真はすべて 6 号棟



図2.2.36 6号棟、7号棟、8号棟 部分及び部位の保護方針 4

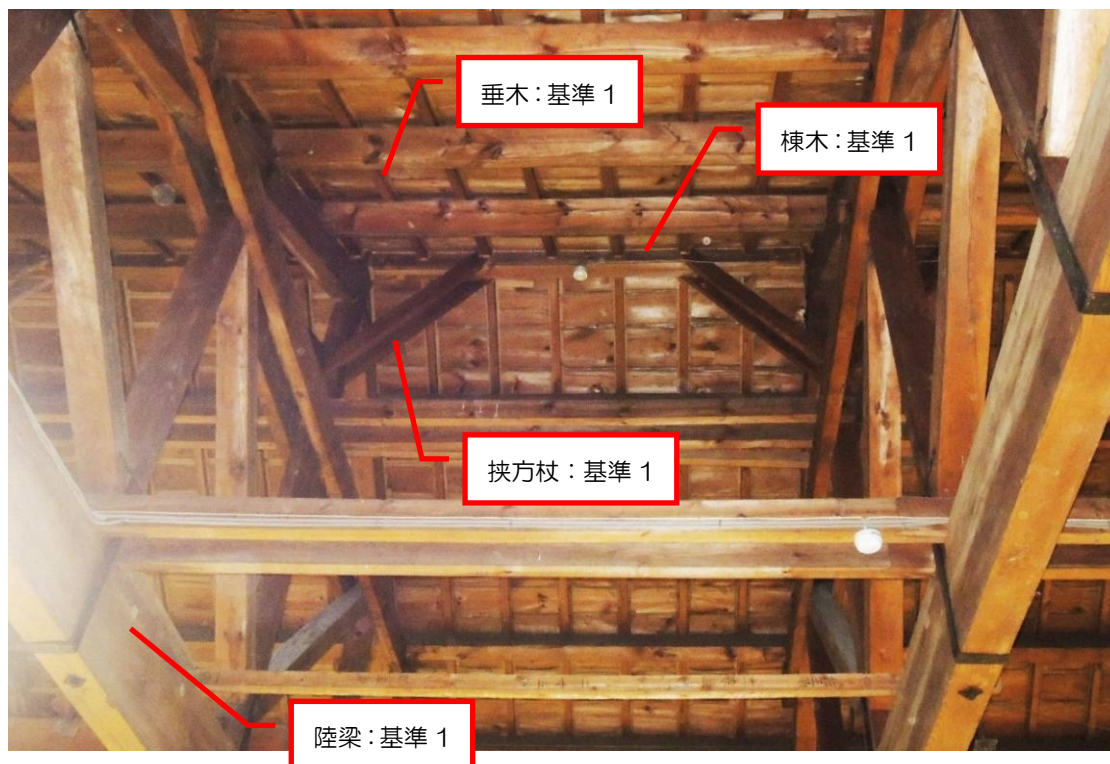
※写真はすべて 6 号棟



陸梁上端

図2.2.37 6号棟、7号棟、8号棟 部分及び部位の保護方針5

※写真はすべて6号棟



棟木廻り



出入口廻り

図2.2.38 6号棟、7号棟、8号棟 部分及び部位の保護方針6

※写真はすべて6号棟

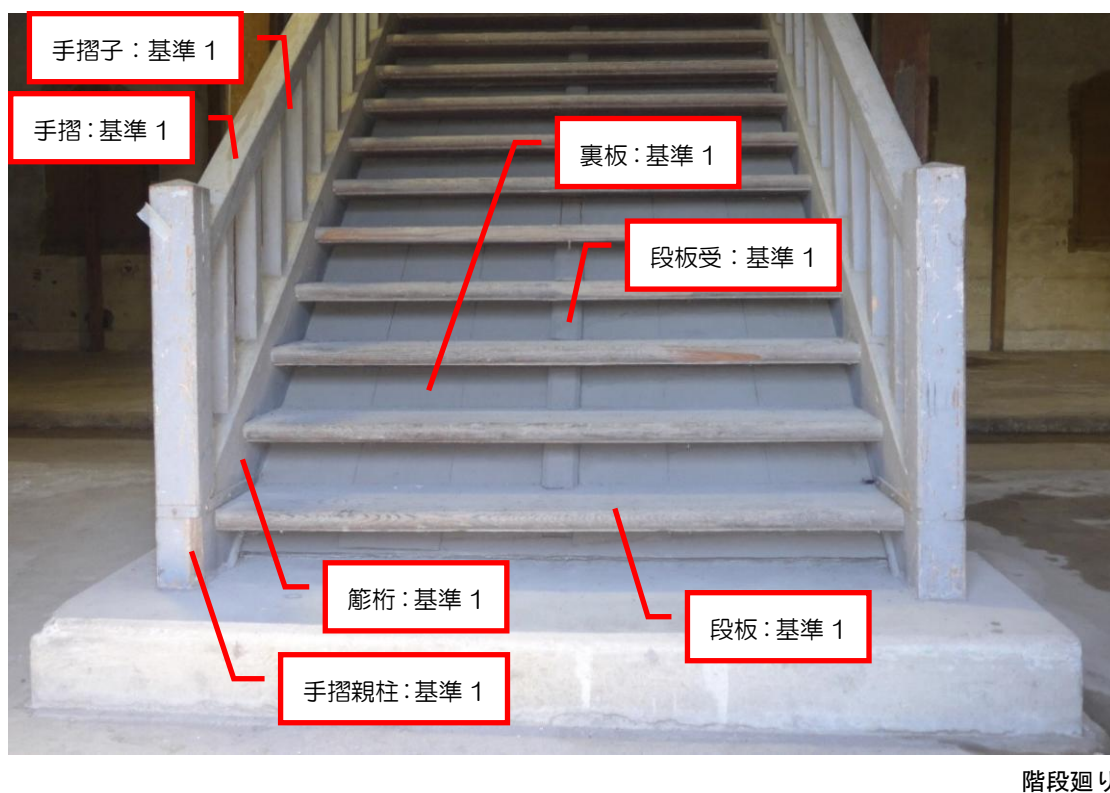
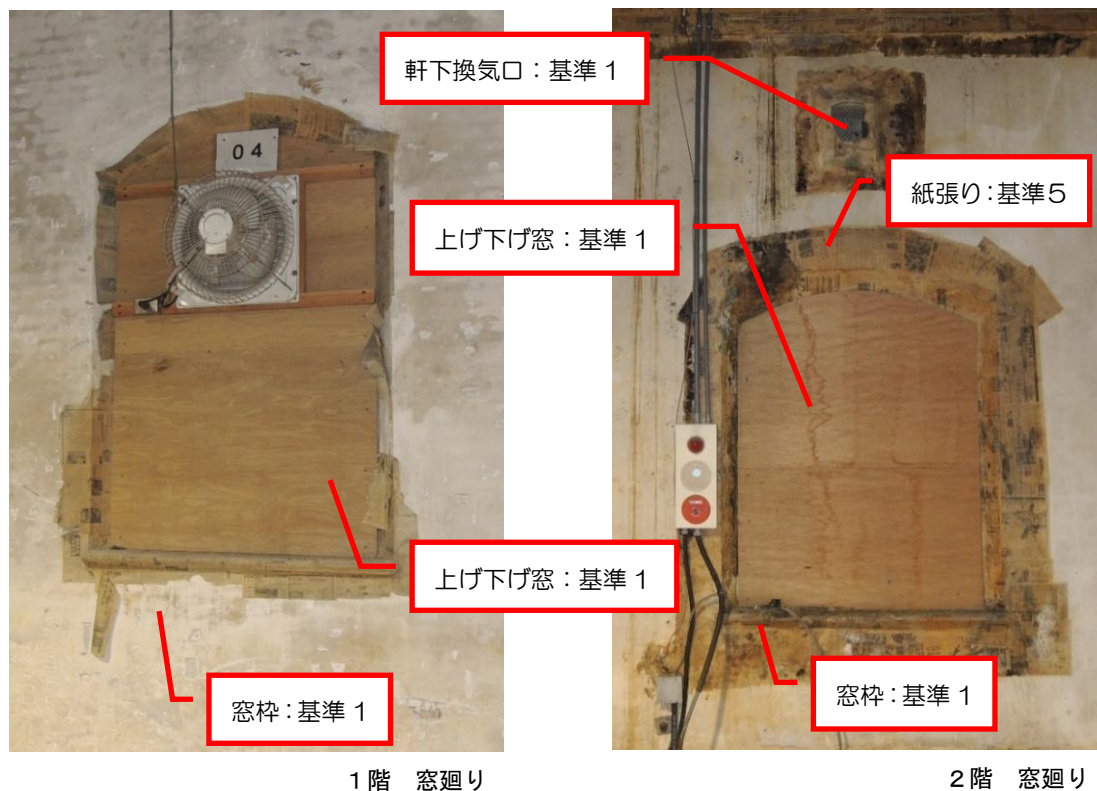
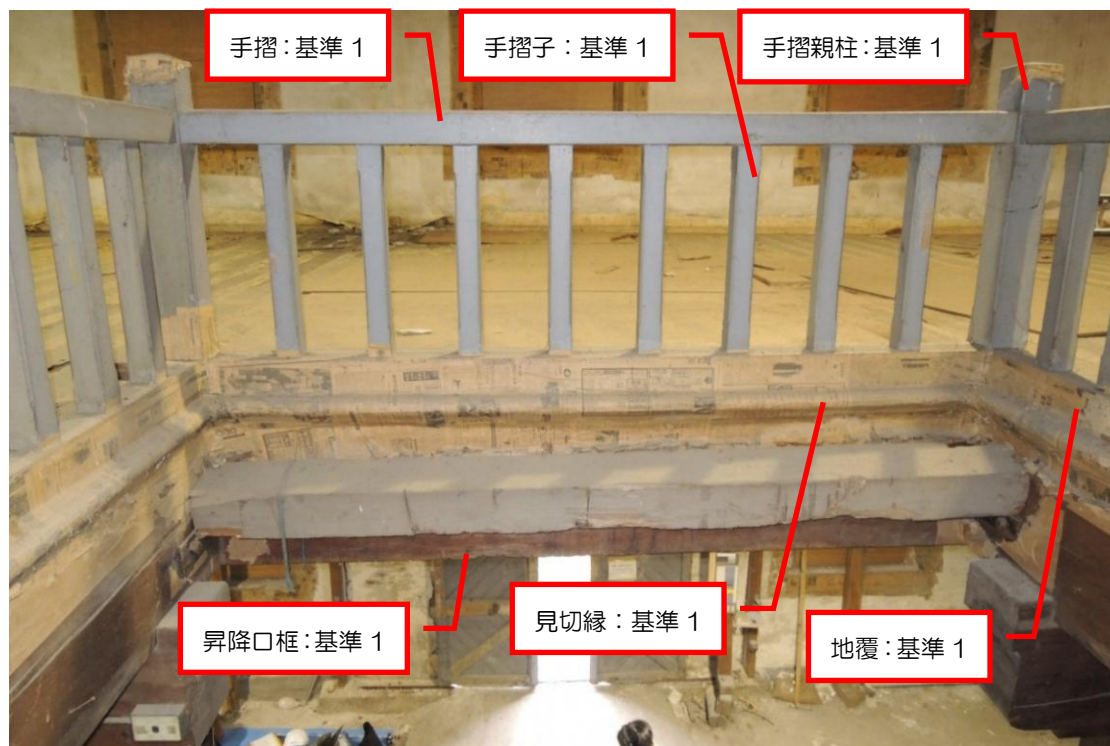


図2.2.39 6号棟、7号棟、8号棟 部分及び部位の保護方針 7

※写真はすべて 6 号棟



2 階 昇降口廻り



階段裏

図2.2.40 6号棟、7号棟、8号棟 部分及び部位の保護方針8

※写真はすべて 6 号棟



出入口 底廻り



庇 各部材

図2.2.41 6号棟、7号棟、8号棟 部分及び部位の保護方針9

※写真はすべて6号棟



北流れ



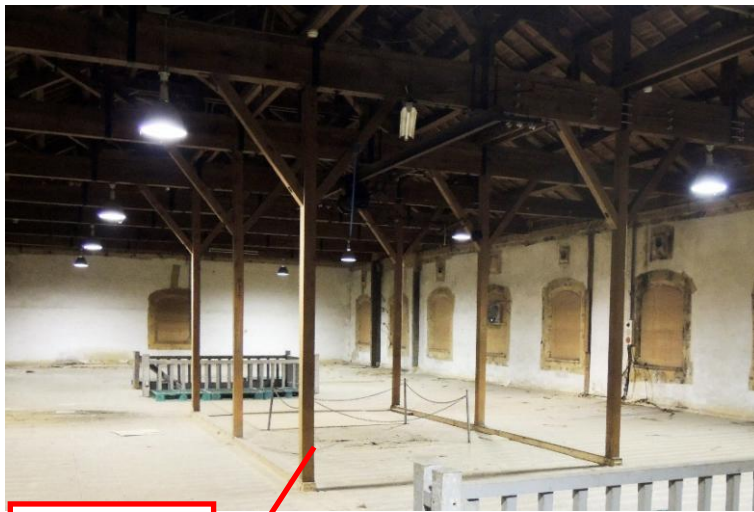
南流れ

図2.2.42 6号棟、7号棟、8号棟 部分及び部位の保護方針10

※写真はすべて 6 号棟



図2.2.43 6号棟、7号棟、8号棟 部分及び部位の保護方針11



補足材：基準 1

6号棟揚重設備周囲（2階）



揚重設備：基準 1

6号棟巻上げ機



揚重設備：基準 1

7号棟揚重設備周囲（2階）



揚重設備：基準 1

7号棟巻上げ機



補足材：基準 1

8号棟揚重設備周囲（2階）



揚重設備：基準 1

8号棟巻上げ機

図2.2.44 6号棟、7号棟、8号棟 部分及び部位の保護方針12

2-3 管理計画

(1) 管理体制

建物内部については、現在、1号棟は所有者である舞鶴市が直営で管理し、2号～5号棟は指定管理を行い、6号～8号棟は文部科学省が所有者であるため、舞鶴市が管理団体として管理している（図2.3.1）。今後の活用によっては、民間事業者等が一部の管理を担う可能性も考えられるため、適宜、管理体制を見直すこととする。

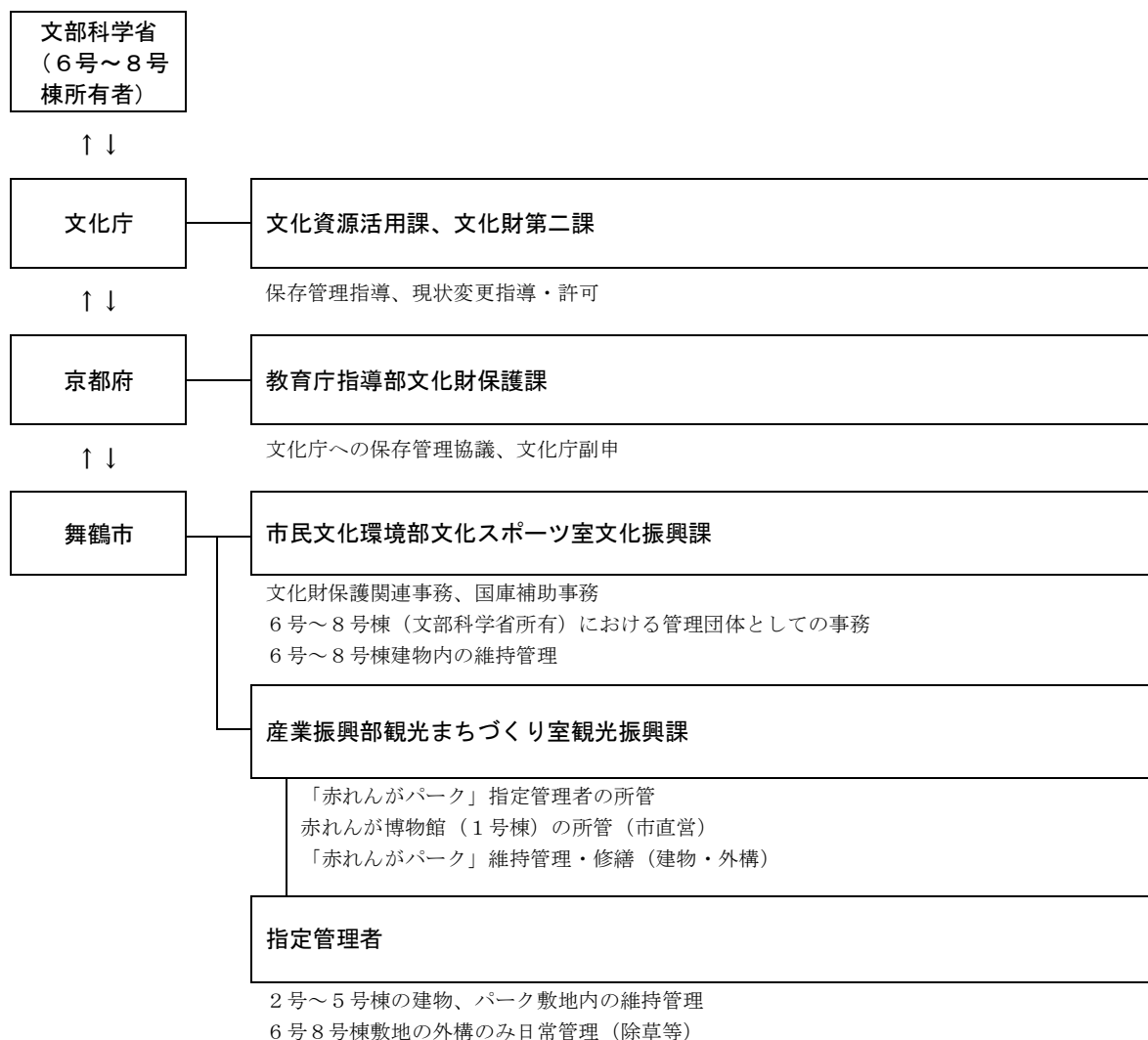


図2.3.1 管理体制図

(2) 管理方法

ア 保存環境の管理

1) 清掃・整頓に関する事項

舞鶴市または指定管理者による清掃・整頓を行う。

2) 日照・通風の確保に関する事項

清掃時、また点検時には窓の開閉を行う。

3) 蟻害・虫害・腐朽防止に関する事項

木部の状態や雨漏りの有無は定期的に確認する。特に出入口庇など破損の履歴を持つ箇所は重点的に点検する。また、雨樋の排水が堆積物等により阻害されていないか良く確認する。

4) 風水雪害に関する事項

台風・豪雨・豪雪など、建物に被害が生じる可能性のある気象状況の際には、事前の対応を可能な限り実施するとともに、事後、巡回点検を行い、被害を確認した場合は速やかに京都府、文化庁に報告し、対応を協議する。

5) その他

自動火災報知機や防犯システムは既存のものが存在するが、特に6号～8号棟については、活用計画に沿って適切な設備を整備する。

イ 建造物の維持管理

文化財保護法では、所有者（管理責任者又は管理団体がある場合は、その者）は、修理に着手しようとする日の30日前までに文化庁長官に届け出なければならない、と定められている。また「国宝又は重要文化財の修理の届出に関する規則」において、「補助金の交付を受けて修理を行うとき」または「命令又は勧告を受けて修理を行うとき」または「現状変更の許可を受けて修理を行うとき」は届出を要しないと定められている（詳細は第六章第2節参照）。

ただし、もっぱら管理責任者が維持・管理のために行う軽微な行為については、京都府及び文化庁と協議し、修理届を要するかどうか判断することとする。

ウ その他

将来、修理工事を行う場合は、古材は可能な限り再用することとし、やむを得ず補足材と取り替える場合は、オリジナルの部材をすべて廃棄することのないよう、一部の材料を選別し、適切に保管することとする。

2-4 修理計画

(1) 当面必要な維持修理の措置

需品庫3棟（6号～8号棟）については、北側屋根の軒先が一部鉄板葺きになっており、非常に雨仕舞が悪く、実際に雨漏りが生じていた。令和元年度に応急的な修繕が実施されたものの、再び生じないとも限らない状況である。また、すでに被害を被っている床板、野地板等に関しては、なるべく早く修理が必要である。

1号～5号棟については、現在、活用されている建物であり、日常的な維持管理は適切に行われている。

(2) 今後の保存修理計画

舞鶴市では重要文化財「舞鶴鎮守府倉庫施設」周辺のまちづくりについて、「赤れんが周辺等まちづくり基本実施計画」（平成30年3月）を策定し、整備を検討している。

保存修理工事がいまだ行われていない6号～8号棟についても、同実施計画において保存活用の方針が示されており、将来的に公開活用するための大規模改修が必要となる。

保存活用計画策定後、需品庫3棟において想定される保存修理の概要は表2.4.1のとおりである。

表2.4.1 6号～8号棟において想定される保存修理

修理箇所	状況	時期
屋根	瓦の破損・欠損・ズレ、雨漏りによる野地板腐食等	できるだけ早期に
軸組・小屋組	雨漏り部分の腐食	できるだけ早期に
躯体	部分的な欠損、亀裂、目地劣化等	できるだけ早期に
内装	漆喰壁補修、雨漏りによる二階床板腐食等	大規模改修時
建具	戸口建具、窓枠等建具の劣化、棄損	大規模改修時
庇	全面的に腐食、欠損	大規模改修時
外構	外周部の排水不良	大規模改修時
耐震補強	内部を公開活用する際は耐震補強が必要	できるだけ早期に

(3) 6号棟～8号棟の復原の方針について

6号棟～8号棟（需品庫3棟）の将来的な保存修理工事にあたっては、現状では失われている部材の復原等が課題になることが想定される。「舞鶴旧鎮守府倉庫施設保存活用計画策定懇話会」では当該3棟の復原方針について検討が進められ、今後の保存活用にあたっては、庇や鉄扉、1階木製床など、当初の仕様書には存在する、すでに失われている部材は復原する方針が示されたが、最終的な復原の方針は、保存修理工事において痕跡調査・技法調査等を行い、その結果に基づいて再度検討し、必要であれば現状変更において復原することが確認された。第5章において示す活用案の整備に際し、下記に示す懇話会の議論要点も踏まえて、復原の方針を決定することとする。

（参考：本懇話会での復原に関する議論の要点）

需品庫3棟のこれまでの変遷を見たとき、終戦以前の海軍施設として使用されていた時代と、戦後、民間倉庫として使用されていた時代という、大きく二つの時期に区別されることは明らかであるが、「海軍鎮守府の施設構成を理解するうえで重要」という指定理由から考えても、戦後に行われた改造や使用状況を示す痕跡は文化財としての価値が低く、現在の状態は記録保存とした上で、海軍施設であった時代に復原するのが原則である、という共通認識を確認した。

しかしながら、復原の一般的な考え方である「建造物が最も輝いていた時代」に戻すということを考えたとき、建設当初から終戦時までに行われた建物の改造（具体的には軍港引込線の敷設や建物外壁の迷彩塗装）の位置づけ（時期の特定、重要性の評価など）を判断し、復原年代を特定する必要がある。

したがって、今後の修理工事にあたっては、建物に残る痕跡や使用されている技法と文献史料の両面で詳細な調査を行い、建造当初から終戦に至るまでの需品庫3棟の細部の変遷を特定する作業が必要である。

一方、特定の時代に復原したときに、他の時代の造作が建物から失われてしまう懸念がある。需品庫3棟は、同形式・同仕様の建物が3棟並んでいるという、他にはない大きな特徴がある文化財であるということに注目し、一案として、3棟をそれぞれ別々の時代に復原するという方法もあるのではないかという意見もあった。

議論においては、「特定の時代に復原するというのがまずは原則であり、3棟別々の時代に復原するというのは前例がなく、リスクが大きい」「なぜ復原年代に差を設けるか、それぞれどのような画期を選んだか、明確な根拠と理由が必要」「棟ごとに差を設けるのではなく、一棟のなかで、たとえばスパンごとに復原年代を変えるという方法もあり得るのではないか」といった意見が挙がった。

また、建設当初の状態に建物を復原する場合には、当初は無かった軍港引込線の軌道の取り扱いが問題になるが、「設計当初の段階で、後に軍港引込線が開通し、倉庫内にも軌道を引き込むことが想定されていたと考えられるので、軌道を取り外す必要

はない」という意見があった。

また、復原することによって構造的に問題のある（例えば、外部庇を当初の形式に復原した場合、柱は撤去することになり、構造的には脆弱になってしまう）場合の対応としては、「建物の重要な部分は完全に復原し、その上で、活用していくにあたって問題があるのであれば、文化財の価値を損なわない範囲で、建築的な処理を付加していくという原則を持つべき」との意見があった。